

令和 5 年 度  
 普通交付税、地方特例交付金及び  
 臨時財政対策債発行可能額の改正点及び注意点

( 市 町 村 分 )

目 次

◎ 基準財政需要額

<個別算定経費>

一 消 防 費	-----	1
二 土 木 費		
(一) 道路橋りょう費	-----	3
(二) 港 湾 費 (漁港を含む。)	-----	10
(三) 都 市 計 画 費	-----	12
(四) 公 園 費	-----	14
(五) 下 水 道 費	-----	15
(六) その他の土木費	-----	21
三 教 育 費		
(一) 小学校費及び中学校費	-----	23
(二) 高 等 学 校 費	-----	30
(三) その他の教育費	-----	33
四 厚 生 費		
(一) 生 活 保 護 費	-----	41
(二) 社 会 福 祉 費	-----	42
(三) 保 健 衛 生 費	-----	54
(四) 高 齢 者 保 健 福 祉 費	-----	61
(五) 清 掃 費	-----	64
五 産 業 経 済 費		
(一) 農 業 行 政 費	-----	66
(二) 林 野 水 産 行 政 費	-----	70
(三) 商 工 行 政 費	-----	73
六 総 務 費		
(一) 徴 税 費	-----	74
(二) 戸籍住民基本台帳費	-----	75
(三) 地 域 振 興 費	-----	76
七 地域の元気創造事業費	-----	90
八 人口減少等特別対策事業費	-----	94
九 地域社会再生事業費	-----	99
十 地域デジタル社会推進費	-----	101
十一 公 債 費		
(一) 災 害 復 旧 費	-----	103
(二) 辺地対策事業債償還費	-----	104
(三) 補正予算債償還費	-----	104
(四) 地方税減収補填債償還費	-----	105
(五) 財源対策債償還費	-----	105
(六) 減税補填債償還費	-----	105
(七) 臨時財政対策債償還費	-----	106
(八) 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	-----	106

(九) 国土強靱化施策償還費	106
(十) 地域改善対策特定事業債等償還費	106
(十一) 過疎対策事業債償還費	106
(十二) 公害防止事業債償還費	106
(十三) 石油コンビナート等償還費	107
(十四) 地震対策緊急整備事業債償還費	107
(十五) 合併特例債償還費	107
(十六) 原子力発電施設等立地地域振興事業債償還費	107

<包括算定経費>

十二 包括算定経費	108
-----------	-----

◎ 基準財政収入額

一 市町村民税	
均等割	110
所得割	111
法人税割	116
二 固定資産税	117
三 軽自動車税	
環境性能割	119
種別割	120
四 市町村たばこ税	122
五 鉱産税	123
六 特別土地保有税	123
七 事業所税	124
八 利子割交付金	125
九 配当割交付金	125
十 株式等譲渡所得割交付金	125
十一 法人事業税交付金	126
十二 地方消費税交付金	127
十三 ゴルフ場利用税交付金	127
十四 軽油引取税交付金	128
十五 市町村交付金	128
十六 環境性能割交付金	129
十七 特別とん譲与税	129
十八 地方揮発油譲与税	130
十九 石油ガス譲与税	131
二十 自動車重量譲与税	131
二十一 航空機燃料譲与税	131
二十二 森林環境譲与税	132
二十三 交通安全対策特別交付金	132
二十四 地方特例交付金	132
二十五 東日本大震災に係る特例加算	133

◎ 地方特例交付金	135
-----------	-----

◎ 臨時財政対策債発行可能額	136
----------------	-----

## ◎ 基準財政需要額

### <個別算定経費>

#### 一 消防費

段階補正係数×密度補正Ⅰ係数×普通態容補正係数+(密度補正Ⅱ係数-1)+(密度補正Ⅲ係数-1)+經常態容補正係数+(事業費補正係数-1)

##### (1) 密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱについては、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域所在市町村に対する防災要員等についての所要経費を算入していること。その算定方法は次のとおりである。

$$\text{算式：密度補正Ⅱ係数-1} = \frac{[(A = \text{区域指定指数}) \times (\alpha = \text{定率}) + (\beta = \text{定数})] \times 668}{\text{人口}}$$
$$668 = 7,750 \text{千円 (消防吏員等1人当たり一般財源)} / 11,600 \text{円 (単位費用)}$$

##### (2) 密度補正Ⅲ

密度補正Ⅲ係数（「団員」階級の消防団員の年額報酬等）の算定方法は次のとおりである。

$$\text{算式：密度補正Ⅲ係数-1} = \frac{58.886 \text{千円} \times B - (28,148 \text{千円} \times A \times C \times D)}{11.6 \text{千円} \times A}$$

A : 測定単位の数値

B : 「令和5年度標準額支払団員数の調査について（照会）」（令和5年3月10日付け消防地第184号各都道府県消防・防災主管部局あて消防庁地域防災室通知）に基づいて消防庁に報告された「標準額支払団員数（人）」の数

C : 段階補正係数

D : 密度補正Ⅰ係数

##### (3) 普通態容補正（種地区分による算定分）

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年消防庁告示第4号）に基づくシミュレーターを用いた緊急操作訓練の実施、ヘリコプターの機体価格、航空保険料に要する経費について措置を拡充し、種地区分ごとに算出した率に、特別区、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市にあっては、0.038を、札幌市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市及び北九州市にあっては、0.019をそれぞれ加算した率とする。

(4) 経常態容補正

経常態容補正の算定方法は、次のとおりとし、平成11年4月1日以降に合併した市町村の一本算定にのみ適用する。

$$\text{算式：経常態容補正係数} = \frac{B}{A \times 11.6 \text{千円}}$$

A：測定単位の数値

B：合併関係市町村（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額

$$15.7 \times \text{①} \times \text{②} - 8.26 \times \text{①} \times \text{③}$$

①：合併関係市町村の令和2年国勢調査人口

②：人口段階による補正率

③：人口段階による補正率（新市町村の人口を用いる）

人口	段階補正係数
～ 4千人未満	1 / P (0.85 P + 1,680)
4千人以上～ 8千人未満	1 / P (0.73 P + 2,160)
8千人以上～ 12千人未満	1 / P (0.91 P + 720)
12千人以上～ 20千人未満	1 / P (0.55 P + 5,040)
20千人以上～ 30千人未満	1 / P (0.44 P + 7,240)
30千人以上～ 50千人未満	1 / P (0.36 P + 9,640)
50千人以上～100千人未満	1 / P (0.48 P + 3,640)
100千人以上～250千人以下	1 / P (0.34 P + 17,640)
250千人超～	1 / P (0.34 P + 17,640)

人口	段階補正係数
～ 8千人未満	1 / P (0.96 P + 7,380)
8千人以上～ 12千人未満	1 / P (1.42 P + 3,700)
12千人以上～ 20千人未満	1 / P (0.72 P + 12,100)
20千人以上～ 30千人未満	1 / P (1.12 P + 4,100)
30千人以上～100千人未満	1 / P (0.89 P + 11,000)
100千人以上～250千人以下	1 / P (0.66 P + 34,000)
250千人超 ～400千人以下	1 / P (0.70 P + 24,000)
400千人超 ～1百万人以下	1 / P (0.71 P + 20,000)
1百万人超 ～2百万人以下	1 / P (0.72 P + 10,000)
2百万人超～	1 / P (0.72 P + 10,000)

(注) 補正係数が1.270を超えるときは、1.270とする。

(注) 補正係数が2.805を超えるときは、2.805とする。

(5) 事業費補正

事業費補正の算定方法は次のとおりである。

$$\text{算式：事業費補正係数} = \frac{\sum_{n=18}^3 (B_n \times C_n)}{11.6 \text{千円} \times A}$$

A：測定単位の数値（人口）

B<sub>n</sub>：n年度に発行について同意又は許可を得た施設整備事業債（一般財源化分）消防防災設備整備費補助金

C<sub>n</sub>：市場公募都市にあつては、H18=0.03800 H19=0.03810 H20=0.04259 H21=0.04799 H22=0.04687  
 H23=0.03398 H24=0.03505 H25=0.03620 H26=0.03550 H27=0.03420  
 H28=0.03330 H29=0.03340 H30=0.02545 R元=0.02476 R2=0.00146  
 R3=0.00187 R4=0.00460

その他の市町村にあつては、H20=0.05951 H21=0.06223 H22=0.06257 H23=0.04388 H24=0.04503  
 H25=0.04540 H26=0.04470 H27=0.04360 H28=0.04330 H29=0.04340  
 H30=0.03539 R元=0.03488 R2=0.00152 R3=0.00216 R4=0.00509

## 二 土 木 費

### (一) 道路橋りょう費

#### 1 道路の面積

##### (1) 測定単位について

- ① 「道路の面積」については、道路台帳が整備済の路線（起点から終点までがすべて整備されているものであり、部分的に整備されているものは含まない。「道路の延長」についても同じ）にあつては令和4年4月1日現在の数値を用いること。（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）」に基づき、国と各地方団体が個別協議を重ね、令和5年4月1日に地方団体に移管された一般国道の直轄区間については、令和4年4月1日現在の「道路の面積」に相当する数値を用いること。）

なお、平成23年度から、国道（指定区間）については、測定単位から控除するものであること。

- ② 測定単位の数値には、路面幅員1.5m未満の道路（橋りょうを除く。）を含めないこと。

また、議会の議決及び認定公示はされているが区域の決定及び供用開始の公示がなされていない道路、未供用の道路、有料道路、道路法が適用されない農道及び林道に係る数値等についても含まれないものであること。

（指定都市にあつては、その区域内の国道（指定区間を含まない。）及び道府県道で幅員が2.5m以上の道路を含むものであること。また、道路法第17条第2項又は第3項の規定により管理を行う市町村にあつては、当該市町村が管理する国道及び道府県道で幅員が2.5m以上の道路を含むものであること。）

なお、路線が重複している道路については、道路法第11条第1項から第3項までの規定による取扱いにより上級の路線に係る数値とし、同級の路線については、いずれか一方の路線として取り扱い、数値が重複しないよう注意すること。鉄道と道路の交差する場合においては、交差分を数値に含めるものであること。

- ③ 橋りょうについては、橋長2m未満の橋は、昭和34年3月12日付道発第100号建設省道路局長発各都道府県知事あて「道路法施行規則の改正について」の通達によって、橋りょうとみなされないものであるため、橋りょうに含めず道路の数値に含めること。

また、幅員が1.5m未満の橋りょうについても、橋りょうの数値に含まれるものであること。

##### (2) 補正について

普通態容補正係数＋（寒冷補正係数－1）

- ① 種別補正係数の算定に当たっては、道路の種別及び幅員ごとの数値に単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。ただし、橋りょうの面積については、小数点以下2位未満を四捨五入すること（したがって、それらの数値の合計は測定単位の数値とは必ずしも一致しないものであること。）。また、種別補正後の数値は整数とし、整数未満を四捨五入すること。

また、指定都市においては、道路法第17条第1項の規定により、指定都市が管理する国道及び道府県道について、道路の種別に応じ、種別補正を適用するものであること。道路法第17条第2項又は第3項の規定により市町村が管理する国道及び道府県道についても、同様であること。

- ② 寒冷補正のうち積雪度の補正率の算定に当たっては、種地区分のI-10～I-8種地の市町村にあつては1.30、I-7～I-4種地の市町村にあつては1.07、その他の市町村にあつては1.00を道路の種別及び幅員ごとの補正率に乗じた係数（小数点以下3位未満四捨五入）を用いるので注意すること。

また、積雪度級地区分は令和5年4月6日付け事務連絡市-4別紙の市町村の級地区分によること。積雪度の級地区分の見直しにより級地が下がる団体（無級地となった団体を含む。）の算定にあつては、激変緩和措置を講じることとしており、令和5年度は次の式により算定する。

算式

$$A + (B - A) \times \alpha \quad ※ B - A \text{ が負数となる場合は } 0 \text{ とする。}$$

算式の符号

A：見直し後の級地区分に応ずる補正率

B：見直し前の級地区分に応ずる補正率

$\alpha$ ：0.8

## 2 道路の延長

### (1) 測定単位について

- ① 「道路の延長」については、道路台帳が整備済の路線にあつては令和4年4月1日現在の数値を用いること。  
また、国道指定区間については、道路台帳の有無にかかわらず、国土交通省の機関に公文書で照会した令和4年4月1日現在の数値を用いること。（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）」に基づき、国と各地方団体が個別協議を重ね、令和5年4月1日に地方団体に移管された一般国道の直轄区間については、令和5年度は建設改良に係る経費は生じないと国交省に確認済みであるため、当該道路の「道路の延長」の数値は、測定単位に含めないこと。）
- ② 測定単位の数値には、「道路の面積」と同様、路面幅員1.5m未満の道路（橋りょうを除く。）を含めないこと。  
（指定都市にあつては、その区域内の国道（指定区間を含む。）及び道府県道で「道路の面積」と異なり、2.5m未満の道路を含むものであること。また、道路法第17条第2項又は第3項の規定により管理を行う市町村にあつても、当該市町村が管理する国道及び道府県道で2.5m未満の道路を含むものであること。）  
その他は「道路の面積」を参照のこと。

### (2) 補正について

普通態容補正係数 × 投資補正係数 + (事業費補正係数 - 1) + (寒冷補正係数 - 1)

- ① 投資補正係数の算式については、次のとおりであるが、算定過程において路面幅員区分ごとの数値に単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入することとし、道路の種別及び幅員区分ごとの比率、交通事故件数比率及びそれらに補正率を乗じた数値にあつては、小数点以下3位未満を四捨五入すること。

$$\begin{aligned} \text{投資補正係数} &= A \times \alpha \times 12.8 + B \times 8.0 + \frac{C}{0.561} \times 0.24 + \frac{D}{0.356} \times 0.51 + \frac{E}{0.083} \times 0.15 + F \times \beta \\ &= A \times \alpha \times 12.8 + B \times 8.0 + C \times 0.43 + D \times 1.43 + E \times 1.81 + F \times \beta \end{aligned}$$

[算式の符号]

A：国道延長比率（橋りょうを含む。指定都市及び道路法第17条第2項又は第3項の規定により管理を行う市町村（以下「指定都市等」という。）にのみ適用）

国道の延長を測定単位の数値で除して得た数。

B：道府県道延長比率（橋りょうを含む。指定都市等にのみ適用）

道府県道の延長を測定単位の数値で除して得た数。

C：道路整備比率Ⅰ

市町村道のうち幅員4.5m以上の道路延長を測定単位の数値で除して得た数。

D：道路整備比率Ⅱ

市町村道のうち幅員2.5m以上4.5m未満の道路延長を測定単位の数値で除して得た数。

E：道路整備比率Ⅲ

市町村道のうち幅員1.5m以上2.5m未満の道路延長を測定単位の数値で除して得た数。

F：交通事故件数比率

令和2年、令和3年の交通事故件数の平均（整数未満の端数は四捨五入）を測定単位の数値で除して得た数。

$\alpha$ ：北海道内の指定都市にあつては0.5、その他の指定都市等にあつては1.0

$\beta$ ：大都市にあつては0.16、その他の市町村にあつては0.33

② 事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 (\text{事業費補正係数} - 1) = & \frac{\sum_{n=15}^{20} (B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{20} (D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{20} (F_n \times G_n) + \sum_{n=15}^{20} (H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{22} (J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{22} (L_n \times M_n)}{189,000\text{円} \times A} \\
 & + \frac{\sum_{n=21}^{24} (N_n \times O_n) + \sum_{n=21}^{24} (P_n \times Q_n) + (R \times S) + (T \times U) + \sum_{n=21}^{22} (V_n \times W_n) + \sum_{n=23}^{26} (X_n \times Y_n)}{} \\
 & + \frac{\sum_{n=23}^{26} (Z_n \times AA_n) + \sum_{n=23}^4 (AB_n \times AC_n) + \sum_{n=23}^4 (AD_n \times AE_n) + \sum_{n=26}^4 (AF_n \times AG_n)}{}
 \end{aligned}$$

A : 測定単位の数値

B<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち一般分に係る同意等額  
(資金手当分を除く。)

C<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
15	0.006	0.006
16	0.003	0.003
17	0.013	0.000
18	0.011	0.000
19	0.011	0.000
20	0.01278	0.01785

D<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分に係る同意等額 (資金手当分及び財源対策債分を除く。)

E<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
15	0.006	0.006
16	0.003	0.003
17	0.013	0.000
18	0.011	0.000
19	0.011	0.000
20	0.01278	0.01785

F<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち地方特定道路整備事業分の財源対策債分に係る同意等額 (資金手当分を除く。)

G<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
15	0.033	0.033
16	0.005	0.005
17	0.030	0.000
18	0.025	0.000
19	0.019	0.000
20	0.02130	0.02976

H<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

I<sub>n</sub> : 次の表に掲げる率とする。

n	乗率
15	0.015
16	0.008
17	0.000
18	0.000
19	0.000
20	0.04761

J<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち通常事業に係る同意等額（農道・林道分及び資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業※に限る。）

※以下のものを「継続事業」という（以下道路橋りょう費において同じ。）。

- ・社会資本整備総合交付金（従前の地域活力基盤創造交付金見合い分に限る。）を財源として実施する事業と合わせて実施する地方費による事業について、平成21年度までに①用地の取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで進捗しているもの。
- ・地方特定道路整備計画に位置づけられた地方特定道路整備事業（平成20年度～平成24年度）

K<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
21	0.01440	0.01867
22	0.01406	0.01877

L<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における一般事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。平成22年度同意等額は継続事業に限る。）

M<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
21	0.01440	0.01867
22	0.01406	0.01877

N<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分に係る同意等額（資金手当分及び財源対策債分を除く。平成22年度以降同意等額は継続事業に限る。）

O<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
21	0.01440	0.01867
22	0.01406	0.01877
23	0.01456	0.01881
24	0.01502	0.01930

P<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における地方特定道路整備事業分の財源対策債分に係る同意等額（資金手当分を除く。）



Q<sub>n</sub>：次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
21	0.02400	0.03112
22	0.02344	0.03129
23	0.02427	0.03135
24	0.02504	0.03217

R：平成21年度に発行について同意又は許可を得た地方道路等整備事業に係る地方債のうち臨時事業における被災市街地復興特別事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

S：次表に掲げる率とする。

	乗率
21	0.04978

T：平成22年度に発行について同意又は許可を得た一般単独事業債に係る地方債のうち一般事業における一般分の被災市街地復興特別事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

U：次表に掲げる率とする。

	乗率
22	0.05006

V<sub>n</sub>：n年度に発行について同意又は許可を得た一般公共事業に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分に係る同意等額（高速自動車国道建設事業分、資金手当分及び補正予算債分を除く。）

W<sub>n</sub>：次表に掲げる率とする。

n	乗率
21	0.02693
22	0.02644

X<sub>n</sub>：n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、平成21年度末までに①用地取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているものとして平成23年度から公共事業等債に統合されたもの）に係る分の旧通常事業量分の充当率を用いているものに係る同意等額（資金手当分を除く。）

Y<sub>n</sub>：次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
23	0.01533	0.01861
24	0.01555	0.01896
25	0.016	0.019
26	0.016	0.019

Z<sub>n</sub>：n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち旧地方道整備事業債（社会資本整備総合交付金のうち従前の地域活力基盤創造交付金見合い分を受けて実施する事業で、平成21年度末までに①用地取得の一部、②補償の一部、③本体工事のいずれかの段階まで事業が進捗しているものとして平成23年度から公共事業等債に統合されたもの）に係る分の旧臨時事業・一般事業分の充当率を用いているものに係る同意等額（資金手当分を除く。）

AA<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
23	0.01533	0.01861
24	0.01555	0.01896
25	0.016	0.019
26	0.016	0.019

AB<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち被災市街地復興特別事業分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

AC<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
23	0.04963
24	0.05057
25	0.051
26	0.050
27	0.049
28	0.0484
29	0.0485
30	0.04841
元	0.04801
2	0.00186
3	0.00271
4	0.00600

AD<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち高規格幹線道路建設事業分に係る同意等額（高速自動車国道建設事業分、資金手当分及び補正予算債分を除く。）

AE<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	乗率
23	0.02555
24	0.02591
25	0.027
26	0.026
27	0.025
28	0.0243
29	0.0241
30	0.02411
元	0.02368
2	0.00113
3	0.00153
4	0.00345

AF<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債のうち離島の防災機能強化（道路整備）分に係る同意等額（資金手当分を除く。）

AG<sub>n</sub> : 次表に掲げる率とする。

n	市場公募都市における乗率	その他の市町村における乗率
26	0.026	0.031
27	0.025	0.030
28	0.0243	0.0303
29	0.0241	0.0303
30	0.02411	0.03026
元	0.02368	0.03001
2	0.00113	0.00117
3	0.00153	0.00170
4	0.00345	0.00375

- ③ 寒冷補正について、積雪度の級地区分の見直しにより級地が下がる団体（無級地となった団体を含む。）の算定にあつては、激変緩和措置を講じることとしており、令和5年度は次の式により算定する。

算式

$$A + (B - A) \times \alpha \quad ※ B - A \text{ が負数となる場合は } 0 \text{ とする。}$$

算式の符号

A : 見直し後の級地区分に応ずる補正率

B : 見直し前の級地区分に応ずる補正率

$\alpha$  : 0.8

## (二) 港湾費

### 1 係留施設の延長を測定単位とするもの

#### (1) 測定単位について

- ① 測定単位は港湾または漁港における係留施設の延長であること。
- ② 測定単位の数値については、令和5年4月6日付け総財交第31号「令和5年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」中「第4 港湾費に関する調」の記載要領を参考にすること。
- ③ 令和4年4月1日から令和5年4月1日までの間において、港湾等の管理状況（普通交付税に関する省令第5条 第1項 表7・9参照）に変更があった場合における係留施設の延長は、総務大臣が必要と認める場合に限り、令和5年4月1日現在における管理状況による数値を算定に用いることができること。

#### (2) 補正について

普通態容補正係数×寒冷補正係数

- ① 港湾分に用いる種別補正係数については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく保安対策実施の対象外である地方港湾の実態を勘案し、以下のとおりとしていること。  
国際戦略 1.300 国際拠点 1.300 重要 1.000 地方 0.600
- ② 種別補正に用いる港湾の区別は令和5年4月1日現在であること。

### 2 外郭施設の延長を測定単位とするもの

#### (1) 測定単位について

- ① 測定単位の数値については、係留施設の延長を測定単位とするものを参照すること。
- ② 「外郭施設の延長」には、港湾にあっては港湾台帳に、漁港にあっては漁港台帳に記載されている道路護岸及び海岸保全施設の延長を含めるものであること。

#### (2) 補正について

##### ① 事業費補正係数

(港湾分)

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{B \times 0.3 + \sum_{n=15}^4 (C_n \times D_n)}{5,310 \text{円} \times A}$$

A : 外郭施設の延長

B : 平成11年度以前に発行を許可された港湾事業に係る地方債元利償還金

C<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た港湾事業に係る地方債の額

(平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債については、継続事業及び災害関連事業に限る)

D<sub>15</sub> : 0.033

D<sub>16</sub> : 0.033

D<sub>17</sub> : 市場公募団体 0.029                      その他の団体 0.021

D<sub>18</sub> : 市場公募団体 0.025                      その他の団体 0.014

D<sub>19</sub> : 市場公募団体 0.026                      その他の団体 0.014

D<sub>20</sub> : 市場公募団体 0.02653                      その他の団体 0.03157

D<sub>21</sub> : 市場公募団体 0.02693                      その他の団体 0.03164

D<sub>22</sub> : 市場公募団体 0.02644                      その他の団体 0.03156

D<sub>23</sub> : 市場公募団体 0.02555                      その他の団体 0.03102

D<sub>24</sub> : 市場公募団体 0.02591                      その他の団体 0.03161

D <sub>25</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 7	その他の団体	0. 0 3 2
D <sub>26</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 6	その他の団体	0. 0 3 1
D <sub>27</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 5	その他の団体	0. 0 3 0
D <sub>28</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 4 3	その他の団体	0. 0 3 0 3
D <sub>29</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 4 1	その他の団体	0. 0 3 0 3
D <sub>30</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 4 1 1	その他の団体	0. 0 3 0 2 6
D <sub>元</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 3 6 8	その他の団体	0. 0 3 0 0 1
D <sub>2</sub> : 市場公募団体	0. 0 0 1 1 3	その他の団体	0. 0 0 1 1 7
D <sub>3</sub> : 市場公募団体	0. 0 0 1 5 3	その他の団体	0. 0 0 1 7 0
D <sub>4</sub> : 市場公募団体	0. 0 0 3 4 5	その他の団体	0. 0 0 3 7 5

5,310円 : 単位費用  
0.3 : 算入率

(漁港分)

$$(事業費補正係数 - 1) = \frac{B \times 0.3 + \sum_{n=15}^4 (C_n \times D_n)}{3,400円 \times A}$$

A : 外郭施設の延長

B : 平成11年度以前に発行を許可された漁港事業に係る地方債元利償還金

C<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た漁港事業に係る地方債の額

(平成22年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債については、継続事業及び災害関連事業に限る)

D<sub>15</sub> : 0. 0 3 3

D<sub>16</sub> : 0. 0 3 3

D <sub>17</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 9	その他の団体	0. 0 2 1
D <sub>18</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 5	その他の団体	0. 0 1 4
D <sub>19</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 6	その他の団体	0. 0 1 4
D <sub>20</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 6 5 3	その他の団体	0. 0 3 1 5 7
D <sub>21</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 6 9 3	その他の団体	0. 0 3 1 6 4
D <sub>22</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 6 4 4	その他の団体	0. 0 3 1 5 6
D <sub>23</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 5 5 5	その他の団体	0. 0 3 1 0 2
D <sub>24</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 5 9 1	その他の団体	0. 0 3 1 6 1
D <sub>25</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 7	その他の団体	0. 0 3 2
D <sub>26</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 6	その他の団体	0. 0 3 1
D <sub>27</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 5	その他の団体	0. 0 3 0
D <sub>28</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 4 3	その他の団体	0. 0 3 0 3
D <sub>29</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 4 1	その他の団体	0. 0 3 0 3
D <sub>30</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 4 1 1	その他の団体	0. 0 3 0 2 6
D <sub>元</sub> : 市場公募団体	0. 0 2 3 6 8	その他の団体	0. 0 3 0 0 1
D <sub>2</sub> : 市場公募団体	0. 0 0 1 1 3	その他の団体	0. 0 0 1 1 7
D <sub>3</sub> : 市場公募団体	0. 0 0 1 5 3	その他の団体	0. 0 0 1 7 0
D <sub>4</sub> : 市場公募団体	0. 0 0 3 4 5	その他の団体	0. 0 0 3 7 5

3,400円 : 単位費用

0.3 : 算入率

### (三) 都市計画費

#### (1) 測定単位について

「都市計画区域における人口」は、前年度の4月1日現在における都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の規定による都市計画区域における令和2年国勢調査人口を用いる。

なお、市町村の区域の一部が都市計画区域である場合は、その区域における令和2年国勢調査に係る「小地域集計第1表（基本単位区別集計結果）」に基づき、都市計画区域となる基本単位区の人口を積算することにより「都市計画区域人口」とするものであり、総務大臣の承認が必要であること。

(注) 基本単位区の一部が都市計画区域である場合は、基本単位区内の全人口を都市計画区域人口とみなすものであること。

#### (2) 補正について

普通態容補正係数 + (事業費補正係数 - 1)

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{B}{969\text{円} \times A}$$

#### (注) 1 算式の符号

A：測定単位の数値

B：算入額（ア～ハ）

ア：地下高速鉄道建設事業等補助金債（総務大臣通知額）（n年度同意等額）×n年度乗率

イ：地下鉄事業続特例債元金償還金（総務大臣通知額）×0.45

ウ：地下鉄事業再特例債元金償還金（総務大臣通知額）（平成26年度同意等分まで）×0.45

エ：地下鉄事業再特例債（総務大臣通知額）（n年度同意等額）×n年度乗率

オ：地下鉄事業続特例債支払利息（総務大臣通知額）×0.45

カ：地下鉄事業出資債元利償還金（平成11年度許可分まで）×0.6

キ：地下鉄事業出資債（n年度同意等額）×n年度乗率

ク：地下鉄緊急整備事業企業債（特別分）元利償還金（平成11年度許可分まで）（総務大臣通知額）×0.75

ケ：地下鉄緊急整備事業企業債（特別分）（平成n年度同意等額）の3分の2相当額×n年度乗率

コ：地下鉄緊急整備事業出資債（地方単独整備区間分）（平成11年度許可分まで）元利償還金×0.6

サ：地下鉄緊急整備事業出資債（三セク）（平成11年度許可分まで）元利償還金×0.3

シ：地下鉄緊急整備事業出資債（地方単独整備区間分）（平成n年度同意等額）×n年度乗率

ス：地下鉄輸送力増強等事業出資債（平成11年度許可分まで）元利償還金×0.6

セ：地下鉄輸送力増強等事業出資債（平成n年度許可額）×n年度乗率

ソ：地下鉄緊急改良事業出資債（平成n年度同意等額）×n年度乗率

タ：地下鉄安全性向上対策事業出資債（平成n年度許可額）×n年度乗率

チ：地下鉄等防災・安全対策事業出資債（平成n年度同意等額）×n年度乗率

ツ：ニュータウン鉄道事業出資債（平成11年度許可分まで）元利償還金×0.6

テ：ニュータウン鉄道事業出資債（平成n年度同意等額）×n年度乗率

ト：ニュータウン鉄道建設事業等補助金債（総務大臣通知額）（平成n年度同意等額）×n年度乗率

ナ：都市高速鉄道事業債（モノレール等）のn年度同意等額（公営）（総務大臣通知額）×n年度乗率

ニ：都市高速鉄道事業債（モノレール等）のn年度同意等額（3セク）（総務大臣通知額）×n年度乗率

- ヌ：都市高速鉄道事業債（地下鉄）のn年度同意等額（3セク）（総務大臣通知額）×n年度乗率  
 ネ：都市高速鉄道事業債（ニュータウン鉄道等）のn年度同意等額（3セク）（総務大臣通知額）×n年度乗率  
 ノ：一般公共事業債（復興特別分（街路事業分を除く。））（平成23年度から公共事業等債）の  
 n年度同意等額×n年度乗率  
 ハ：公共事業等債（復興特別分（街路事業分に限る。））のn年度同意等額×n年度乗率  
 （n年度乗率は、各年度の理論償還率×算入率の数値）  
 （参考）算入率（都市交通事業）

	公 営		第 3 セ ク タ ー	
	一般会計補助金 (地方債振替)	出 資 債 (元利償還金)	一般会計補助金 (地方債振替)	出 資 債 (元利償還金)
地 下 鉄	0.45	0.45	0.3 (0.45)	0.3 (0.45)
ニュータウン鉄道等	0.45	0.45	0.3	0.3
新交通システム・モノレール	—	0.45	—	0.3

- ※ 1 地下鉄緊急整備事業企業債（特別分）（元利償還金）（総務大臣通知額）：0.75  
 2 3セク地下鉄事業の算入率0.45は、平成13年度以降新規採択路線について適用する。

- 2 カ及びキは、地下鉄緊急整備事業出資債（国庫補助整備区間分）元利償還金、公営交通施設改良モデル事業出資債元利償還金、緊急耐震補強事業出資債元利償還金、耐震性強化対策事業出資債元利償還金及び大規模改良工事出資債元利償還金を含むものであること。
- 3 コ及びシについて、同一事業者が、一路線につき第一種鉄道事業及び第二種鉄道事業により当該路線の旅客運送を行う場合の第二種鉄道事業区間の建設に係る事業費に係るものにあつては、0.3とする。
- 4 ナ及びニは、都市高速鉄道事業債のうち、公営と第3セクター（地方団体の出資比率が50%を超えるものに限る。）の都市モノレール事業等（新交通システム事業を含む。）に対する出資金のそれぞれの財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額であること。
- 5 ナ及びニについては、平成元年度までに償還を終了したものは対象としないこと。また、出資債については、建設改良に係るものを対象とし、経営基礎強化等のための出資債については対象としないものであること。
- 6 ニの第3セクターに係る出資債にあつては、インフラ外部事業費の20%に相当する額の90%に当該地方団体の出資比率を乗じた額を上限とするものであること。  
 なお、この上限額については、供用開始時の事業費を基に算出すること（供用開始時までに出資したものに限り。）。
- 7 ヌは、都市高速鉄道事業債のうち、第3セクター（地方団体の出資比率が50%を超えるものに限る。）による地下鉄事業に対する出資金及び補助金の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額であること。
- 8 ネは、都市高速鉄道事業債のうち、第3セクター（地方団体の出資比率が50%を超えるものに限る。）によるニュータウン鉄道事業及び空港アクセス鉄道事業に対する出資金及び補助金の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の同意等額であること。なお、建設改良に係る出資債についてのみ対象とし、経営基礎強化等のための出資債については対象としないものであること。
- 9 地下鉄事業等（出資金・補助金）については平成23年度の新規事業から事業費補正を廃止するものであること。ただし、平成22年度までに具体的な整備方針が策定され、議会や住民に対してすでに説明されている事業については引き続き算入するものであること。
- 10 表示単位未満は四捨五入すること。

#### (四) 公園費

##### 1 人口を測定単位とするもの

普通態容補正係数 + (事業費補正係数 - 1)

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{B \times 0.3 + C \times 0.0038}{530 \text{円} \times A}$$

(注) 算式の符号

A : 測定単位の数値

B : 国庫補助金を受けて施行した都市公園事業及びカントリーパーク整備事業に充てるため、昭和63年度から平成11年度までに発行を許可された地方債（以下「公園緑地事業に係る地方債」という。）の元利償還金

C : 平成15年度に発行を許可された公園緑地事業に係る地方債の額

##### 2 都市公園の面積を測定単位とするもの

測定単位について

都市公園の面積は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の規定により市町村が設置し、管理している都市公園で、同法第2条の2の規定による公告をし、前年度の4月1日現在において同法第17条第1項に規定する都市公園台帳（都市公園法施行規則第10条の要件を全て満たしているものに限る。）に記載されている面積を用いること。

なお、市町村の組織する一部事務組合が設置している都市公園で上記に該当するものがある場合は、当該都市公園の所在する市町村の都市公園面積に加えること。



(五) 下水道費

算式 普通態容補正係数 + (密度補正係数 - 1) + (投資補正係数 - 1) + (事業費補正係数 - 1)

(1) 密度補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{算式 (密度補正係数 - 1)} &= \frac{1}{(\text{単位費用} = 103\text{円}) \times A} \times \{ 562\text{円} \times (B + C \times 2.01 \\ &\quad + D \times 2.86 + E \times 4.12 + F \times 4.35 + G \times 3.70 + H \times 4.04 + I \times 4.40) \\ &\quad + 3,232\text{円} \times (J + K \times 0.48 + L \times 0.92 + M \times 0.75 + N \times 0.58 + O \times 0.83) \} \\ &= \frac{1}{A} \times (B \times 5.46 + C \times 10.97 + D \times 15.61 + E \times 22.48 + F \times 23.73 + G \times 20.19 \\ &\quad + H \times 22.04 + I \times 24.01 + J \times 31.38 + K \times 15.06 + L \times 28.87 + M \times 23.53 \\ &\quad + N \times 18.20 + O \times 26.04) \end{aligned}$$

(注) 算式の符号

- A : 測定単位(人口)の数値
- B : 公共下水道に係る排水人口
- C : 農業集落排水施設に係る排水人口 (うち汚水に係るもの)
- D : 漁業集落排水施設に係る排水人口 (うち汚水に係るもの)
- E : 林業集落排水施設に係る排水人口 (うち汚水に係るもの)
- F : 簡易排水処理施設に係る排水人口 (うち汚水に係るもの)
- G : 小規模集合排水処理施設に係る排水人口 (うち汚水に係るもの)
- H : 特定地域生活排水処理施設に係る処理人口
- I : 個別排水処理施設に係る処理人口
- J : 公共下水道に係る排水面積
- K : 農業集落排水施設に係る排水面積 (うち汚水に係るもの)
- L : 漁業集落排水施設に係る排水面積 (うち汚水に係るもの)
- M : 林業集落排水施設に係る排水面積 (うち汚水に係るもの)
- N : 簡易排水処理施設に係る排水面積 (うち汚水に係るもの)
- O : 小規模集合排水処理施設に係る排水面積 (うち汚水に係るもの)

(令和3年度公共施設  
状況調査による)

排水人口 : 令和4年3月31日現在における排水人口

排水面積 : 令和4年3月31日現在における排水区域面積 (単位 : 千㎡)

562円 : 排水人口1人当たりの費用

3,232円 : 排水区域面積千㎡当たりの費用

2.01 : 農業集落排水施設排水人口1人当たりの維持管理経費比率

2.86 : 漁業集落排水施設排水人口1人当たりの維持管理経費比率

4.12 : 林業集落排水施設排水人口1人当たりの維持管理経費比率

4.35 : 簡易排水処理施設排水人口1人当たりの維持管理経費比率

3.70 : 小規模集合排水処理施設排水人口1人当たりの維持管理経費比率

4.04 : 特定地域生活排水処理施設排水人口1人当たりの維持管理経費比率

4.40 : 個別排水処理施設処理人口1人当たりの維持管理経費比率

0.48 : 農業集落排水施設排水区域面積千㎡当たりの維持管理経費比率

0.92 : 漁業集落排水施設排水区域面積千㎡当たりの維持管理経費比率

- 0.75：林業集落排水施設排水区域面積千㎡当たりの維持管理経費比率
- 0.58：簡易排水処理施設排水区域面積千㎡当たりの維持管理経費比率
- 0.83：小規模集合排水処理施設排水区域面積千㎡当たりの維持管理経費比率

(2) 投資補正は、高資本対策に係る地方公営企業繰出基準による公費負担額の一部について措置するものであり、投資補正係数の算定方法は、次のとおりである。

投資補正の対象となるのは、当該市町村または当該市町村の組織する組合が経営する下水道事業で、次の①～④にすべて該当するものである。

- ① 平成6年度以降に供用を開始した(公共下水道事業にあつては汚水処理を開始した)下水道事業(特定公共下水道事業及び流域下水道事業を除く)であること。
- ② 「令和3年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」に基づき算定された当該公共下水道事業等の有収水量1m<sup>3</sup>当たりの算定対象資本費単価が、48.00円以上
- ③ 「令和3年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」に基づき算定された当該公共下水道事業等の有収水量1 m<sup>3</sup>当たりの使用料単価が 150.00円以上
- ④ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号、総財第73号、総財準第83号)に基づく経営戦略のうち、「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について(平成31年3月29日付け総財公第45号、総財第34号、総財準第52号)に定める「経営戦略」策定の定義を満たすものを策定していること。

ただし、人口3万人以上の市町村(構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合及び広域連合を含む。)が実施する公共下水道及び特定環境保全公共下水道にあつては、地方公営企業法を適用している事業に限る。

$$\text{算式 (投資補正係数-1)} = \frac{1}{(\text{単位費用} = 103\text{円}) \times A} \times [ (B \times C \times D \times E) + \{ F - (B \times C \times D \times E) \} \times G ]$$

ただし、F - (B × C × D × E) が負数となるときは0とする。

投資補正係数の算定については、地方公営企業決算状況調査における高資本費対策の対象事業区分ごとに算定した数値の合計とする。

複数の下水道事業が事業統合した下水道事業(以下「統合下水道」という)であつて、統合下水道として平成30年4月2日以降に供用を開始したもののうち、統合前の下水道事業が投資補正の対象であるものについては、統合前の下水道事業の数値で算定すること。

A：測定単位(人口)の数値

B：超過算定対象資本費単価(当該団体の令和3年度の有収水量1m<sup>3</sup>当たりの算定対象資本費単価のうち48円/m<sup>3</sup>以上の額(次表に掲げる当該算定対象資本費単価の段階ごとに、それぞれの段階に応じた乗率を乗じて得られる額の合算額))

法適用事業		法非適用事業	
算定対象資本費単価の段階	乗率	算定対象資本費単価の段階	乗率
48円/㎥以上72円/㎥未満	0.8	48円/㎥以上72円/㎥未満	0.8
72円/㎥以上144円/㎥未満	0.85	72円/㎥以上288円/㎥未満	0.85
144円/㎥以上	0.95	288円/㎥以上	0.95

例) 法適用事業で算定対象資本費単価 170円/㎥の場合

$$B = (71-47) \times 0.8 + (143-71) \times 0.85 + (170-143) \times 0.95 = 106.05$$

- C : 使用料単価比率 (「令和3年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」に基づき算定された当該公共下水道事業等の1㎥当たりの使用料を210で除して得た率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))。ただし、1を超える場合はC=1とする。)
- D : 有収水量 (「令和2年度地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」の「10施設及び業務概況に関する調」の項目「10処理場(7)年間有収水量」に計上された水量)
- E : 平成11年度以降に供用(汚水処理)を開始した事業は0.45、平成6年度から平成10年度までに供用(汚水処理)を開始した事業は0.09
- F : a × b × c × d の合計数
- a : 統合前の超過算定対象資本費単価(統合前の下水道事業における統合前年度の有収水量1㎥当たりの算定対象資本費単価のうち48円/㎥以上の額(上記Bに掲げた当該算定対象資本費単価の段階ごとに、それぞれの段階に応じた乗率を乗じて得られる額の合算額))
- b : 統合前の使用料単価比率(統合前年度の「地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」に基づき算定された当該公共下水道事業等の1㎥当たりの使用料を203で除して得た率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。))。ただし、1を超える場合はb=1とする。)
- c : 統合前の有収水量(統合前年度の「地方公営企業決算状況調査(下水道事業)」の「10施設及び業務概況に関する調」の項目「10処理場(7)年間有収水量」に計上された水量)
- d : Eと同じ
- G : 統合後の経過年数に応じた次表に掲げる乗率

当年度(西暦) - 統合年度	乗率
1~5年	1.0
6年	0.9
7年	0.7
8年	0.5
9年	0.3
10年	0.1

(3) 事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 \text{算式 (事業費補正係数-1)} &= \frac{1}{(\text{単位費用} = 103\text{円}) \times A} \times \\
 &\{ B + \sum_{n=12}^{13} (C_n \times D_n) \} \times \alpha \times 0.42 + \sum_{n=14}^{\text{令4}} (C_n \times D_n) \times \alpha \times 0.37 + \{ B + \sum_{n=12}^{13} (C_n \times E_n) \} \\
 &\times (1 - \alpha) \times \beta + \sum_{n=14}^{17} (C_n \times E_n) \times (1 - \alpha) \times \gamma + \sum_{n=18}^{\text{令4}} (C_n \times E_n) \times (1 - \alpha) \times \delta + F \times 0.5 \\
 &+ G \times 0.55 + H + I + \sum_{n=12}^{\text{令4}} (J_n \times K_n) + \sum_{n=16}^{17} (L_n \times M_n) + \sum_{n=12}^{14} (N_n \times O_n) + \sum_{n=12}^{\text{令4}} (P_n \times Q_n) \\
 &+ \sum_{n=12}^{30} (R_n \times Y_n) + (R_{\bar{n}} \times Y_{\bar{n}}) \times \alpha \times 0.56 + (R_{\bar{n}} \times Y_{\bar{n}}) \times (1 - \alpha) \times \theta \\
 &+ \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令3}} (S_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.49 + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令3}} (S_n \times Y_n) \times (1 - \alpha) \times \theta + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令4}} (T_n \times Y_n) \times 0.49 \\
 &+ \sum_{n=\text{令4}}^{\text{令4}} (T_n \times Y_n) \times (1 - \alpha) \times \theta + \sum_{n=4}^{\text{令4}} (U_n \times Y_n) \times \alpha \times 0.56 + \sum_{n=\text{令4}}^{\text{令4}} (U_n \times Y_n) \times (1 - \alpha) \times \iota \\
 &+ \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令3}} (V_n \times Y_n) \times 0.56 + \sum_{n=\text{令4}}^{\text{令4}} (W_n \times Y_n) \times 0.56 + \sum_{n=\text{令4}}^{\text{令4}} (X_n \times Y_n) \times 0.63 + \sum_{n=\text{令4}}^{\text{令4}} (Z_n + A_n A_n + A_n B_n) \times A_n C_n \\
 &+ \sum_{n=18}^{\text{令4}} (A_n D_n \times A_n E_n) \times \epsilon + \sum_{n=\text{令3}}^{\text{令4}} (A_n F_n \times A_n G_n) + \sum_{n=\text{令3}}^{\text{令4}} (A_n H_n \times A_n I_n) \times \kappa / 0.30 + \sum_{n=27}^{\text{令4}} (A_n J_n \times A_n L_n) \times \alpha \times 0.37 \\
 &+ \sum_{n=27}^{\text{令4}} (A_n K_n \times A_n L_n) \times (1 - \alpha) \times \delta + \sum_{n=27}^{\text{令4}} (A_n M_n \times A_n N_n) + A_n O - (A_n P \times 0.5)
 \end{aligned}$$

#### 算式の符号

- A : 測定単位(人口)の数値
- B : 平成11年度以前に発行を許可された流域下水道事業に係る地方債及び公共下水道事業に係る地方債に係る当該年度の元利償還金の額
- C<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た流域下水道事業(平成18年度以降においては公共下水道事業に接続しているものに限る。)に係る地方債及び公共下水道事業に係る地方債の額(平成16年度及び平成17年度においては新設事業に係る額に限る。)
- D<sub>n</sub> : 理論償還率 率は算出資料を参照のこと
- E<sub>n</sub> : 理論償還率 (D<sub>n</sub>と同一の率)
- F : 平成11年度以前に発行を許可された特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集落排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水施設事業に係る地方債(以下「その他の下水道事業債」という。)の元利償還金の額
- G : 平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債(普及特別対策事業)(平成8年度以降分)に係る当該年度の元利償還金の額

H : 平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債特例措置分に係る当該年度の元利償還金の額

I : 平成11年度以前に発行を許可された下水道事業債臨時措置分に係る当該年度の元利償還金の額

J n : n年度に発行について同意又は許可を得たその他の下水道事業債に係る額  
(平成16年度及び平成17年度は新設事業に係るもの)

K n : 理論算入率 率は算出資料を参照のこと

L n : n年度に発行を許可されたその他の下水道事業債(更新事業)に係る額

M n : 理論算入率(20%算入) 率は算出資料を参照のこと

N n : n年度に発行を許可された下水道事業債(普及特別対策事業債)(平成8年度以降分)に係る地方債の額

O n : 理論算入率(55%算入) 率は算出資料を参照のこと

P n : n年度に発行を許可された下水道事業債臨時措置分に係る額

Q n : 理論算入率(100%算入) 率は算出資料を参照のこと

R n : n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分に係る額

S n : n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(公共下水道分)に係る額

T n : n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(公共下水道分)(流域下水道への接続分除く)に係る額

U n : n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(公共下水道分)(流域下水道への接続分)に係る額

V n : n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(特定環境保全公共下水道等分)に係る額

W n : n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(特定環境保全公共下水道等分)(流域下水道への接続分除く)に係る額

X n : n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分(特定環境保全公共下水道等分)(流域下水道への接続分)に係る額

Y n : 理論算入率(55%算入または50%算入) 率は算出資料を参照のこと

Z n : n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業に係るもの

AA n : n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち公害防止事業に係るもの

AB n : n年度において発行について同意又は許可を得た下水道資本費平準化債のうち下水道事業(旧公害防止事業分)に係るもの

AC n : 理論算入率(50%算入) 率は算出資料を参照のこと

AD n : n年度における下水道事業債(特別措置分)発行可能額(大臣通知額)

AE n : 理論算入率(70%算入) 率は算出資料を参照のこと

AF n : n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債旧公害防止対策事業分に係る額

AG n : 理論算入率(50%算入) 率は算出資料を参照のこと

AH n : n年度に発行について同意又は許可を得た下水道事業債脱炭素事業分

AI n : 理論償還率(30%算入) 率は算出資料を参照のこと

AJ n : n年度に発行について同意又は許可を得た流域下水道事業(公共下水道事業に接続しているものに限る。)に係る地方債及び公共下水道事業に係る公営企業会計適用債の額

AK n : 理論算入率 率は算出資料を参照のこと

AL n : 理論算入率(AJ nと同一の率)

AM n : n年度に発行について同意又は許可を得たその他の下水道事業債に係る公営企業会計適用債の額

AN n : 理論算入率(44%算入) 率は算出資料を参照のこと

AO : 合併に伴う都道府県から市町村へ移行した公共下水道の整備事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額等を基礎として総務大臣が算定して通知した額

AP : 当該年度における下水道資本費平準化債(下水道事業分)同意(許可)見込額(大臣通知額)

$\alpha$  : 令和4年3月31日現在における合流管比率

$\beta$ 、 $\gamma$ 、 $\delta$ 、 $\theta$ 、 $\iota$  : 令和4年3月31日現在における処理区域内人口密度に応じて次表に定める算入率

処理区域内人口密度	$\beta$	$\gamma$	$\delta$	$\theta$	$\iota$
25未満	0.50	0.45	0.44	0.56	0.63
25以上 50未満	0.42	0.37	0.37	0.49	0.56
50以上 75未満	0.35	0.30	0.30	0.42	0.49
75以上 100未満	0.28	0.23	0.23	0.35	0.42
100以上	0.21	0.16	0.16	0.28	0.35

$\varepsilon_n$  : 以下の算式により算出した、n年度の下水道事業債（特別措置分）の乗数

$$\varepsilon_n = \zeta_n \times 1.143 + (1 - \zeta_n) \times \eta_n$$

$\zeta_n$  : n年度の算定に用いた合流管比率(一本算定における合流管比率)

$\eta_n$  : n年度の算定に用いた処理区域内人口密度(一本算定における処理区域内人口) に応じ次表に定める係数

n年度の算定に用いた 処理区域内人口密度	$\eta_n$
25未満	0
25以上 50未満	1.143
50以上 75未満	1.071
75以上 100未満	1.048
100以上	1.036

$\kappa_n$  : 財政力に応じた係数

(六) その他の土木費

段階補正係数×普通態容補正係数+（密度補正係数－1）+（事業費補正係数－1）

(1) 態容補正は、

- ア 大都市（宅地造成等工事規制に関する行政を行う大都市と行わない大都市（特別区、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市及び大阪市）を区分）
- イ 中核市（宅地造成等工事規制に関する行政を行う中核市と行わない中核市（青森市、八戸市、秋田市、山形市、郡山市、いわき市、水戸市、前橋市、川口市、川越市、越谷市、富山市、福井市、甲府市、松本市、長野市、豊橋市、一宮市、尼崎市、鳥取市、松江市、高松市、久留米市、宮崎市及び那覇市）を区分）
- ウ 施行時特例市
- エ 建築主事設置市
- オ 建築基準法第97条の2の規定により建築主事を置く市町村（以下「限定特定行政庁設置市町村」という。）
- カ その他の市町村

に区分して算定を行うこととしている。

(2) 密度補正係数（公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助）の算定方法は次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{(密度補正係数－1)} &= \frac{1}{1,380円 \times A \text{ (=人口)}} \\ &\times \{(\text{公営住宅家賃収入補助相当額 B (千円)}) + (\text{公営住宅家賃対策等補助相当額 C (千円)})\} \\ &- A \times (\text{公営住宅家賃収入補助及び公営住宅家賃対策等補助に係る 1 人当たり} \\ &\quad \text{算入単価} = 106円)\} \\ &= \frac{(B + C) \times 0.725}{A} - 0.077 \end{aligned}$$

$$B = \sum_{n=5}^7 \left\{ D_n \times \left( 1 - \frac{E_n}{F_n} \right) + G_n \times \left( 1 - \frac{H_n}{I_n} \right) \right\}$$

算式の符号

$D_n$  : n年度第1種公営住宅家賃収入補助基本相当額

$E_n$  : n年度第1種公営住宅収入超過者入居戸数

$F_n$  : n年度第1種公営住宅戸数

$G_n$  : n年度第2種公営住宅家賃収入補助基本相当額

$H_n$  : n年度第2種公営住宅収入超過者入居戸数

$I_n$  : n年度第2種公営住宅戸数

$$C = \Sigma (J - K) \times \alpha \times 12 \times 1.022$$

算式の符号

$J$  : 乗率 $\alpha$ ごとの近傍同種の住宅の家賃等(月額)

$K$  : 乗率 $\alpha$ ごとの入居者負担基準額等(月額)

12 : 月額の $J$ 及び $K$ を年額にするために乗じる月数

1.022 : 附帯事務費(=補助基本相当額 $\times 0.022$ )を加算するための係数

乗率 $\alpha$  : 原則として $1/2$ 、管理人住宅は $1/3$

ただし、災害関連の公営住宅については $2/3$

さらに、激甚災害の場合、最初の5年間 $3/4$ 、その後 $2/3$



### 三 教育費

#### (一) 小学校費及び中学校費

(その1) 児童数又は生徒数を測定単位とするもの

##### (1) 測定単位

測定単位の数値は、学校基本調査規則によって調査した令和5年5月1日現在における市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下、同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下、同じ。）に在学する児童又は生徒の数であること。なお、次の点に注意すること。

- ① 市町村立の特別支援学校の小学部又は中学部に在学する児童又は生徒の数は除くこと。  
(以下、学級数及び学校数を測定単位とするものについても、特別支援学校に係るものは除くこと。)
- ② 市町村が組織する組合立の小学校又は中学校は、当該組合立学校の所在する市町村立の小学校又は中学校とみなし、当該組合立学校に在学する児童又は生徒の数は、当該所在市町村の数値に含めて算定すること。
- ③ 学校教育法第40条の規定によって委託した児童又は生徒があるときは、当該委託児童又は委託生徒の数は、当該委託された市町村の児童又は生徒の数とみなして算定すること。
- ④ 省令附則第21条第1項表第6号から第9号に規定される団体においては、震災特例加算後の数値を用いること。

##### (2) 補正係数

密度補正Ⅰ係数＋密度補正Ⅱ係数

- ① 密度補正Ⅰは、遠距離通学児童生徒のための通学対策として市町村が実施するスクールバス等の維持運営に要する経費を増額算入する補正であり、密度補正Ⅰ係数の算定方法は、次のとおりである。

(小学校費)

$$\text{密度補正Ⅰ係数} = \frac{B \times 5,932,000 \text{ 円}}{\text{単位費用 } 45,800 \text{ 円} \times A} = \frac{B \times 129.52}{A}$$

(中学校費)

$$\text{密度補正Ⅰ係数} = \frac{B \times 5,932,000 \text{ 円}}{\text{単位費用 } 42,300 \text{ 円} \times A} = \frac{B \times 140.24}{A}$$

A 測定単位の数値（児童数／生徒数）

B スクールバス及びスクールボートの数

5,932,000 円 スクールバス等の1台当たり経費

(注) 1 スクールバス等の数は、児童又は生徒の通学の用に供するため令和5年5月1日現在において当該市町村が運行しているスクールバス及びスクールポート（特別支援学校の児童又は生徒の通学の用に供するためのものを除く。）の合計数とする。なお、当該市町村が児童又は生徒の通学の用に供するため他の者に運行を委託したものについても含めるが、次の点に留意すること。

- (1) 委託契約が締結されていること。
- (2) スクールバス等を小学校及び中学校が共同で利用している場合は、小学校と中学校で経費負担の大きい方の数値に含めること。
- (3) 年間を通じ、登校及び下校のため運行されるものに限ること。

- (4) バス（定員 10 人以上。なお、運転手は除く。）に限ることとし、ハイヤー・ジープ等は含まないこと。
  - (5) 市町村がバス等の運行に要する経費を負担していること。
  - (6) 二以上の市町村が共同で委託している場合には、経費負担の大きい市町村が委託していることとみなすこと。
  - (7) スクールバス・ボートを児童生徒の通学以外の目的で運行し、又は便乗により利用している場合（有償での利用も含む。）でも児童生徒の登・下校に支障がない限り、当該スクールバス・ボートを基礎数値に含めること。
- 2 二以上の市町村が共同で所有し、又は設置したスクールバス等（市町村が組織する組合立の小学校又は中学校に係るものを除く。）は、当該スクールバス等の定置場所在地の市町村が所有したものとみなすこと。
- 3 市町村が組織する組合立の小学校又は中学校があるときは、当該学校に係るスクールバス等の数は、当該学校の所在する市町村の数値とみなすこと。

③ 密度補正Ⅱは、要保護及準要保護児童生徒援助費補助金のうち準要保護児童生徒に対する補助分の一般財源化に伴い、従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を適用するものであり、密度補正Ⅱ係数の算定方法は、次のとおりである。

（小学校費）

$$\text{密度補正Ⅱ係数} = \frac{1}{45,800 \text{ 円} \times A} \times \left\{ 453 \times A' + 135,811 \times B + 670 \times C - \frac{\alpha}{660 \text{ 人}} \times A \right\}$$

算式の符号

45,800 円 単位費用

A 当該市町村の測定単位の数値

A' 当該市町村の測定単位の数値（ただし、省令附則第 21 条第 1 項表第 6 号又は第 7 号に規定される団体にあつては、震災特例加算前の児童数を用いること）

B 厚生労働省が実施する被保護者調査において、当該市町村における令和 4 年 7 月 31 日現在において教育扶助を受けた児童の数として厚生労働省へ報告した数

C 文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査において、当該市町村における令和 3 年 5 月 1 日現在における完全給食実施校に在籍する児童の数として報告した数、補食給食実施校に在籍する児童の数として報告した数及びミルク給食実施校に在籍する児童の数として報告した数を合算した数

$\alpha$  1,518,000 円（標準団体における要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の一般財源化分）

660 人 標準団体における児童数

（中学校費）

$$\text{密度補正Ⅱ係数} = \frac{1}{42,300 \text{ 円} \times A} \times \left\{ 1,226 \times A' + 182,914 \times B + 722 \times C - \frac{\alpha}{600 \text{ 人}} \times A \right\}$$

算式の符号

42,300 円 単位費用

A 当該市町村の測定単位の数値

A' 当該市町村の測定単位の数値（ただし、省令附則第 21 条第 1 項表第 8 号又は第 9 号に規定される団体にあつては、震災特例加算前の生徒数を用いること）

B 厚生労働省が実施する被保護者調査において、当該市町村における令和 4 年 7 月 31 日現在において教

- 育扶助を受けた生徒の数として厚生労働省へ報告した数
- C 文部科学省が実施する学校給食実施状況等調査において、当該市町村における令和3年5月1日現在における完全給食実施校に在籍する生徒の数として報告した数、補食給食実施校に在籍する生徒の数として報告した数及びミルク給食実施校に在籍する生徒の数として報告した数を合算した数
- $\alpha$  2,492,000円（標準団体における要保護及準要保護児童生徒援助費補助金の一般財源化分）
- 600人 標準団体における生徒数

(その2) 学級数を測定単位とするもの

(1) 測定単位

測定単位の数値は、令和5年5月1日現在における、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。）に規定する学級編制の標準によって算定した学級数であること。（なお、小学校費においては公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号）附則第2条の規定により読み替えた標準法とする。）

(2) 補正係数

普通態容補正係数×寒冷補正係数×学級数急減補正係数+（事業費補正係数-1）

- ① 寒冷補正のうち積雪度にあつては、級地入替えに伴い、次のとおり激変緩和措置をとることとしている。

$$\text{積雪度に係る係数} = A + (B - A) \times \alpha$$

算式の符号

- A 新級地の係数  
B 旧級地の係数  
 $\alpha$  0.8

(注) (B-A) が負数となるときは、(B-A) は0とする。

- ② 学級数急減補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{学級数急減補正} = \frac{(B-A) \times 0.9 + (C-B) \times 0.6 + (D-C) \times 0.3}{A} + 1.000$$

算式の符号

- A 測定単位の数値（学級数）  
B 令和4年5月1日現在の市町村立の小学校又は中学校の学級数  
C 令和3年5月1日現在の ”  
D 令和2年5月1日現在の ”

(注) 1 (B-A)、(C-B)又は(D-C)が負数となるときは、それぞれ0とし、AがB、C、Dのいずれよりも小さくない場合にあつては、(B-A)、(C-B)及び(D-C)は0とする。

なお、算定の過程においては積は掛け放しとし、商は小数点以下3位未満を四捨五入すること。

- 2 0.9は初年度、0.6は第2年度、0.3は第3年度の算入率であること。

③ 事業費補正

- ・ 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金を受けて実施する事業（小学校又は中学校に係るものに限る）に充てた学校教育施設等整備事業債については、事業費補正により算入することとしていること。
- ・ 学校施設環境改善交付金を受けて実施する義務教育諸学校等の補強事業及び防災機能強化事業（小学校又は中学校に係るものに限る）に充てた学校教育施設等整備事業債については、事業費補正により算入することとしていること。
- ・ 市町村立の小・中学校の大規模改造事業に充てた学校教育施設整備事業債については、平成 29 年度債から、地方単独分については元利償還金の 50%、国庫補助事業分については元利償還金の 30%を事業費補正により算入することとしていること。
- ・ 市町村立の小・中学校の大規模改造事業に充てた学校教育施設整備事業債については、令和 3 年度から、国庫補助事業のうち、障害児等対策施設整備工事分については元利償還金の 70%を事業費補正により算入することとしていること。
- ・ 学校教育施設等整備事業債のうち水泳プール（地震防災対策特別措置法第 4 条の規定の適用を受けるものを除く。）及び武道場の新改築事業並びに給食施設の新増改築事業に係るものについては、平成 22 年度債から継続事業分に限り事業費補正により算入することとしていること。
- ・ 平成 23 年度から小学校費〔中学校費〕の測定単位が 0 となる団体については、学校教育施設等整備事業債等の元利償還金について、中学校費〔小学校費〕の事業費補正により算入することとしていること。  
（下記の算式においては割愛）
- ・ その他、事業費補正の対象範囲及び取扱いについては、令和 5 年度 4 月照会「小・中学校費 事業費補正に関する調」を参照すること。

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 & B+C \times 0.7 + D \times 0.5 + E \times 0.5 + F \times 0.3 + \sum_{n=12}^4 (G_n \times H_n) + \sum_{n=15}^4 (I_n \times J_n) + \sum_{n=29}^4 (K_n \times L_n) + \sum_{n=3}^4 (M_n \times N_n) + \sum_{n=15}^{28} (O_n \times P_n) \\
 & \text{小学校費 } 883,000 \text{ 円 (中学校費 } 1,101,000 \text{ 円)} \times A \\
 & + \sum_{n=15}^{28} (Q_n \times R_n) + \sum_{n=18}^{22} (S_n \times T_n) + \sum_{n=21}^{28} (U_n \times V_n) + \sum_{n=21}^{23} (W_n \times X_n) + \sum_{n=18}^4 (Y_n \times Z_n) + \sum_{n=20}^4 (A_n \times B_n) + \sum_{n=28} (A_n \times D_n) \\
 & + \sum_{n=28}^{29} (A_n \times F_n) + \sum_{n=30}^4 (A_n \times H_n) + \sum_{n=30}^4 (A_n \times J_n) + A_n \times L_n + A_n \times 0.6 + A_n
 \end{aligned}$$

算式の符号（n については、12～30 は平成を、元～4 は令和を示している。）

- A : 測定単位の数値（学級数）
- B : 独立行政法人都市再生機構等による立替施行に係る譲受代金の当該年度における年次支払額
- C : 学校教育施設等整備事業債元利償還金（建物分・H3 以前及び H6～H11 許可債分）
- D : " (建物分・H4 及び H5 許可債分)
- E : " (大規模改造分・H4～H11 許可債分)
- F : " (水泳プール分・H3 以前及び H6～H11 許可債分)
- G<sub>n</sub> : n 年度の学校教育施設等整備事業債等のうち建物分

H<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $H_{12}=0.0379$ 、 $H_{13}=0.0383$ 、 $H_{14}=0.0351$ 、 $H_{15}=0.0277$ 、 $H_{16}=0.0183$ 、  
 $H_{17}=0.0332$ 、 $H_{18}=0.0334$ 、 $H_{19}=0.0336$ 、 $H_{20}=0.03433$ 、 $H_{21}=0.03449$ 、  
 $H_{22}=0.03354$ 、 $H_{23}=0.03370$ 、 $H_{24}=0.03498$ 、 $H_{25}=0.0355$ 、 $H_{26}=0.0348$ 、  
 $H_{27}=0.0323$ 、 $H_{28}=0.0323$ 、 $H_{29}=0.0321$ 、 $H_{30}=0.03194$ 、 $H_{元}=0.03141$ 、  
 $H_2=0.00207$ 、 $H_3=0.00313$ 、 $H_4=0.00639$   
その他の団体にあつては、 $H_{12}=0.0379$ 、 $H_{13}=0.0383$ 、 $H_{14}=0.0351$ 、 $H_{15}=0.0277$ 、 $H_{16}=0.0183$ 、  
 $H_{17}=0.0177$ 、 $H_{18}=0.0209$ 、 $H_{19}=0.0209$ 、 $H_{20}=0.04064$ 、 $H_{21}=0.04024$ 、  
 $H_{22}=0.03998$ 、 $H_{23}=0.03949$ 、 $H_{24}=0.03864$ 、 $H_{25}=0.0384$ 、 $H_{26}=0.0374$ 、  
 $H_{27}=0.0370$ 、 $H_{28}=0.0376$ 、 $H_{29}=0.0379$ 、 $H_{30}=0.03776$ 、 $H_{元}=0.03749$ 、  
 $H_2=0.00211$ 、 $H_3=0.00329$ 、 $H_4=0.00661$

I<sub>n</sub> : n年度の学校教育施設等整備事業債等のうち大規模改造事業に係る地方単独分

J<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $J_{15}=0.0119$ 、 $J_{16}=0.0078$ 、 $J_{17}=0.0142$ 、 $J_{18}=0.0143$ 、 $J_{19}=0.0144$ 、 $J_{20}=0.01471$ 、  
 $J_{21}=0.01478$ 、 $J_{22}=0.01437$ 、 $J_{23}=0.01444$ 、 $J_{24}=0.01499$ 、 $J_{25}=0.0152$ 、  
 $J_{26}=0.0149$ 、 $J_{27}=0.0138$ 、 $J_{28}=0.0139$ 、 $J_{29}=0.0230$ 、 $J_{30}=0.02282$ 、  
 $J_{元}=0.02244$ 、 $J_2=0.00148$ 、 $J_3=0.00224$ 、 $J_4=0.00457$   
その他の団体にあつては、 $J_{15}=0.0119$ 、 $J_{16}=0.0078$ 、 $J_{17}=0.0076$ 、 $J_{18}=0.0089$ 、 $J_{19}=0.0090$ 、 $J_{20}=0.01742$ 、  
 $J_{21}=0.01725$ 、 $J_{22}=0.01713$ 、 $J_{23}=0.01693$ 、 $J_{24}=0.01656$ 、 $J_{25}=0.0164$ 、  
 $J_{26}=0.0160$ 、 $J_{27}=0.0158$ 、 $J_{28}=0.0161$ 、 $J_{29}=0.0271$ 、 $J_{30}=0.02697$ 、  
 $J_{元}=0.02678$ 、 $J_2=0.00151$ 、 $J_3=0.00235$ 、 $J_4=0.00472$

K<sub>n</sub> : n年度の学校教育施設等整備事業債等のうち大規模改造事業に係る国庫補助分（障害児等対策施設整備工事分を除く）

L<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $L_{29}=0.0138$ 、 $L_{30}=0.01369$ 、 $L_{元}=0.01346$ 、 $L_2=0.00089$ 、 $L_3=0.00134$ 、  
 $L_4=0.00274$   
その他の団体にあつては、 $L_{29}=0.0162$ 、 $L_{30}=0.01618$ 、 $L_{元}=0.01607$ 、 $L_2=0.00090$ 、 $L_3=0.00141$ 、  
 $L_4=0.00283$

M<sub>n</sub> : n年度の学校教育施設等整備事業債等のうち大規模改造事業に係る国庫補助分（障害児等対策施設整備工事分）

N<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $N_3=0.00313$ 、 $N_4=0.00639$   
その他の団体にあつては、 $N_3=0.00329$ 、 $N_4=0.00661$

O<sub>n</sub> : 平成n年度の学校教育施設等整備事業債等のうち水泳プール分

P<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $P_{15}=0.0119$ 、 $P_{16}=0.0078$ 、 $P_{17}=0.0142$ 、 $P_{18}=0.0143$ 、 $P_{19}=0.0144$ 、  
 $P_{20}=0.01471$ 、 $P_{21}=0.01478$ 、 $P_{22}=0.01437$ 、 $P_{23}=0.01444$ 、 $P_{24}=0.01499$ 、  
 $P_{25}=0.0152$ 、 $P_{26}=0.0149$ 、 $P_{27}=0.0138$ 、 $P_{28}=0.0139$   
その他の団体にあつては、 $P_{15}=0.0119$ 、 $P_{16}=0.0078$ 、 $P_{17}=0.0076$ 、 $P_{18}=0.0089$ 、 $P_{19}=0.0090$ 、  
 $P_{20}=0.01742$ 、 $P_{21}=0.01725$ 、 $P_{22}=0.01713$ 、 $P_{23}=0.01693$ 、 $P_{24}=0.01656$ 、  
 $P_{25}=0.0164$ 、 $P_{26}=0.0160$ 、 $P_{27}=0.0158$ 、 $P_{28}=0.0161$

Q<sub>n</sub> : 平成n年度の学校教育施設等整備事業債等のうち学校給食施設分

R<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $R_{15}=0.0079$ 、 $R_{16}=0.0052$ 、 $R_{17}=0.0095$ 、 $R_{18}=0.0095$ 、 $R_{19}=0.0096$ 、  
 $R_{20}=0.00981$ 、 $R_{21}=0.00985$ 、 $R_{22}=0.00958$ 、 $R_{23}=0.00963$ 、 $R_{24}=0.00999$ 、  
 $R_{25}=0.0101$ 、 $R_{26}=0.0099$ 、 $R_{27}=0.0092$ 、 $R_{28}=0.0092$   
その他の団体にあつては、 $R_{15}=0.0079$ 、 $R_{16}=0.0052$ 、 $R_{17}=0.0051$ 、 $R_{18}=0.0060$ 、 $R_{19}=0.0060$ 、  
 $R_{20}=0.01161$ 、 $R_{21}=0.01150$ 、 $R_{22}=0.01142$ 、 $R_{23}=0.01128$ 、 $R_{24}=0.01104$ 、  
 $R_{25}=0.0110$ 、 $R_{26}=0.0107$ 、 $R_{27}=0.0106$ 、 $R_{28}=0.0107$

S<sub>n</sub> : 平成n年度の施設整備事業債（公立学校施設整備補助金・一般財源化分）

T<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $T_{18}=0.0380$ 、 $T_{19}=0.0381$ 、 $T_{20}=0.04259$ 、 $T_{21}=0.04799$ 、 $T_{22}=0.04687$

その他の団体にあつては、 $T_{18}=0.0000$ 、 $T_{19}=0.0000$ 、 $T_{20}=0.05951$ 、 $T_{21}=0.06223$ 、 $T_{22}=0.06257$

U<sub>n</sub> : 平成 n 年度の学校教育施設等整備事業債のうち武道場分 (※中学校費のみ)

V<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $V_{21}=0.01478$ 、 $V_{22}=0.01437$ 、 $V_{23}=0.01444$ 、 $V_{24}=0.01499$ 、 $V_{25}=0.0152$ 、 $V_{26}=0.0149$ 、 $V_{27}=0.0138$ 、 $V_{28}=0.0139$

その他の団体にあつては、 $V_{21}=0.01725$ 、 $V_{22}=0.01713$ 、 $V_{23}=0.01693$ 、 $V_{24}=0.01656$ 、 $V_{25}=0.0164$ 、 $V_{26}=0.0160$ 、 $V_{27}=0.0158$ 、 $V_{28}=0.0161$

W<sub>n</sub> : 平成 n 年度の学校教育施設等整備事業債のうち公共施設等地上デジタル放送移行対策事業分

X<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $X_{21}=0.01478$ 、 $X_{22}=0.01437$ 、 $X_{23}=0.01444$

その他の団体にあつては、 $X_{21}=0.01725$ 、 $X_{22}=0.01713$ 、 $X_{23}=0.01693$

Y<sub>n</sub> : n 年度の学校教育施設等整備事業債等のうち地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助率のかさ上げが行われる事業 (IS 値 0.3 以上)

Z<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $Z_{18}=0.0239$ 、 $Z_{19}=0.0240$ 、 $Z_{20}=0.02452$ 、 $Z_{21}=0.02464$ 、 $Z_{22}=0.02396$ 、 $Z_{23}=0.02407$ 、 $Z_{24}=0.02499$ 、 $Z_{25}=0.0254$ 、 $Z_{26}=0.0249$ 、 $Z_{27}=0.0231$ 、 $Z_{28}=0.0231$ 、 $Z_{29}=0.0230$ 、 $Z_{30}=0.02282$ 、 $Z_{元}=0.02244$ 、 $Z_2=0.00148$ 、 $Z_3=0.00224$ 、 $Z_4=0.00457$

その他の団体にあつては、 $Z_{18}=0.0149$ 、 $Z_{19}=0.0150$ 、 $Z_{20}=0.02903$ 、 $Z_{21}=0.02875$ 、 $Z_{22}=0.02856$ 、 $Z_{23}=0.02821$ 、 $Z_{24}=0.02760$ 、 $Z_{25}=0.0274$ 、 $Z_{26}=0.0267$ 、 $Z_{27}=0.0264$ 、 $Z_{28}=0.0269$ 、 $Z_{29}=0.0271$ 、 $Z_{30}=0.02697$ 、 $Z_{元}=0.02678$ 、 $Z_2=0.00151$ 、 $Z_3=0.00235$ 、 $Z_4=0.00472$

AA<sub>n</sub> : n 年度の学校教育施設等整備事業債等のうち地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助率のかさ上げが行われる事業 (IS 値 0.3 未満)

AB<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $AB_{20}=0.03433$ 、 $AB_{21}=0.03449$ 、 $AB_{22}=0.03354$ 、 $AB_{23}=0.03370$ 、 $AB_{24}=0.03498$ 、 $AB_{25}=0.0355$ 、 $AB_{26}=0.0348$ 、 $AB_{27}=0.0323$ 、 $AB_{28}=0.0323$ 、 $AB_{29}=0.0321$ 、 $AB_{30}=0.03194$ 、 $AB_{元}=0.03141$ 、 $AB_2=0.00207$ 、 $AB_3=0.00313$ 、 $AB_4=0.00639$

その他の団体にあつては、 $AB_{20}=0.04064$ 、 $AB_{21}=0.04024$ 、 $AB_{22}=0.03998$ 、 $AB_{23}=0.03949$ 、 $AB_{24}=0.03864$ 、 $AB_{25}=0.0384$ 、 $AB_{26}=0.0374$ 、 $AB_{27}=0.0370$ 、 $AB_{28}=0.0376$ 、 $AB_{29}=0.0379$ 、 $AB_{30}=0.03776$ 、 $AB_{元}=0.03749$ 、 $AB_2=0.00211$ 、 $AB_3=0.00329$ 、 $AB_4=0.00661$

AC<sub>n</sub> : 平成 n 年度の学校教育施設等整備事業債等のうち非構造部材の耐震対策事業 (特定天井分)

AD<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $AD_{28}=0.0323$ 、 $AD_{29}=0.0321$

その他の団体にあつては、 $AD_{28}=0.0376$ 、 $AD_{29}=0.0379$

AE<sub>n</sub> : 平成 n 年度の学校教育施設等整備事業債等のうち非構造部材の耐震対策事業 (特定天井以外分)

AF<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $AF_{28}=0.0231$ 、 $AF_{29}=0.0230$

その他の団体にあつては、 $AF_{28}=0.0269$ 、 $AF_{29}=0.0271$

AG<sub>n</sub> : n 年度の学校教育施設等整備事業債等のうち補強事業

AH<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $AH_{30}=0.03194$ 、 $AH_{元}=0.03141$ 、 $AH_2=0.00207$ 、 $AH_3=0.00313$ 、 $AH_4=0.00639$

その他の団体にあつては、 $AH_{30}=0.03776$ 、 $AH_{元}=0.03749$ 、 $AH_2=0.00211$ 、 $AH_3=0.00329$ 、 $AH_4=0.00661$

AI<sub>n</sub> : n 年度の学校教育施設等整備事業債等のうち防災機能強化事業

AJ<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $AJ_{30}=0.03194$ 、 $AJ_{元}=0.03141$ 、 $AJ_2=0.00207$ 、 $AJ_3=0.00313$ 、 $AJ_4=0.00639$

その他の団体にあつては、 $AJ_{30}=0.03776$ 、 $AJ_{元}=0.03749$ 、 $AJ_2=0.00211$ 、 $AJ_3=0.00329$ 、 $AJ_4=0.00661$

AK<sub>n</sub> : 令和 2 年度の学校教育施設等整備事業債等のうち公立学校情報通信ネットワーク事業費補助金を受けて実施する事業

AL<sub>n</sub> : 市場公募団体にあつては、 $AL_2=0.00207$

その他の団体にあつては、 $AL_2=0.00211$

AM : 昭和 46 年度から平成 10 年度までの児童生徒急増区域包括市町村等における学校用地取得に係る  
地方債元利償還金

AN : 前年度以前の年度における B に規定する年次支払額で過大過少に係るもの

(その 3) 学校数を測定単位とするもの

(1) 測定単位

測定単位の数値は、学校基本調査規則によって調査した令和 5 年 5 月 1 日現在における市町村立の小学校又は中学校の数であること。ただし、在学児童又は在学生徒を有しない学校の数を除くこと。

(2) 補正係数

学校数急減補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{学校数急減補正} = \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A} + 1.000$$

算式の符号

A 測定単位の数値 (学校数)

B 令和 4 年 5 月 1 日現在の市町村立の小学校又は中学校の学校数

C 令和 3 年 5 月 1 日現在の //

D 令和 2 年 5 月 1 日現在の //

E 令和元年 5 月 1 日現在の //

F 平成 30 年 5 月 1 日現在の //

(注) 1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D) 又は (F-E) が負数となるときは、それぞれ 0 とし、A が B、C、D、E、F のいずれよりも小さくない場合にあつては、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D) 及び (F-E) は 0 とする。

なお、算定の過程においては、積は掛け放しとし、商は小数点以下 3 位未満を四捨五入すること。

2 1.0 は初年度及び第 2 年度、0.9 は第 3 年度、0.6 は第 4 年度、0.3 は第 5 年度の算入率であること。



## (二) 高等学校費

### 1 教職員数を測定単位とするもの

#### (1) 測定単位について

- ① 測定単位の数値は「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第18号）」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和37年政令第215号）」に基づいて算定された令和5年5月1日現在の教職員定数の標準となる数であること。（中等教育学校の後期課程に係る定数を含む。）なお、通信制課程に係る定数を含むこと。
- ② 指定都市以外の市町村にあっては、①に係る定数のうち「市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）」第2条の規定の適用を受けるものに相当する定数は除くこと。
- ③ 市町村が組織する組合の設置する高等学校の教職員については、当該高等学校の所在する市町村（分校にあっては分校の所在する市町村）分の基準財政需要額として扱うこととしているので、補正後数値を関係市町村にあん分する必要はないものであること。

#### (2) 補正について

普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数×寒冷補正係数

- ① 種別補正係数の算定において、定時制に係る教職員数については、指定都市と指定都市以外の市町村とでは適用する補正係数が異なるものであること。
- ② 普通態容補正Ⅱは、令和元年度算定から新たに適用した補正であり、指定都市の設置する特定公立国際教育学校（公設民営学校）に係る教職員の給与費及び旅費等について算定するものであること。

算定方法は以下のとおりである。

普通態容補正Ⅱ係数＝公設民営学校の教職員定数／測定単位の数値＋1。

### 2 生徒数を測定単位とするもの

#### (1) 測定単位について

- ① 令和5年5月1日現在の学校基本調査の数値によること。
- ② 市町村が組織する組合の設置する高等学校の生徒については、当該高等学校の所在する市町村（分校にあっては分校の所在する市町村）分の基準財政需要額として扱うこととしているので、補正後数値を関係市町村にあん分する必要はないものであること。

#### (2) 補正について

普通態容補正係数×寒冷補正係数＋（事業費補正－1）

- ① 種別補正係数の算定については、次の事項に留意のこと。

ア 定時制の「独立校」、「併設校」の区分は学校基本調査票の課程別中の「定時制」、「併置」の区分によること。（分校についても同様であること。）

イ 学科別の生徒数の分別中特殊なものについては、次のとおり取り扱うこと。

（ア） 理数科、情報処理科 …………… 商業及び家庭に関する学科

（イ） 体育科、音楽科、美術科、総合学科 …………… 普通科

（ウ） 上記以外の学科で学校基本調査票上その他の学科として扱われる学科 …………… 普通科

ウ 専攻科及び別科に在学する生徒については、学校基本調査の学科区分により、次のとおり区分すること。

職業科 …………… 教科内容が厚生に関する学科のうち衛生看護科に類する学科、農業に関する学科、工業に関する学科に類するもの

その他 …………… 職業科以外のもの

エ 定時制・単位制に属する生徒については、指定都市と指定都市以外の市町村とでは適用する補正係数が異



なるものであること。

オ 全日制、定時制・単位制に属する生徒については、学科ごとに適用する補正係数が異なるものであること。

- ② 令和5年度に限り、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する「特定被災地方公共団体」のうち、原発被災団体については、依然として震災により一時的に避難転出している生徒が多いこと等により、引き続き年度途中における復帰によって生じる需要や、避難中であっても建物の修繕費・維持管理費等の継続的・計画的な行政運営に資する需要が生じることに配慮し、次の算式により得た率（特例率）を普通態容補正係数（特例措置前）に加えた率をもって普通態容補正係数とした。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C \times 76,200 \text{円}}{76,200 \text{円} \times A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（令和5年5月1日現在の生徒数）

B：平成22年5月1日現在の生徒数

C：令和5年度算定における普通態容補正係数（特例措置前）

D：令和5年1月1日現在の住民基本台帳登録人口を平成22年9月30日現在の住民基本台帳登録人口及び国勢調査令によって調査した平成22年10月1日現在の外国人の人口の合計数で除して得た率（小数点以下第5位未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する）。ただし、0.94903を上限とする。

76,200円：単位費用

（注）（B×D－A）が負数となるときは原則として0とする。

- ③ 寒冷補正について、積雪度の級地区分の見直しにより級地が下がる団体（無級地となった団体を含む。）の算定にあつては、激変緩和措置を講じることとしており、令和5年度は次の式により算定すること。

算式

$$A + (B - A) \times \alpha$$

ただし、B－Aが負数となるときは0とする。

算式の符号

A：見直し後の級地区分に応ずる補正率

B：見直し前の級地区分に応ずる補正率

α：0.8

- ④ 事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{\sum_{n=15}^{19} (B_n \times C_n) + \sum_{n=9}^{19} (D_n \times E_n) + F_{\text{令2}} \times G_{\text{令2}}}{76,200 \text{円} \times A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（生徒数）

B<sub>n</sub>：n年度の臨時高等学校整備事業債のうち大規模改造事業に係る単独分（除養護学校に係るもの）の額

C<sub>n</sub>：C<sub>15</sub>=0.0076、C<sub>16</sub>=0.0040、C<sub>17</sub>=0.0178(市場公募都市)、C<sub>18</sub>=0.0150(市場公募都市)、

$C_{19}=0.0152$  (市場公募都市)

$D_n$  : n年度の臨時高等学校整備事業債のうち特別老朽施設改築事業分 (除養護学校に係るもの) の額

$E_n$  :  $E_9=0.0046$ 、 $E_{10}=0.0102$ 、 $E_{11}=0.0084$ 、 $E_{12}=0.0160$ 、 $E_{13}=0.0108$ 、 $E_{14}=0.0093$ 、 $E_{15}=0.0076$ 、

$E_{16}=0.0040$ 、 $E_{17}=0.0178$  (市場公募都市)、 $E_{18}=0.0150$  (市場公募都市)、 $E_{19}=0.0152$  (市場公募都市)

$F_{\text{令2}}$  : 国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和2年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債 (同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。) のうち高等学校に係るものの額に相当する額

$G_{\text{令2}}$  :  $0.00207$  (市場公募都市) 、 $0.00211$  (その他市町村)

76, 200円 : 令和5年度単位費用

### (三) その他の教育費

#### 1 人口を測定単位とするもの

(1) 補正係数の算式は、次のとおりである。

段階補正係数×(密度補正Ⅰ係数+密度補正Ⅳ係数-1)×普通態容補正Ⅰ係数+(密度補正Ⅱ係数-1)+(密度補正Ⅲ係数-1)+(投資補正Ⅱ係数-1)+(普通態容補正Ⅱ係数-1)

(2) 密度補正Ⅱについて

密度補正Ⅱ係数の算定方法は、次のとおりである。

(算式ア)

$$\begin{aligned} & \frac{A \times 3,760 \text{千円} + B \times 1,460 \text{千円} + C \times 1,668 \text{千円} + D \times 213 \text{千円} + E \times 435 \text{千円} + F \times 791 \text{千円}}{\text{(単位費用} = 5,710 \text{円)} \times \text{(測定単位: 当該団体の人口)}} \\ & \frac{+ G \times 883 \text{千円} + H \times 357 \text{千円} + I \times 599 \text{千円} + J \times 681 \text{千円} + K \times 48 \text{千円} + L \times 461 \text{千円}}{\text{}} \\ & + M \times 540 \text{千円} + N \times 697 \text{千円} \\ & = A \times 658 + B \times 256 + C \times 292 + D \times 37 + E \times 76 + F \times 139 + G \times 155 + H \times 63 + I \times 105 + J \times 119 + K \times 8 \\ & + L \times 81 + M \times 95 + N \times 122 \end{aligned}$$

算式アの符号

A～F： 学校基本調査規則によって調査した令和5年5月1日現在における当該市町村の設置する大学（専門職大学及び当該市町村が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体である同法第68条第1項の公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。）に在学する次の学部（学部のほかに専攻科、大学院に在学する学生を含むものであるが、別科の学生及び聴講生、研究生等は含まないものである。）の数。

なお、大学を新設した場合（学部・学科の新増設は含まない。）においては、開設初年度目にあつては当該学生数に2.0を、開設2年度目にあつては当該学生数に1.5を、開設3年度目にあつては当該学生数に1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。）とする。

- A： 医学部（医学科に限り、医学に関する単科大学を含む。）
- B： 理科系学部（理学部、工学部、農学部、水産学部をいう。）
- C： 保健系学部（医学部を除く。）
- D： 社会科学系学部
- E： 人文科学系学部
- F： 家政系学部及び芸術系学部

G～I： 学校基本調査規則によって調査した令和5年5月1日現在における当該市町村の設置する短期大学（専門職短期大学及び当該市町村が地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体である公立大学法人の設置する短期大学を含む。）に在学する次の学科の学生（本科及び専攻科の学生をいうものであり、別科の学生及び聴講生等は含まないものである。）の数

なお、短期大学を新設した場合（学科の新増設は含まない。）において、3年制短期大学については、開設初年度目にあつては当該学生数に3.0を、開設2年度目にあつては当該学生数に1.5を、2年制短期大学については、開設初年度目にあつては当該学生数に2.0をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ四捨五入する。）とする。

- G： 理学系学科、工学系学科、農学系学科及び保健系学科
- H： 文科系学科
- I： 家政系学科及び芸術系学科

J： 学校基本調査規則によって調査した令和5年5月1日現在における当該市町村の設置する高等専門学校（当該市町村が地方独立行政法人法第6第3項に規定する設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）に在学する学生の数

3,760千円、 1,460千円、 1,668千円、 213千円、 435千円  
791千円、 883千円、 357千円、 599千円、 681千円 } 学生1人あたり経費

K～N： 学校基本調査規則によって調査した令和4年5月1日現在の当該市町村立特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数

K： 幼稚部に在学する幼児数

L： 小学部及び中学部に在学する児童数及び生徒数

M： 高等部（本科）に在学する生徒数

N： 高等部（専攻科及び別科）に在学する生徒数

48千円、 461千円、 540千円、 697千円 } 幼児・児童・生徒1人あたり経費

(算式イ)

$$= \frac{A \times B \times 762 \text{千円}}{(\text{単位費用} = 5,710 \text{円}) \times (\text{測定単位} : \text{当該団体の人口})}$$

算式イの符号

A： 園児数等調査により内閣府に報告された市町村立の保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園に在籍する1号認定子どもの数

762千円： 1号認定子ども一人あたり経費

B： 当該市町村における市町村立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子どもに係る施設型給付の給付単価差を示す乗率（年齢区分係数×定員区分係数×地域区分係数+冷暖房費加算区分係数）

ただし、当該市町村における市町村立の幼稚園の在籍人員数及び幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子どもの数が0である場合には、1.000とする。

(算式ウ)

$$= \frac{A \times 77,100 \text{円}}{(\text{単位費用} : 5,710 \text{円}) \times (\text{測定単位} : \text{人口})} - \frac{380 \text{人} \times (\text{測定単位} : \text{人口}) / 100,000 \text{人} \times 77,100 \text{円}}{(\text{単位費用} : 5,710 \text{円}) \times (\text{測定単位} : \text{人口})}$$

$$= \frac{A \times 13.503}{(\text{測定単位} : \text{人口})} - 0.051$$

算式ウの符号

A： 新制度未移行私立幼稚園児数(n.4.1現在)の合計数

380人： 標準団体あたりの新制度未移行私立幼稚園児の数

100,000人： 標準団体の人口

77,100円： 施設等利用給付費単価（新制度未移行私立幼稚園分）（市町村負担分）

(算式エ)

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{(\text{単位費用：5,710円}) \times (\text{測定単位：人口})} \left[ \begin{aligned} &\{ A \times 535,800\text{円} + B \times 357,200\text{円} + \\ &C \times 178,600\text{円} + D \times 390,000\text{円} + E \times 260,000\text{円} + F \times 130,000\text{円} + G \times 234,600\text{円} + \\ &H \times 156,400\text{円} + I \times 78,200\text{円} + ( J \times 166,800\text{円} + K \times 111,200\text{円} + L \times 55,600\text{円} ) \times \alpha \\ &+ M \times 282,000\text{円} + N \times 188,000\text{円} + O \times 94,000\text{円} + P \times 169,200\text{円} + Q \times 112,800\text{円} + \\ &R \times 56,400\text{円} + S \times 84,600\text{円} + T \times 56,400\text{円} + U \times 28,200\text{円} + ( V \times 70,000\text{円} + \\ &W \times 46,700\text{円} + X \times 23,400\text{円} ) \times \beta \} \times 1.195 \end{aligned} \right. \\
 &\qquad\qquad\qquad \left. - \begin{aligned} &(\text{測定単位：人口}) / 100,000\text{人} \times 4,314,000\text{円} \end{aligned} \right] \\
 &= \frac{1}{(\text{測定単位：人口})} \left[ \begin{aligned} &\{ A \times 93.835 + B \times 62.557 + C \times 31.278 + \\ &D \times 68.301 + E \times 45.534 + F \times 22.767 + G \times 41.086 + H \times 27.391 + I \times 13.695 + \\ &( J \times 29.212 + K \times 19.475 + L \times 9.737 ) \times \alpha + M \times 49.387 + N \times 32.925 + O \times 16.462 \\ &+ P \times 29.632 + Q \times 19.755 + R \times 9.877 + S \times 14.816 + T \times 9.877 + U \times 4.939 + \\ &( V \times 12.259 + W \times 8.179 + X \times 4.098 ) \times \beta \} \times 1.195 \end{aligned} \right] - 0.008
 \end{aligned}$$

算式エの符号

- A：「高等教育の修学支援新制度における授業料等減免対象学生数等に係る調査について」（令和5年4月20日付け文部科学省高等教育局学生支援課高等教育修学支援室事務連絡。以下「授業料等減免対象学生数等調査」という。）に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の授業料減免対象学生数とする。符号B及び符号Cにおいて同じ。）
- B：市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- C：市町村立大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- D：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の授業料減免対象学生数とする。符号E及び符号Fにおいて同じ。）
- E：市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数

- F：市町村立短期大学授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- G：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の授業料減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の授業料減免対象学生数とする。符号H及び符号Iにおいて同じ。）
- H：市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- I：市町村立高等専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- J：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和4年度授業料減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校授業料減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数
- K：市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- L：市町村立専門学校授業料減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- M：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立大学」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の入学金減免対象学生数とする。符号N及び符号Oにおいて同じ。）
- N：市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- O：市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- P：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号Q及び符号Rにおいて同じ。）
- Q：市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- R：市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- S：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する高等専門学校のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する高等専門学校の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該高等専門学校を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立高等専門学校の入学金減免対象学生数とする。符号T及び符号Uにおいて同じ。）
- T：市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- U：市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数
- V：授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和4年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立専門学校入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数
- W：市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：2／3区分」の数
- X：市町村立専門学校入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：1／3区分」の数

α：次の算式により算定した率（小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

$$(a \times 3) / (b \times 3 + c \times 2 + d) / 166,800$$

算式の符号

- a 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立専門学校」の「令和3年度授業料減免額（実績）」
- b 符号Jに同じ。
- c 符号Kに同じ。
- d 符号Lに同じ。

β：次の算式により算定した率（小数点以下3位未満の端数がある場合はその端数を四捨五入し、当該率が1.000を超える場合は1.000とする。）

算式

$$(e \times 3) / (f \times 3 + g \times 2 + h) / 70,000$$

算式の符号

- e 授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「都道府県立専門学校」の「令和4年度入学金減免額（実績）」
- f 符号Vに同じ。
- g 符号Wに同じ。
- h 符号Xに同じ。

100,000人：標準団体の人口

4,314,000円：単位費用に積算されている授業料等減免費交付金の一般財源額

(3) 普通態容補正において、指定都市及び中核市に係る行政権能差を設定しているので留意すること。

（補正率：指定都市=1.062、中核市=1.035）

(4) 密度補正Ⅲ係数の算定方法は、次のとおりである。

（密度補正Ⅲ係数－1）

$$\begin{aligned} &= \frac{A \times B \times 315,699\text{円}}{(\text{単位費用}=5,710\text{円}) \times (\text{測定単位：人口})} - \frac{340\text{人} \times (\text{測定単位：人口}) / 100,000\text{人} \times 315,699\text{円}}{(\text{単位費用}=5,710\text{円}) \times (\text{測定単位：人口})} \\ &= \frac{B \times C \times 55.289}{(\text{測定単位：人口})} - 0.188 \end{aligned}$$

ただし、合併旧団体の密度補正Ⅲ係数は、新団体と同じ値とする。

算式の符号

A：管内市町村の私立幼稚園等在籍人員数（n.4.1現在）の合計数

※私立幼稚園等在籍人員数は、私立幼稚園（新制度分）在籍人員数と私立認定こども園の1号認定子ども数の合計数

B： $\frac{\alpha}{\beta} \times 12$

882,936円

α：前年度私立幼稚園等費用額（n-1.10月分）

β：前年度私立幼稚園等在籍人員（n-1.10.1現在）

340人：標準団体あたりの1号認定子ども等の数

100,000人：標準団体の人口

315,699円：施設型給付費単価（市町村負担分）

882,936円：前年度施設型給付費全国平均単価



(5) 投資補正Ⅱ係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} (\text{投資補正Ⅱ係数}-1) &= \frac{B \times 920 \text{千円} + C \times 951 \text{千円} + D \times 1,359 \text{千円}}{(\text{単位費用}=5,710 \text{円}) \times (\text{人口}=A)} \\ &= \frac{B \times 161 + C \times 167 + D \times 238}{A} \end{aligned}$$

算式の符号

学校基本調査規則によって調査した令和5年5月1日現在の当該市町村立特別支援学校の

B：幼稚部の実学級数（多学年学級は、1学級とみなす。以下同じ）

C：小学部及び中学部の実学級数

D：高等部（専攻科及び別科を含む。）の実学級数

(6) 普通態容補正Ⅱ係数の算定方法は、次のとおりであり、指定都市にのみ適用する。

$$(\text{普通態容補正Ⅱ係数}-1) = \frac{B + C + D + E}{(\text{単位費用}=5,710 \text{円}) \times (\text{人口}=A)}$$

算式の符号

B 次の算式により算定した小学校の教職員経費の額

算式

$$6,325 \text{千円} \times b \times \{(\text{地域手当係数} \times \text{年齢構成差等係数}) + \text{寒冷地手当係数}\}$$

算式の符号

6,325千円：小学校の教職員1人当たり経費

b：令和5年5月1日現在の指定都市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の教職員数

年齢構成差等係数：次の算式によって算定した係数

算式

$$(\alpha / 507,157 \text{円}) \times 0.895 + 0.105$$

算式の符号

α：各指定都市における小中学校教職員平均給与月額（地域手当・寒冷地手当を除く。）

507,157円：全国平均の小中学校教職員平均給与月額（地域手当・寒冷地手当を除く。）

0.895：小学校の教職員1人当たり経費に占める給与費（退職手当等を除く。）の割合

C 次の算式により算定した中学校の教職員経費の額

算式

$$6,210 \text{千円} \times c \times \{(\text{地域手当係数} \times \text{年齢構成差等係数}) + \text{寒冷地手当係数}\}$$

算式の符号

6,210千円：中学校の教職員1人当たり経費

c：令和5年5月1日現在の指定都市立中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の教職員数

年齢構成差等係数：上記Bにおける算式によって算定した係数。ただし、「小学校」とあるのは「中学校」と読み替えるものとする。

D 次の算式により算定した特別支援学校（小学部・中学部・高等部（本科））の教職員経費の額

算式

$$5,880 \text{千円} \times (d_1 + d_2)$$

$$\times \{[d_1 \times (\text{地域手当係数} \times \text{年齢構成差等係数}) + (d_2 \times 1.21) \times \text{地域手当係数}] \div (d_1 \times d_2) + \text{寒冷地手当係数}\}$$

算式の符号

5,880千円：特別支援学校の教職員1人当たり経費

d1：令和5年5月1日現在の指定都市立特別支援学校（小・中学部）の教職員数



d2：令和5年5月1日現在の指定都市立特別支援学校（高等部（本科））の教職員数

1.23：小・中学部における1人当たり教職員経費に対する高等部における1人当たり教職員経費の比率

年齢構成差等係数：次の算式によって算定した係数

算式

$$(\beta / 530,825\text{円}) \times 0.430 + 0.570$$

算式の符号

$\beta$ ：各指定都市における特別支援学校（小・中学部）教職員平均給与月額（地域手当・寒冷地手当を除く。）

530,825円：全国平均の特別支援学校（小・中学部）教職員平均給与月額（地域手当・寒冷地手当を除く。）

0.430：特別支援学校の教職員1人当たり経費に占める給与費（退職手当等を除く。）の割合

E 次の算式により算定した特別支援学校（幼稚部・高等部（専攻科））の教職員経費の額

算式

$$1,384\text{千円} \times e1 + 4,006\text{千円} \times e2$$

算式の符号

1,384千円：幼稚部の幼児1人当たり経費のうち教職員の人件費及び旅費

4,006千円：高等部（専攻科）の生徒1人当たり経費のうち教職員の人件費及び旅費

e1：令和5年5月1日現在の指定都市立特別支援学校（幼稚部）の幼児数

e2：令和5年5月1日現在の指定都市立特別支援学校（高等部（専攻科））の生徒数

2 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位の数値は、学校基本調査規則によって調査したn. 5. 1現在における市町村立幼稚園の在籍人員数から園児数等調査により文部科学省に報告したn. 5. 1現在における市町村立幼稚園型認定こども園の2・3号認定子どもの数を控除した数及び学校基本調査規則によって調査したn. 5. 1現在における市町村立幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定子どもの数の合計であること。

(2) 補正係数は経常態容補正のみである。

(3) 経常態容補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$(\text{経常態容補正係数}) = A \times B \times C + D$$

算式の符号

A : 年齢区分係数

$$= \frac{\text{当該市町村における3歳児数の割合} \times 1.218 + \text{当該市町村における4歳以上児数の割合} \times 1.000}{1.050}$$

B : 定員区分係数

$$= \frac{\Sigma (b \times c)}{a}$$

a 測定単位の数値

b 利用定員区分ごとの市町村立幼稚園の在籍人員数及び市町村立幼保連携型認定こども園の1号認定子どもの数の合計数

c 利用定員区分ごとの係数

利用定員	～15人	16～25人	26～35人	36～45人	46～60人	61～75人
係数	3.201	1.991	1.472	1.408	1.307	1.164
利用定員	76～90人	91～105人	106～120人	121～135人	136～150人	151～180人
係数	1.068	1.000	0.950	0.928	0.894	0.844
利用定員	181～210人	211～240人	241～270人	271～300人	301人～	
係数	0.808	0.781	0.760	0.743	0.692	

C : 地域区分係数

地域区分	その他	3/100	6/100	10/100	12/100	15/100
係数	0.955	0.978	1.000	1.030	1.044	1.067
利用定員	16/100	20/100				
係数	1.074	1.104				

D : 寒冷区分係数

地域区分	その他	4級地	3級地	2級地	1級地
係数	0.000	0.018	0.024	0.024	0.028

#### 四 厚生費

##### (一) 生活保護費

段階補正係数×普通態容補正係数×{(寒冷補正Ⅰ係数+寒冷補正Ⅱ係数)−1}+(密度補正係数−1)

##### (1) 密度補正

密度補正係数(生活扶助者等の数及び被生活保護者等の数)の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 & (\text{密度補正係数}-1) \\
 = & \frac{1}{(\text{単位費用}=9,400\text{円}) \times (\text{市部人口}=A)} \times \left[ \left\{ (\text{生活扶助者等1人当たり算入単価} = \frac{115,768,000\text{円}}{1,461\text{人}}) \right. \right. \\
 & \times \left. \left. \left( (\text{生活扶助者等の数}=B) - (\text{標準団体の生活扶助者等の数}=1,461\text{人}) \times \frac{(\text{市部人口}=A)}{(\text{標準団体市部人口}=100,000\text{人})} \right) \right\} \\
 & + \left\{ (\text{被生活保護者等1人当たり算入単価}=145,830\text{円}) \times \left( (\text{被生活保護者等の数}=C) \times (\text{種地の差による率}=\alpha) \right. \right. \\
 & \left. \left. - (\text{標準団体の被生活保護者等の数}=4,966\text{人}) \times \frac{(\text{市部人口}=A)}{(\text{標準団体市部人口}=100,000\text{人})} \right\} \right] \\
 = & \left( \frac{B \times 100}{A} - 1.461 \right) \times 0.084 + \left( \frac{C \times \alpha \times 100}{A} - 4.966 \right) \times 0.155
 \end{aligned}$$

(注) 1 密度補正係数(生活扶助者等の数)に用いる当該団体の生活扶助者等の数は、「12 生活保護費」の「12—(附表2)被生活保護者に関する調」の生活扶助(居住地不明者を含む)に0.0881を乗じた数値であること。

2 生活保護費等における密度補正については、令和4年度における被生活保護者等の実数と令和4年度における交付税の算定数との差分について、令和5年度算定で調整することとしており、密度補正係数(被生活保護者等の数)に用いる当該団体の被生活保護者等の数(=C)は、次の算式により求めた数であること。

なお、下記算式中cに乘じる0.964は、令和4年度補正予算分を勘案して定めた率である。

$$C = a + \{b - (c \times 0.964)\} \times 0.983$$

[算式の符号]

a：被生活保護者等の数

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の各扶助別の年間延べ人数に、それぞれ乗率を乗じた数の合計であること。乗率については、算出資料の(B)欄を参照のこと。

b：被生活保護者等の実数

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の各扶助別の年間延べ人数に、それぞれ乗率を乗じた数の合計であること。乗率については、算出資料の(D)欄を参照のこと。

c：前年度における被生活保護者等の数

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の各扶助別の年間延べ人数に、それぞれ乗率を乗じた数の合計であること。乗率については、算出資料の(G)欄を参照のこと。

3 生活扶助等に係る年間延べ人員が、令和4年度の普通交付税の算定に用いた令和3年度の生活扶助に係る年間延べ人員の90%未満となる市(福祉事務所設置町村を含む。以下6②まで同じ。)については、令和3年度の生活扶助者数の90%の数を用いること。この場合において、令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間において福祉事務所を設置していない町村が市となり又は市の区域に変更があった場合及び令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間において指定都市又は中核市以外の市が指定都市又は

中核市となった場合における当該市の令和3年度の生活扶助者数の求め方は、6②の方法に準ずるものとする。

- 4 今年度の算定に用いる、生活保護法による「保護の基準」を基礎とする種地ごとの扶助費単価差率(α)は、次のとおりとする。

I-10	I-9	I-8	I-7	I-6	I-5	I-4	I-3
1.035	1.028	1.021	1.013	0.989	0.960	0.921	0.904
I-2	I-1	II-10	II-9	II-8	II-7	II-6	II-5
0.896	0.891	1.027	1.016	0.995	0.945	0.921	0.917
II-4	II-3	II-2	II-1				
0.902	0.888	0.885	0.885				

- 5  $\frac{B \times 100}{A}$  及び  $\frac{C \times 100}{A}$  は、小数点以下3位未満を四捨五入し、最終補正係数も小数点以下3位未満を四捨五入すること。

- 6 ① 密度補正係数(被生活保護者等の数)の算定の基礎に用いる被生活保護者等の数は、当該市の財政負担を伴うものに係る者の数であることに留意すること。したがって、生活保護法第7条及び第73条の規定により都道府県が経費を負担することとされている保護費(市が繰替支弁をしている経費や居住地不明者等に係る経費)に係る被生活保護者数は、当該市分を含めないで都道府県分に加算すること。

- ② 以下の点において財政担当課と調整を行うこと。

(1) 令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間において、福祉事務所を設置していない町村が市となり又は市の区域に変更があった場合の、当該市における被生活保護者等の数は、当該市が令和5年4月1日現在の区域内において、令和3年度及び令和4年度に、その経費負担をすべきであった者の合計数(例えば、令和4年度に福祉事務所を設置していない町村の区域であったため都道府県が経費を負担した生活扶助者等について、当該地域が令和5年度は市の区域となる場合は市分として計算する。ただし、上記①に係る被生活保護者数は除く。)を用いること。

(2) 令和4年4月2日から令和5年4月1日までの間において、指定都市又は中核市以外の市が指定都市又は中核市となった場合の、当該市における被生活保護者等の数は、当該市が指定都市又は中核市であったとみなした場合において、令和3年度及び令和4年度に、その経費負担をすべきであった者の合計数(例えば、令和4年度に指定都市又は中核市以外の市であったため都道府県が経費を負担した生活扶助者等について、当該市が令和5年度は指定都市又は中核市となる場合は市分として計算する。なお、上記①に係る被生活保護者数を含む。)を用いること。

(二) 社会福祉費

段階補正係数×普通態容補正Ⅰ係数+（密度補正係数－1）+（事業費補正係数－1）+（普通態容補正Ⅱ係数－1）

(1) 普通態容補正Ⅰ

指定都市、児童相談所設置中核市及び中核市に対して移譲された事務に係る経費について、権能差により反映していること。なお、福祉事務所設置町村については、一般市と同様の権能としていること。

(2) 密度補正

密度補正係数の算定方法は次のとおりである。

(密度補正係数－1)

【施設型給付費（2・3号認定子ども）分】

$$\begin{aligned}
 &= \frac{1}{A \times 28,300円} \times \left\{ (B_{公1} \times \alpha_{公1} - 178人 \times \frac{A}{100,000人}) \times 1,567,921円 + (B_{公2} \times \alpha_{公2} - 353人 \times \frac{A}{100,000人}) \times 717,803円 \right. \\
 &\quad + (B_{私1} \times \alpha_{私1} - 622人 \times \frac{A}{100,000人}) \times 391,980円 + (B_{私2} \times \alpha_{私2} - 942人 \times \frac{A}{100,000人}) \times 179,451円 \\
 &\quad \left. + (B_{障} + C_{障} - 47人 \times \frac{A}{100,000人}) \times 1,565,036円 \right\} \\
 &= \left( \frac{B_{公1} \times \alpha_{公1} \times 100}{A} - 0.178人 \right) \times 0.554 + \left( \frac{B_{公2} \times \alpha_{公2} \times 100}{A} - 0.353人 \right) \times 0.254 \\
 &\quad + \left( \frac{B_{私1} \times \alpha_{私1} \times 100}{A} - 0.622人 \right) \times 0.139 + \left( \frac{B_{私2} \times \alpha_{私2} \times 100}{A} - 0.942人 \right) \times 0.063 \\
 &\quad + \left( \frac{(B_{障} + C_{障}) \times 100}{A} - 0.047人 \right) \times 0.553
 \end{aligned}$$

$$\alpha_{公1} = 1.2 \times \left( \frac{a \times b_1 \times c}{1.051} + d_1 \right) - 0.2 \times e$$

$$\alpha_{公2} = \frac{a \times b_2 \times c}{1.036} + d_2$$

$$\alpha_{私1} = \frac{\beta_{私1}}{348,691円}, \quad \beta_{私1} = \frac{(i_1 - j) \times 12 \times 0.25}{k_1}$$

$$\alpha_{私2} = \frac{\beta_{私2}}{200,592円}, \quad \beta_{私2} = \frac{i_2 \times 12 \times 0.25}{k_2}$$

【地域型保育給付費分】

$$= \frac{1}{A \times 28,300円} \times (D \times 563,361円 - 41,150千円 \times \frac{A}{100,000人}) = \frac{D \times 19.907}{A} - 0.015$$

【施設等利用給付（私立幼稚園（新制度移行分除く）除く）分】

$$= \frac{1}{A \times 28,300\text{円}} \times \left( E \times \gamma - 395 \text{人} \times \frac{A}{100,000\text{人}} \right) \times 29,766\text{円}$$

$$= \left( \frac{E \times \gamma \times 100}{A} - 0.395\text{人} \right) \times 0.011$$

$$\gamma = \frac{\delta}{8,445\text{円}}, \quad \delta = \frac{(1-m) \times 0.25}{n}$$

(注)  $1-m$ が負数のとき  $\delta$  は0とする。

【障害福祉サービス分】

$$= \frac{1}{A \times 28,300\text{円}} \times \left\{ (F1 - 230\text{人} \times \frac{A}{100,000\text{人}}) \times 517,016\text{円} + (F2 - 1,032\text{人} \times \frac{A}{100,000\text{人}}) \times 502,410\text{円} \right. \\ \left. + (F3 - 198\text{人} \times \frac{A}{100,000\text{人}}) \times 426,501\text{円} \right\}$$

$$= \left( \frac{F1 \times 100}{A} \times 0.183 - 0.042 \right) + \left( \frac{F2 \times 100}{A} \times 0.178 - 0.183 \right) + \left( \frac{F3 \times 100}{A} \times 0.151 - 0.030 \right)$$

【児童手当分】

$$= \frac{1}{A \times 28,300\text{円}} \times \left\{ G1 \times 16,000\text{円} + G2 \times 30,000\text{円} + G3 \times 20,000\text{円} + G4 \times 20,000\text{円} + G5 \times 30,000\text{円} \right. \\ + G6 \times 30,000\text{円} + G7 \times 20,000\text{円} + G8 \times 20,000\text{円} + G9 \times 180,000\text{円} + G10 \times 120,000\text{円} + G11 \times 180,000\text{円} \\ + G12 \times 120,000\text{円} + (G13 + G14 + G15 + G16) \times 10,000\text{円} + (G17 + G18 + G19 + G20) \times 10,000\text{円} \\ \left. + (G21 + G22 + G23 + G24) \times 60,000\text{円} \right\} \times 0.995 - \frac{272,684\text{千円} \times A}{100,000\text{人}}$$

$$= \frac{1}{A} \times \left\{ G1 \times 0.565 + G2 \times 1.060 + G3 \times 0.707 + G4 \times 0.707 + G5 \times 1.060 + G6 \times 1.060 + G7 \times 0.707 \right. \\ + G8 \times 0.707 + G9 \times 6.360 + G10 \times 4.240 + G11 \times 6.360 + G12 \times 4.240 \\ + (G13 + G14 + G15 + G16) \times 0.353 + (G17 + G18 + G19 + G20) \times 0.353 \\ \left. + (G21 + G22 + G23 + G24) \times 2.120 \right\} \times 0.995 - 0.096$$

【児童扶養手当分】

$$= \frac{1}{A \times 28,300\text{円}} \times \left( 17,101\text{円} \times H - 126,867\text{千円}^* \times \frac{A}{100,000\text{人}} \right) = \frac{H \times 0.604}{A} - I$$

\*福祉事務所設置町村以外の町村にあつては0とする。

算式の符号

- A：測定単位の数値（人口）
- B<sub>公1</sub>：当該団体における公立保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数（3号認定子どもに限る）、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数（3号認定子どもに限る）、公立認定こども園在籍人員数（追加分・3号認定子どもに限る）、公立保育施設（追加分）在籍人員数及び特別利用保育等に係る子どもの数の合計）
- B<sub>公2</sub>：当該団体における公立保育施設在籍人員数（公立保育所在籍人員数（2号認定子どもに限る）、公立幼保連携型認定こども園在籍人員数（2号認定子どもに限る）、公立認定こども園在籍人員数（追加分・2号認定子どもに限る）、公立保育施設（追加分）在籍人員数及び特別利用保育等に係る子どもの数の合計）
- B<sub>私1</sub>：当該団体における私立保育施設在籍人員数（私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（3号認定子どもに限る）の合計）
- B<sub>私2</sub>：当該団体における私立保育施設在籍人員数（私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数（2号認定子どもに限る）の合計）
- B<sub>障</sub>：当該団体における保育所及び幼保連携型認定こども園に係る障害児受入人員数（ただし、障害児保育のための加配職員数に2を乗じた数（以下「加配対象受入障害児数」という。）を上回る場合は、加配対象受入障害児数）
- C<sub>障</sub>：当該団体における公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数
- D：地域型保育給付の各事業に係る子どもの数に、それぞれ次の乗率を乗じて算出した数値の合計であること。
- 家庭的保育：1.227    小規模保育A型：1.000    小規模保育B型及び特例保育：0.778  
    小規模保育C型：1.004    居宅訪問型保育：1.994    事業所内保育A型：0.917  
    事業所内保育B型：0.572    事業所内保育20人以上：0.557
- E：子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数
- F1：障害福祉サービスのうち当該団体における居住系サービス利用者数
- F2：障害福祉サービスのうち当該団体における「日中活動系サービス利用者数」及び「児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数」（以下、日中活動系サービス利用者数とする）の計
- F3：障害福祉サービスのうち当該団体における訪問系サービス利用者数
- G1：当該団体における児童手当支給対象児童数  
    （3歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計））
- G2：当該団体における児童手当支給対象児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）
- G3：当該団体における児童手当支給対象児童数  
    （3歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第1・2子分）及び（施設等受給資格者分の計））
- G4：当該団体における児童手当支給対象児童数  
    （3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）
- G5：当該団体における児童手当支給対象児童数  
    （3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）
- G6：当該団体における児童手当支給対象児童数  
    （3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）
- G7：当該団体における児童手当支給対象児童数  
    （中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計））
- G8：当該団体における児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）

- G 9 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (3歳未満) (地方公務員・本則給付分)
- G 10 : 当該団体における児童手当支給対象児童数  
(3歳～小学校) (地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分)
- G 11 : 当該団体における児童手当支給対象児童数  
(3歳～小学校) (地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分)
- G 12 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (中学校) (地方公務員・本則給付分)
- G 13 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (3歳未満) (被用者・特例給付分)
- G 14 : 当該団体における児童手当支給対象児童数  
(3歳～小学校) (被用者・特例給付分のうち第1・2子分)
- G 15 : 当該団体における児童手当支給対象児童数  
(3歳～小学校) (被用者・特例給付分のうち第3子以降分)
- G 16 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (中学校) (被用者・特例給付分)
- G 17 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (3歳未満) (非被用者・特例給付分)
- G 18 : 当該団体における児童手当支給対象児童数  
(3歳～小学校) (非被用者・特例給付分のうち第1・2子分)
- G 19 : 当該団体における児童手当支給対象児童数  
(3歳～小学校) (非被用者・特例給付分のうち第3子以降分)
- G 20 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (中学校) (非被用者・特例給付分)
- G 21 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (3歳未満) (地方公務員・特例給付分)
- G 22 : 当該団体における児童手当支給対象児童数  
(3歳～小学校) (地方公務員・特例給付分のうち第1・2子分)
- G 23 : 当該団体における児童手当支給対象児童数  
(3歳～小学校) (地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分)
- G 24 : 当該団体における児童手当支給対象児童数 (中学校) (地方公務員・特例給付分)
- H : 当該団体における児童扶養手当支給対象者数 (福祉事務所設置町村以外の町村にあつては0とする。)
- I : 市及び福祉事務所設置町村にあつては0.045とし、その他の町村にあつては0とする。

a : 地域区分係数

級地	その他	3/100	6/100	10/100	12/100	15/100	16/100	20/100
係数	0.956	0.978	1.000	1.029	1.044	1.066	1.074	1.103

b 1 : 年齢区分係数 (3号認定子ども)

$$0\text{歳児割合} \times 1.697 + 1 \cdot 2\text{歳児割合} \times 1.000$$

b 2 : 年齢区分係数 (2号認定子ども)

$$3\text{歳児割合} \times 1.193 + 4\text{歳以上児割合} \times 1.000$$

c : 定員区分係数

$$\Sigma (\text{各利用定員区分の子どもの数} \times \text{当該区分の係数}) / B_{\text{公}}$$

※B<sub>公</sub> は公立保育施設在籍人員 (追加分) 及び特別利用保育等に係る子どもの数を除く

利用定員	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60
係数	3.774	2.258	1.682	1.448	1.385	1.270
利用定員	61～70	71～80	81～90	91～100	101～110	111～120
係数	1.190	1.130	1.083	1.000	0.974	0.951
利用定員	121～130	131～140	141～150	151～160	161～170	171以上
係数	0.933	0.917	0.904	0.904	0.892	0.882



d1：冷暖房費加算係数（3号認定子ども）

級地	その他	4級地	3級地	2級地	1級地
係数	-0.001	0.006	0.008	0.008	0.010

d2：冷暖房費加算係数（2号認定子ども）

級地	その他	4級地	3級地	2級地	1級地
係数	-0.003	0.017	0.023	0.023	0.026

e：徴収額係数（3号認定子ども）

$$\frac{\sum_{i=1}^{28} (g_i \times h_i) \times 12}{f} \times \frac{1}{384}$$

ただし、fが0かつB公1が正数の場合は1.000とする。

f：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定）（令和4年10月分）

g<sub>1</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育標準時間・第1子・ひとり親等以外）

g<sub>2</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育標準時間・第1子・ひとり親等）

g<sub>3</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育標準時間・第2子・ひとり親等以外）

g<sub>4</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育標準時間・第1子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育標準時間・第1子）

g<sub>5</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育標準時間・第1子・ひとり親等）

g<sub>6</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育標準時間・第2子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育標準時間・第2子）

g<sub>7</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育標準時間・第1子）

g<sub>8</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育標準時間・第2子）

g<sub>9</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育標準時間・第1子）

g<sub>10</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育標準時間・第2子）

g<sub>11</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育標準時間・第1子）

g<sub>12</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第7階層・保育標準時間・第2子）

g<sub>13</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育標準時間・第1子）

g<sub>14</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第8階層・保育標準時間・第2子）

g<sub>15</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育短時間・第1子・ひとり親等以外）

g<sub>16</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育短時間・第1子・ひとり親等）

g<sub>17</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第3階層・保育短時間・第2子・ひとり親等以外）

g<sub>18</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育短時間・第1子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育短時間・第1子）

g<sub>19</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育短時間・第1子・ひとり親等）

g<sub>20</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第4階層（360万円未満）・保育短時間・第2子・ひとり親等以外）及び（3号認定・第4階層（360万円以上）・保育短時間・第2子）

g<sub>21</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育短時間・第1子）

g<sub>22</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第5階層・保育短時間・第2子）

g<sub>23</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育短時間・第1子）

g<sub>24</sub>：前年度公立保育所等在籍人員数（3号認定・第6階層・保育短時間・第2子）

$g_{25}$  : 前年度公立保育所等在籍人員数 (3号認定・第7階層・保育短時間・第1子)  
 $g_{26}$  : 前年度公立保育所等在籍人員数 (3号認定・第7階層・保育短時間・第2子)  
 $g_{27}$  : 前年度公立保育所等在籍人員数 (3号認定・第8階層・保育短時間・第1子)  
 $g_{28}$  : 前年度公立保育所等在籍人員数 (3号認定・第8階層・保育短時間・第2子)  
 $h_1$  : 19.5千円  
 $h_2$  : 9千円  
 $h_3$  : 9.75千円  
 $h_4$  : 30千円  
 $h_5$  : 9千円  
 $h_6$  : 15千円  
 $h_7$  : 44.5千円  
 $h_8$  : 22.25千円  
 $h_9$  : 61千円  
 $h_{10}$  : 30.5千円  
 $h_{11}$  : 80千円  
 $h_{12}$  : 40千円  
 $h_{13}$  : 104千円  
 $h_{14}$  : 52千円  
 $h_{15}$  : 19.3千円  
 $h_{16}$  : 9千円  
 $h_{17}$  : 9.65千円  
 $h_{18}$  : 29.6千円  
 $h_{19}$  : 9千円  
 $h_{20}$  : 14.8千円  
 $h_{21}$  : 43.9千円  
 $h_{22}$  : 21.95千円  
 $h_{23}$  : 60.1千円  
 $h_{24}$  : 30.05千円  
 $h_{25}$  : 78.8千円  
 $h_{26}$  : 39.4千円  
 $h_{27}$  : 102.4千円  
 $h_{28}$  : 51.2千円  
 $i_1$  : 前年度私立保育所等費用額 (令和4年10月分) のうち満3歳未満子どもに係る額  
 $i_2$  : 前年度私立保育所等費用額 (令和4年10月分) のうち満3歳以上子どもに係る額  
 $j$  : 前年度私立保育所等利用者負担額 (令和4年10月分)  
 $k_1$  : 前年度私立保育所等在籍人員数 (令和4年10月分) のうち満3歳未満子どもの数  
 $k_2$  : 前年度私立保育所等在籍人員数 (令和4年10月分) のうち満3歳以上子どもの数  
 $l$  : 前年度子育てのための施設等利用給付支給額 (令和4年分)  
 $m$  : 前年度子育てのための施設等利用給付支給額 (令和4年分)  
 のうち私立幼稚園 (新制度移行分除く) に係る額  
 $n$  : 前年度子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数 (令和4年分)

28,300円 : 単位費用

178人 : 標準団体の公立保育施設在籍人員数 (3号認定子ども) (単価差を加味せず設定)

1,567,921円 : 公立保育施設に係る児童一人当たり単価 (3号認定子ども)

- 353人：標準団体の公立保育施設在籍人員数（2号認定子ども）（単価差を加味せず設定）  
717,803円：公立保育施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）  
622人：標準団体の私立保育施設在籍人員数（3号認定子ども）（単価差を加味せず設定）  
391,980円：私立保育施設に係る児童一人当たり単価（3号認定子ども）  
942人：標準団体の私立保育施設在籍人員数（2号認定子ども）（単価差を加味せず設定）  
179,451円：私立保育施設に係る児童一人当たり単価（2号認定子ども）  
47人：標準団体の保育所等における受入障害児数  
1,565,036円：障害児保育に要する受入障害児一人当たり単価  
348,691円：前年度私立保育施設保育単価（満3歳未満子どもに係る額）  
200,592円：前年度私立保育施設保育単価（満3歳以上子どもに係る額）  
1.051： $a \times b \times c$ の全国平均値  
1.036： $a \times b \times c$ の全国平均値  
0.25：市町村負担率  $\frac{2.5}{10}$   
563,361円：地域型保育給付に係る子ども1人当たり単価  
41,150千円：標準団体に算入されている地域型保育給付費の所要額（一般財源）  
29,766円：施設等利用給付に係る子ども1人当たり単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）（一般財源）  
395人：標準団体の子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数（単価差を加味せず設定）  
8,445円：前年度施設等利用給付支給額単価（私立幼稚園（新制度移行分除く）に係る額を除く）  
517,016円：障害者サービスのうち居住系サービス利用者1人当たり単価  
230人：標準団体に想定している居住系サービス利用者数  
502,410円：障害者サービスのうち日中活動系サービス利用者1人当たり単価  
1,032人：標準団体に想定している日中活動系サービス利用者数  
426,501円：障害者サービスのうち訪問系サービス利用者1人当たり単価  
198人：標準団体に想定している訪問系サービス利用者数  
16,000円：児童手当支給対象児童数（3歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計））1人当たり単価  
30,000円：児童手当支給対象児童数（3歳未満）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価  
20,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第1・2子分）及び（施設等受給資格者分の計））1人当たり単価  
20,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価  
30,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価  
30,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価  
20,000円：児童手当支給対象児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分の計））1人当たり単価  
20,000円：児童手当支給対象児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）1人当たり単価  
180,000円：児童手当支給対象児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価  
120,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1・2子分）1人当たり単価  
180,000円：児童手当支給対象児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）1人当たり単価

- 120,000円：児童手当支給対象児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）1人当たり単価
- 10,000円：児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（被用者・特例給付分）、（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（被用者・特例給付分））1人当たり単価
- 10,000円：児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（非被用者・特例給付分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（非被用者・特例給付分））1人当たり単価
- 60,000円：児童手当支給対象児童数（（3歳未満）（地方公務員・特例給付分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第1・2子分）、（3歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第3子以降分）及び（中学校）（地方公務員・特例給付分））1人当たり単価
- 0.995：児童手当給付費に係る調整率（単位費用計上額相当への合わせ付け率）
- 272,684千円：標準団体における児童手当給付費計上額
- 17,101円：児童扶養手当支給対象者1人当たり単価
- 126,867千円：標準団体に算入されている児童扶養手当の所要額（密度補正対象一般財源）

- (注) ア 公立保育所在籍人員数及び公立幼保連携型認定こども園在籍人員数は、令和5年4月分として福祉行政報告例によって厚生労働省に報告された「初日入所人員年齢階層」の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以上」のうち、その基礎となった当該市町村の公立の各年齢階層の入所人員を合算した数（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員を除く。）であること。
- イ 公立認定こども園在籍人員数（追加分）は、「子ども・子育て支援新制度における園児数等に係る調査について」（令和5年4月17日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡。以下「園児数等調査事務連絡」という。）に基づいてこども家庭庁に報告された令和5年4月1日現在の幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園における2・3号認定子どもの数
- ウ 特別利用保育等に係る子どもの数は、園児数等調査事務連絡に基づいてこども家庭庁に報告された令和5年4月1日現在の保育所における1号認定子どもの数
- エ 公立保育施設（追加分）在籍人員数は、条例により設置された公立の保育施設のうち、年間を通して開設されているもの（ただし、以下の施設を除く。①地方公共団体が、その職員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設、②ア、イ及びウに係る施設、③地域型保育給付等の国庫補助・負担事業の対象となる施設）の令和5年4月1日現在における「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以上」の在籍人員を合算した数であること。
- オ 私立保育所在籍人員数及び私立認定こども園の在籍人員数（2・3号認定子ども）は、「子どものための教育・保育給付費支弁台帳について」（平成27年8月21日付け府子本第271号、27初幼教第19号、雇児保発0821第2号各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部（局）長あて内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づき作成された子どものための教育・保育給付費支弁台帳（以下「教育・保育給付支弁台帳」という。）に記載された令和5年4月1日現在の私立保育所及び私立認定こども園に在籍する子どもの数であること。
- カ 保育所及び幼保連携型認定こども園に係る障害児受入人員数は、令和5年4月分として福祉行政報告例（第54表及び第54表の2）によって厚生労働省に報告された「初日入籍」「障害児受入人員」のうち、その人員の基礎となった市町村ごとの障害児数（私的契約に係る人員及び都道府県立保育所に係る人員を除く。）。
- キ 障害児保育のための加配職員数は、その年の4月分として福祉行政報告例によつて厚生労働省に報告された「第54 保育所・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数並びに「第54の2 幼保連携型認定こども園・在所者」の「障害児保育のための加配職員数」の「公立」及び「私立」の合計数の合計数。

- ク 公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園並びに特別利用保育等に係る障害児受入人員数は、園児数等調査事務連絡に基づいてこども家庭庁に報告された令和5年4月1日現在の公立の幼稚園型認定こども園及び公立の地方裁量型認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた障害児の数並びに特別利用保育等に係る障害児の数のうち、その基礎となった市町村ごとの障害児数。
- ケ 前年度公立保育所等在籍人員数(3号認定)は、「令和5年度施設型給付費等の基礎資料に関する調査票等の提出について(依頼)」(令和5年4月17日付けこ成保第9号、5初幼教第2号)に基づきこども家庭庁に報告すべき令和4年10月1日現在の公立保育所及び公立認定こども園における各所得階層等の3号認定子どもの数の合計数。
- コ 前年度私立保育所等費用額は、令和4年10月分として、教育・保育給付支弁台帳に記載された費用の額(子ども・子育て支援法第27条第3項第1号及び第28条第2項第2号に規定する費用の額の合算額をいう。)のうち、私立保育所に在籍する子ども及び私立認定こども園に在籍する2・3号認定子どもに係る額の合計額。
- サ 前年度私立保育所等利用者負担額は、令和4年10月分として、教育・保育給付支弁台帳に記載された子ども・子育て支援法施行令第4条から第6条までに定める利用者負担額のうち、私立保育所に在籍する子ども及び私立認定こども園に在籍する3号認定子どもに係る額の合計額。
- シ 前年度私立保育所等在籍人員数は、令和4年10月分として、教育・保育給付支弁台帳に記載された私立保育所に在籍する子ども数及び私立認定こども園に在籍する2・3号認定子ども数の合計数。
- ス 地域型保育給付の各事業に係る子どもの数は、教育・保育給付支弁台帳に記載された令和5年4月1日現在の地域型保育(各事業区分)給付の支給に係る子どもの数の合計数。
- セ 子育てのための施設等利用給付に係る給付認定子ども数は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」(令和元年11月22日付け府子本第684号・元初幼教第10号・子少発1122第1号・子保発1122第1号・子子発1122第1号)に基づき作成された令和5年度子育てのための施設等利用給付支弁台帳に記載された令和5年4月分の施設等利用給付認定子どもの合計数。
- ソ 前年度子育てのための施設等利用給付支給額は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」に基づき作成された子育てのための施設等利用給付支弁台帳に記載された令和4年分の施設等利用費支給額の合計額。
- タ 前年度子育てのための施設等利用給付に係る子どもの数は、「子育てのための施設等利用給付支弁台帳について」に基づき作成された子育てのための施設等利用給付支弁台帳に記載された令和4年分の施設等利用給付認定子どもの合計数。
- チ 障害福祉サービス利用者のうち居住系サービス利用者数は、「市町村単位におけるサービス利用状況【令和4年10月サービス提供分】」(以下、事務連絡という。)により通知された「施設入所支援」、「共同生活援助(介護サービス包括型・外部サービス利用型・日中サービス支援型)」、「自立生活援助」のサービス利用者数の総計とし(複数サービス利用者は重複して計上のこと。以下同じ。)、日中活動系サービス利用者数は、事務連絡により通知された「療養介護」、「生活介護」、「短期入所(ショートステイ)」、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」、「宿泊型自立訓練」、「就労移行支援(養成施設含む)」、「就労継続支援(A型・B型)」、「就労定着支援」のサービス利用者数の総計「日中活動系サービス利用者」並びに事務連絡により通知された「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」のサービス利用者数の総計「児童発達支援利用者及び放課後等デイサービス利用者数」を合算した数とし、訪問系サービス利用者数は、事務連絡により通知された「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」、「同行援護」のサービス利用者数の総計とする。
- ツ 児童扶養手当支給対象者数は、令和3年度実施事業として厚生労働省に報告された児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱様式第8号付表2中「支出済額(A列)」の延月人数の「全部支給者」の数と「一部停止者」「13条の2」「13条の3」「13条の2かつ13条の3」の数の合計数とする。
- テ 児童手当支給対象児童数は、「令和4年度児童手当・特例給付支給状況報告について」(令和5年2月27日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡)に基づいて内閣府に報告したそれぞれの



区分ごとの令和5年2月末現在の対象児童数とする。

(3) 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は次のとおりである。

$$\text{(事業費補正係数-1)} = \frac{\sum_{n=18}^{\text{令4}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=18}^{\text{令4}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令4}} (F_n \times G_n) + \sum_{n=\text{令2}}^{\text{令4}} (H_n \times I_n)}{28,300\text{円} \times A}$$

A : 測定単位の数値(人口)

B<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た施設整備事業(一般財源化分)次世代育成支援対策施設整備交付金に係る地方債の額

C <sub>18</sub> : H18	市場公募都市	0.038		
C <sub>19</sub> : H19	市場公募都市	0.038		
C <sub>20</sub> : H20	市場公募都市	0.04259	その他市町村	0.05951
C <sub>21</sub> : H21	市場公募都市	0.04799	その他市町村	0.06223
C <sub>22</sub> : H22	市場公募都市	0.04687	その他市町村	0.06257
C <sub>23</sub> : H23	市場公募都市	0.03398	その他市町村	0.04388
C <sub>24</sub> : H24	市場公募都市	0.03505	その他市町村	0.04503
C <sub>25</sub> : H25	市場公募都市	0.036	その他市町村	0.045
C <sub>26</sub> : H26	市場公募都市	0.036	その他市町村	0.045
C <sub>27</sub> : H27	市場公募都市	0.034	その他市町村	0.044
C <sub>28</sub> : H28	市場公募都市	0.0333	その他市町村	0.0433
C <sub>29</sub> : H29	市場公募都市	0.0334	その他市町村	0.0434
C <sub>30</sub> : H30	市場公募都市	0.02545	その他市町村	0.03539
C <sub>令元</sub> : 令元	市場公募都市	0.02476	その他市町村	0.03488
C <sub>令2</sub> : 令2	市場公募都市	0.00146	その他市町村	0.00152
C <sub>令3</sub> : 令3	市場公募都市	0.00187	その他市町村	0.00216
C <sub>令4</sub> : 令4	市場公募都市	0.00460	その他市町村	0.00509

D<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た施設整備事業(一般財源化分)社会福祉施設等施設整備補助金・負担金に係る地方債の額

E <sub>18</sub> : H18	市場公募都市	0.038		
E <sub>19</sub> : H19	市場公募都市	0.038		
E <sub>20</sub> : H20	市場公募都市	0.04259	その他市町村	0.05951
E <sub>21</sub> : H21	市場公募都市	0.04799	その他市町村	0.06223
E <sub>22</sub> : H22	市場公募都市	0.04687	その他市町村	0.06257
E <sub>23</sub> : H23	市場公募都市	0.03398	その他市町村	0.04388
E <sub>24</sub> : H24	市場公募都市	0.03505	その他市町村	0.04503
E <sub>25</sub> : H25	市場公募都市	0.036	その他市町村	0.045
E <sub>26</sub> : H26	市場公募都市	0.036	その他市町村	0.045
E <sub>27</sub> : H27	市場公募都市	0.034	その他市町村	0.044
E <sub>28</sub> : H28	市場公募都市	0.0333	その他市町村	0.0433
E <sub>29</sub> : H29	市場公募都市	0.0334	その他市町村	0.0434
E <sub>30</sub> : H30	市場公募都市	0.02545	その他市町村	0.03539
E <sub>令元</sub> : 令元	市場公募都市	0.02476	その他市町村	0.03488

E<sub>令2</sub>：令2 市場公募都市 0.00146 その他市町村 0.00152

E<sub>令3</sub>：令3 市場公募都市 0.00187 その他市町村 0.00216

E<sub>令4</sub>：令4 市場公募都市 0.00460 その他市町村 0.00509

F<sub>n</sub>：n年度に発行について同意又は許可を得た一般単独事業（児童相談所整備事業に係るものに限る）に係る  
地方債の額

G<sub>令2</sub>：令2 市場公募都市 0.00104 その他市町村 0.00109

G<sub>令3</sub>：令3 市場公募都市 0.00134 その他市町村 0.00155

G<sub>令4</sub>：令4 市場公募都市 0.00329 その他市町村 0.00364

H<sub>n</sub>：n年度に発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業（児童相談所一時保護施設整備事業に係るものに限る）に係る地方債の額

I<sub>令2</sub>：令2 市場公募都市 0.00104 その他市町村 0.00109

I<sub>令3</sub>：令3 市場公募都市 0.00134 その他市町村 0.00155

I<sub>令4</sub>：令4 市場公募都市 0.00329 その他市町村 0.00364

#### (4) 普通態容補正Ⅱ

普通態容補正Ⅱ係数の算定方法は次のとおりである。

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{1}{A \times 28,300\text{円}} \times (5,340\text{千円} \times \alpha + 2,930\text{千円} \times \beta)$$

$$= \frac{\alpha \times 188.693 + \beta \times 103.534}{A}$$

$$\alpha = \left( B - \frac{A}{1,000} \right) \times \frac{1}{40}, \quad \beta = \frac{\alpha}{6}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

B：児童相談所における虐待相談対応件数

5,340千円：児童福祉司1人当たりの追加的配置に係る単価

2,930千円：スーパーバイザー1人当たりの追加的配置に際して児童福祉司の追加的配置に係る単価に上乗せして必要となる額

(注) ア (B - A/1,000) が負数のときαは0とする。また、αは小数点以下切り上げ、βは小数点以下四捨五入した数とする。

イ 児童相談所における虐待相談対応件数は、令和3年度年度報として令和4年4月に福祉行政報告例(第49表)によって厚生労働省に報告された数とする。



(三) 保 健 衛 生 費

段階補正係数×普通態容補正係数+ (密度補正 I 係数- 1) + (密度補正 II 係数- 1)  
 + (経常態容補正係数 I - 1) + 経常態容補正係数 II

(1) 段階補正係数が3.010を超える市町村にあっては、3.010をもって当該市町村の段階補正係数とすること。

(2) 密度補正 I 係数の算定方法は、次のとおりである。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正 I 係数} - 1) = & \frac{1}{(\text{単位費用} = 8,330\text{円}) \times (\text{人口} = A)} \times \left\{ 7,100,000\text{円} \times (\text{診療所数} = B1) \right. \\
 & + 360,000\text{円} \times (\text{診療所算定病床数} = B2) \\
 & + 6,240\text{円} \times (\text{簡易水道給水人口 (統合水道に係る旧簡水区域の給水人口を含む)} = C) \\
 & + \{[(\text{簡水高料金対策資本費} = D) - 153] \times (\text{簡水高料金対策有収水量} = E) \times 0.5\} \times 0.5 \\
 & + (\text{平成11年度以前に発行を許可された簡水債元利償還金 (1/4(上乗せ分は1/6)を乗じた後)} = F) \times 1,000 \\
 & + \left\{ \sum_{n=12}^{\text{令4}} (n \text{ 年度に同意又は許可を受けた簡水債同意等額 (公営企業会計適用債を含む)} (1/4又は9/40(上乗} \right. \\
 & \quad \left. \text{せ分は1/6、公営企業会計適用債については、H27~R2は1/2、R3・R4は11/20)を乗じた後)} = G_n) \times H_n \right\} \\
 & + 720,000\text{円} \times (\text{市町村立病院算定病床数} = I_1) \\
 & + 345,000\text{円} \times (\text{市町村立病院算定病床数 (特例分に限る)} = I_2) \\
 & + 720,000\text{円} \times 0.7 \times ((\text{市町村立大学附属病院算定病床数} = J_1) \\
 & \quad + (\text{市町村立リハビリ病院算定病床数} = J_2)) \\
 & + (\text{平成13年度以前に発行を許可された病院事業債元利償還金 (平成13年度以前からの継続事業に係る} \\
 & \quad \text{平成14年度許可債を含み、2/3 (災害拠点病院上乗せ分にあつては1/3)を乗じた後)} = K_1) \times 1,000 \times 0.6 \\
 & + (\text{平成14年度に発行を許可された病院事業債元利償還金 (平成13年度以前からの継続事業に係る平成} \\
 & \quad \text{14年度許可債を除き、2/3 (災害拠点病院上乗せ分にあつては1/3)を乗じた後)} = K_2) \times 1,000 \times 0.45 \\
 & + \sum_{n=15}^{24} ((\text{平成15年度以降に同意又は許可を受けた病院事業債同意等額 (医療施設整備事業・通常分)} \\
 & \quad (\text{平成13年度以前からの継続事業に係るものに2/3 (災害拠点病院上乗せ分にあつては1/3)を乗じた後)} = L_n) \times M_n) \\
 & + \sum_{n=15}^{24} ((\text{平成15年度以降に同意又は許可を受けた病院事業債同意等額 (医療施設整備事業・通常分)} \\
 & \quad (\text{平成14年度からの継続事業に係るものに2/3 (災害拠点病院上乗せ分にあつては1/3)を乗じた後)} = N_n) \times O_n) \\
 & + \sum_{n=15}^{\text{令4}} ((\text{平成15年度以降に同意又は許可を受けた病院事業債同意等額 (医療施設整備事業・通常分)} \\
 & \quad (\text{平成14年度以前からの継続事業に係るものを除き、1/2 (災害拠点病院上乗せ分(T_nに係るものを除く。))にあつては1/2)を乗じた後)} \\
 & \quad = P_n) \times Q_n) \\
 & + \sum_{n=27}^{\text{令4}} ((\text{平成17年度以降に同意又は許可を受けた病院事業債同意等額 (医療施設整備事業・特別分)} \\
 & \quad (2/3を乗じた後)} \\
 & \quad = R_n) \times S_n) \\
 & + \sum_{n=21}^{\text{令4}} ((\text{平成21年度以降に同意又は許可を受けた災害拠点病院上乗せ分に係る病院事業債同意等額 (医} \\
 & \quad \text{療施設整備事業・通常分)に1/2を乗じて得た額} = T_n) \times U_n) \\
 & + \sum_{n=27}^{\text{令3}} ((\text{平成27年度以降に同意又は許可を受けた災害拠点病院上乗せ分に係る病院事業債同意等額 (医} \\
 & \quad \text{療施設整備事業・特別分)に1/3を乗じて得た額} = T'_n) \times U'_n) \\
 & + \sum_{n=18}^{18} ((\text{病院事業債同意等額 (医療施設整備事業・PFI事業)} = T2_n) \times U2_n) \\
 & + \sum_{n=27}^{\text{令4}} ((\text{平成27年度以降に同意又は許可を受けた病院事業債同意等額 (機械器具整備事業・通常分)} \\
 & \quad (1/2 (災害拠点病院上乗せ分(AA_nに係るものを除く。))にあつては1/2)を乗じた後)} \\
 & \quad = V_n) \times W_n) \\
 & + \sum_{n=27}^{\text{令4}} ((\text{平成27年度以降に同意又は許可を受けた病院事業債同意等額 (機械器具整備事業・特別分)} \\
 & \quad (2/3を乗じた後)}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
&= X_n) \times Y_n) \\
+ &\sum_{n=27}^{\text{令4}} ((\text{平成} 27 \text{ 年度以降に同意又は許可を受けた災害拠点病院上乗せ分に係る病院事業債同意等額(機械器具整備事業・通常分)に} 1/2 \text{ を乗じて得た額} = Z_n) \times AA_n) \\
+ &\sum_{n=27}^{\text{令3}} ((\text{平成} 27 \text{ 年度以降に同意又は許可を受けた災害拠点病院上乗せ分に係る病院事業債同意等額(機械器具整備事業・特別分)に} 1/3 \text{ を乗じて得た額} = Z'_n) \times AA'_n) \\
+ &(\text{平成} 14 \text{ 年度までに許可された市町村立大学附属病院事業債元利償還金} = AB) \times 1,000 \times 0.4 \\
+ &\sum_{n=15}^{24} ((\text{平成} 15 \text{ 年度以降に同意又は許可を受けた市町村立大学附属病院事業債同意等額(医療施設整備事業)(平成} 13 \text{ 年度以前からの継続事業に係るもの)} = AC_n) \times AD_n) \\
+ &\sum_{n=15}^{24} ((\text{平成} 15 \text{ 年度以降に同意又は許可を受けた市町村立大学附属病院事業債同意等額(医療施設整備事業)(平成} 14 \text{ 年度からの継続事業に係るもの)} = AE_n) \times AF_n) \\
+ &\sum_{n=15}^{\text{令4}} ((\text{平成} 15 \text{ 年度以降に同意又は許可を受けた市町村立大学附属病院事業債同意等額(医療施設整備事業)(平成} 14 \text{ 年度以前からの継続事業に係るものを除く} = AG_n) \times AH_n) \\
+ &\sum_{n=27}^{\text{令4}} ((\text{平成} 27 \text{ 年度以降に同意又は許可を受けた市町村立大学附属病院事業債同意等額(機械器具整備事業)} = AI_n) \times AJ_n) \\
+ &\sum_{n=20}^{\text{令3}} ((\text{平成} 20 \text{ 年以降に同意又は許可を受けた病院事業一般会計出資債同意等額(医療施設整備事業)} = AK_n) \times AL_n) \\
+ &\sum_{n=27}^{\text{令3}} ((\text{平成} 27 \text{ 年度以降に同意又は許可を受けた病院事業一般会計出資債同意等額(機械器具整備事業)} = AM_n) \times AN_n) \\
+ &32,900 \text{ 千円} \times (\text{救急告示病院数} = AO_1) + 1,697 \text{ 千円} \times (\text{救急告示病床数} = AO_2) \\
+ &\text{上水道の高料金対策に係る繰出基準額} (AP) \times 0.5 \\
+ &(\text{上水道水資源開発等に係る繰出基準額 (平成} 12 \text{ 年度以降に同意又は許可を受けた上水道一般会計出資債元利償還金を除く)} = AQ) \times 1,000 \times 0.5 \\
+ &\sum_{n=12}^{\text{令4}} \{ (\text{平成} n \text{ 年度に同意又は許可を受けた上水道一般会計出資債同意等額} = AR_n) \times AS_n \} \\
+ &\sum_{n=\text{令元}}^{\text{令4}} \{ (n \text{ 年度に同意又は許可を受けた上水道一般会計出資債同意等額 (広域化推進事業分)} = AR'_n) \times AS'_n \} \\
+ &\{ (\text{令和} 4 \text{ 年度に同意又は許可を受けた病院事業債脱炭素化事業同意等額} = AT) \times AU + (\text{上水道及び簡易水道一般会計出資債脱炭素化事業同意等額} = AV) \times AW \} \times \frac{\alpha}{0.30} \\
+ &(\text{令和} 4 \text{ 年度に同意又は許可を受けた病院事業債脱炭素化事業分(残余分)同意等額に} 1/2 \text{ を乗じて得た額} = AT_2) \times AU_2 \\
+ &(\text{令和} 4 \text{ 年度に同意又は許可を受けた病院事業債脱炭素化事業分(特別分・残余分)同意等額に} 2/3 \text{ を乗じて得た額} = AT_2') \times AU_2' \\
+ &552,000 \text{ 円} \times (\text{看護師養成所生徒数} = AX) - 4,097,000 \text{ 円} \times \frac{A}{100,000} \}
\end{aligned}$$

(注意点)

- ・ B~AXのうちH、M、O、Q、S、U、U'、U2、W、Y、AA、AA'、AD、AF、AH、AJ、AL、AN、AS、AS'、AU、AW、AU2、AU2'を除く数値については、「令和5年度普通交付税(市町村分)調査表」の報告数値によること。
- ・ B2: 令和4年4月1日現在における当該市町村立診療所に、診療所ごとに次の算式によって求めた数の

当該市町村における合計数を加算した数

$$\text{算式：} (a - b) \times 0.3 + (b - c) \times 0.6 + (c - d) \times 0.9$$

(a - b)、(b - c) 又は (c - d) が負数のときはそれぞれ 0 とし、c が a よりも小さいときは (a - b) は 0 とし、d が a、b 又は c のいずれよりも小さいときは (a - b)、(b - c) 及び (c - d) は 0 とし、 $c \leq d \leq b$  のときは (b - c) は (b - d) とし、 $b \leq c \leq d \leq a$  又は  $c \leq b \leq d \leq a$  のときは (a - b) は (a - d) とし、 $b \leq d \leq c \leq a$  又は  $d \leq b \leq c \leq a$  のときは (a - b) は (a - c) とし、(a - b) × 0.3、(b - c) × 0.6 及び (c - d) × 0.9 に小数点以下の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

a : 当該診療所稼働病床数 (平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までの期間)

b : 当該診療所稼働病床数 (令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの期間)

c : 当該診療所最大使用病床数 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間)

d : 当該診療所最大使用病床数 (令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間)

- ・ I<sub>1</sub> : 当該市町村立病院について、当該病院の令和 4 年 4 月 1 日現在における一般・療養最大使用病床数及び令和 4 年 7 月 1 日現在における精神・結核・感染症許可病床数を合算した数に以下の算式によって求めた数を加算した数

$$\text{算式：} (a - b) \times 0.3 + (b - c) \times 0.6 + (c - d) \times 0.9$$

(a - b)、(b - c) 又は (c - d) が負数のときはそれぞれ 0 とし、c が a よりも小さいときは (a - b) は 0 とし、d が a、b 又は c のいずれよりも小さいときは (a - b)、(b - c) 及び (c - d) は 0 とし、 $c \leq d \leq b$  のときは (b - c) は (b - d) とし、 $b \leq c \leq d \leq a$  又は  $c \leq b \leq d \leq a$  のときは (a - b) は (a - d) とし、 $b \leq d \leq c \leq a$  又は  $d \leq b \leq c \leq a$  のときは (a - b) は (a - c) とし、(a - b) × 0.3、(b - c) × 0.6 及び (c - d) × 0.9 に小数点以下の端数があるときはその端数を四捨五入する。

算式の符号

a : 当該病院一般・療養稼働病床数 (平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までの期間)

b : 当該病院一般・療養稼働病床数 (令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの期間)

c : 当該病院一般・療養最大使用病床数 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの期間)

d : 当該病院一般・療養最大使用病床数 (令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間)

- ・ I<sub>2</sub> : 当該市町村立病院について、平成 29 年 3 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の病床数の減少数として総務大臣が調査した病床数 (特例分)

- ・ J<sub>1</sub> : 当該市町村立大学附属病院について I<sub>1</sub> の算式によって求めた数

- ・ J<sub>2</sub> : 当該市町村立リハビリ病院について I<sub>1</sub> の算式によって求めた数

- ・ H<sub>n</sub> :

H <sub>12</sub> =0.049,	H <sub>13</sub> =0.052,	H <sub>14</sub> =0.045,	H <sub>15</sub> =0.053,
H <sub>16</sub> =0.043,	H <sub>17</sub> =0.040 (0.050)	H <sub>18</sub> =0.038 (0.049)	H <sub>19</sub> =0.036 (0.049)
H <sub>20</sub> =0.057 (0.04977)	H <sub>21</sub> =0.055 (0.04834)	H <sub>22</sub> =0.054 (0.04701)	H <sub>27</sub> =0.073 (0.073)
H <sub>28</sub> =0.0720 (0.0720)	H <sub>29</sub> =0.0721 (0.0721)	H <sub>30</sub> =0.07221 (0.07235)	H <sub>令元</sub> =0.07204 (0.07200)
H <sub>令2</sub> =0.00101 (0.00095)	H <sub>令3</sub> =0.00143 (0.00115)	H <sub>令4</sub> =0.00375 (0.00326)	
- ・ M<sub>n</sub> :

M <sub>15</sub> =0.032	M <sub>16</sub> =0.026	M <sub>17</sub> =0.024 (0.030)	M <sub>18</sub> =0.023 (0.029)
M <sub>19</sub> =0.022 (0.029)	M <sub>20</sub> =0.034 (0.02986)	M <sub>21</sub> =0.033 (0.02900)	M <sub>22</sub> =0.033 (0.02821)
M <sub>23</sub> =0.032 (0.02814)	M <sub>24</sub> =0.032 (0.02815)		
- ・ O<sub>n</sub> :

O <sub>15</sub> =0.024	O <sub>16</sub> =0.019	O <sub>17</sub> =0.018 (0.023)	O <sub>18</sub> =0.017 (0.022)
O <sub>19</sub> =0.016 (0.022)	O <sub>20</sub> =0.026 (0.02240)	O <sub>21</sub> =0.025 (0.02175)	O <sub>22</sub> =0.024 (0.02115)
O <sub>23</sub> =0.024 (0.02111)	O <sub>24</sub> =0.024 (0.02111)		

- $Q_n$  :  $Q_{15}=0.024$                        $Q_{16}=0.019$                        $Q_{17}=0.018$  (0.023)                       $Q_{18}=0.017$  (0.022)  
 $Q_{19}=0.016$  (0.022)                       $Q_{20}=0.026$  (0.02240)                       $Q_{21}=0.025$  (0.02175)                       $Q_{22}=0.024$  (0.02115)  
 $Q_{23}=0.024$  (0.02111)                       $Q_{24}=0.024$  (0.02111)                       $Q_{25}=0.024$  (0.021)                       $Q_{26}=0.023$  (0.021)  
 $Q_{27}=0.024$  (0.021)                       $Q_{28}=0.0245$ (0.0214)                       $Q_{29}=0.0248$ (0.0214)                       $Q_{30}=0.01298$ (0.00971)  
 $Q_{\text{令元}}=0.01225$ (0.00896)                       $Q_{\text{令2}}=0.00192$ (0.00190)                       $Q_{\text{令3}}=0.00308$ (0.00300)                       $Q_{\text{令4}}=0.00511$ (0.00495)
- $S_n$  :  $S_{27}=0.029$  (0.026)                       $S_{28}=0.0293$ (0.0256)                       $S_{29}=0.0297$ (0.0256)                       $S_{30}=0.01558$ (0.01165)  
 $S_{\text{令元}}=0.01470$ (0.01075)                       $S_{\text{令2}}=0.00230$ (0.00227)                       $S_{\text{令3}}=0.00369$ (0.00360)                       $S_{\text{令4}}=0.00613$ (0.00594)
- $U_n$  :  $U_{21}=0.030$  (0.02417)                       $U_{22}=0.030$  (0.02586)                       $U_{23}=0.029$  (0.02345)                       $U_{24}=0.029$  (0.02580)  
 $U_{25}=0.029$  (0.026)                       $U_{26}=0.028$  (0.026)                       $U_{27}=0.024$  (0.021)                       $U_{28}=0.0245$ (0.0214)  
 $U_{29}=0.0248$ (0.0214)                       $U_{30}=0.01298$  (0.00970)                       $U_{\text{令元}}=0.01225$  (0.00896)                       $U_{\text{令2}}=0.00192$  (0.00190)  
 $U_{\text{令3}}=0.00554$  (0.00540)                       $U_{\text{令4}}=0.00715$  (0.00593)
- $U'_n$  :  $U'_{27}=0.014$ (0.013)                       $U'_{28}=0.0147$ (0.0128)                       $U'_{29}=0.0149$ (0.0128)                       $U'_{30}=0.00779$ (0.00582)  
 $U'_{\text{令元}}=0.00735$ (0.00538)                       $U'_{\text{令2}}=0.00115$ (0.00114)                       $U'_{\text{令3}}=0.00554$ (0.00540)
- $U2_n$  :  $U2_{18}=0.038$ (0.051)
- $W_n$  :  $W_{27}=0.058$  (0.056)                       $W_{28}=0.0586$  (0.0556)                       $W_{29}=0.0583$ (0.0556)                       $W_{30}=0.05558$ (0.05558)  
 $W_{\text{令元}}=0.05919$ (0.05557)                       $W_{\text{令2}}=0.05903$ (0.05564)                       $W_{\text{令3}}=0.04196$ (0.05609)                       $W_{\text{令4}}=0.00190$ (0.00175)
- $Y_n$  :  $Y_{27}=0.070$  (0.067)                       $Y_{28}=0.0703$ (0.0667)                       $Y_{29}=0.0699$ (0.0667)                       $Y_{30}=0.06670$ (0.06670)  
 $Y_{\text{令元}}=0.07102$ (0.06668)                       $Y_{\text{令2}}=0.07084$ (0.06676)                       $Y_{\text{令3}}=0.05035$ (0.06730)                       $Y_{\text{令4}}=0.00228$ (0.00210)
- $AA_n$  :  $AA_{27}=0.058$ (0.056)                       $AA_{28}=0.0586$  (0.0556)                       $AA_{29}=0.0583$ (0.0556)                       $AA_{30}=0.05558$  (0.05558)  
 $AA_{\text{令元}}=0.05919$ (0.05557)                       $AA_{\text{令2}}=0.05903$  (0.05564)                       $AA_{\text{令3}}=0.07553$  (0.10095)                       $AA_{\text{令4}}=0.00266$  (0.00245)
- $AA'_n$  :  $AA'_{27}=0.035$ (0.034)                       $AA'_{28}=0.0352$ (0.0334)                       $AA'_{29}=0.0350$ (0.0334)                       $AA'_{30}=0.03335$ (0.03335)  
 $AA'_{\text{令元}}=0.03551$ (0.03334)                       $AA'_{\text{令2}}=0.03542$  (0.03338)                       $AA'_{\text{令3}}=0.07553$  (0.10095)
- $AD_n$  :  $AD_{15}=0.021$                        $AD_{16}=0.017$                        $AD_{17}=0.016$  (0.020)                       $AD_{18}=0.015$  (0.020)  
 $AD_{19}=0.015$  (0.020)                       $AD_{20}=0.023$  (0.01991)                       $AD_{21}=0.022$  (0.01934)                       $AD_{22}=0.022$  (0.01880)  
 $AD_{23}=0.021$  (0.01876)                       $AD_{24}=0.021$  (0.01876)
- $AF_n$  :  $AF_{15}=0.016$                        $AF_{16}=0.013$                        $AF_{17}=0.012$  (0.015)                       $AF_{18}=0.011$  (0.015)  
 $AF_{19}=0.011$  (0.015)                       $AF_{20}=0.017$  (0.01493)                       $AF_{21}=0.017$  (0.01450)                       $AF_{22}=0.016$  (0.01410)  
 $AF_{23}=0.016$  (0.01407)                       $AF_{24}=0.016$  (0.01407)
- $AH_n$  :  $AH_{15}=0.012$                        $AH_{16}=0.010$                        $AH_{17}=0.009$  (0.011)                       $AH_{18}=0.009$  (0.011)  
 $AH_{19}=0.008$  (0.011)                       $AH_{20}=0.013$  (0.01120)                       $AH_{21}=0.012$  (0.01088)                       $AH_{22}=0.012$  (0.01058)  
 $AH_{23}=0.012$  (0.01055)                       $AH_{24}=0.012$  (0.01055)                       $AH_{25}=0.012$  (0.011)                       $AH_{26}=0.012$  (0.010)  
 $AH_{27}=0.011$ (0.010)                       $AH_{28}=0.0110$ (0.0096)                       $AH_{29}=0.0111$ (0.0096)                       $AH_{30}=0.00584$ (0.00437)  
 $AH_{\text{令元}}=0.00551$ (0.00403)                       $AH_{\text{令2}}=0.00086$ (0.00085)                       $AH_{\text{令3}}=0.00138$ (0.00135)                       $AH_{\text{令4}}=0.00230$ (0.00223)
- $AJ_n$  :  $AJ_{27}=0.026$  (0.025)                       $AJ_{28}=0.0264$  (0.0250)                       $AJ_{29}=0.0262$ (0.0250)                       $AJ_{30}=0.02501$ (0.02501)  
 $AJ_{\text{令元}}=0.02663$ (0.02500)                       $AJ_{\text{令2}}=0.02656$ (0.02504)                       $AJ_{\text{令3}}=0.01888$ (0.02524)                       $AJ_{\text{令4}}=0.00086$ (0.00079)
- $AL_n$  :  $AL_{20}=0.029$  (0.02489)                       $AL_{21}=0.028$  (0.02417)                       $AL_{22}=0.027$  (0.02351)                       $AL_{23}=0.027$  (0.02345)  
 $AL_{24}=0.026$  (0.02346)                       $AL_{25}=0.026$  (0.024)                       $AL_{26}=0.026$  (0.023)                       $AL_{27}=0.024$  (0.021)  
 $AL_{28}=0.0245$ (0.0214)                       $AL_{29}=0.0248$ (0.0214)                       $AL_{30}=0.01298$ (0.00971)                       $AL_{\text{令元}}=0.01225$ (0.00896)  
 $AL_{\text{令2}}=0.00192$ (0.00190)                       $AL_{\text{令3}}=0.00308$ (0.00300)
- $AN_n$  :  $AN_{27}=0.058$  (0.056)                       $AN_{28}=0.0586$  (0.0556)                       $AN_{29}=0.0583$ (0.0556)                       $AN_{30}=0.05558$ (0.05558)  
 $AN_{\text{令元}}=0.05919$ (0.05557)                       $AN_{\text{令2}}=0.05903$ (0.05564)                       $AN_{\text{令3}}=0.04196$ (0.05609)
- $AS_n$  :  $AS_{12}=0.026$                        $AS_{13}=0.027$                        $AS_{14}=0.022$                        $AS_{15}=0.024$   
 $AS_{16}=0.019$                        $AS_{17}=0.018$  (0.023)                       $AS_{18}=0.017$  (0.022)                       $AS_{19}=0.016$  (0.022)  
 $AS_{20}=0.026$  (0.02240)                       $AS_{21}=0.025$  (0.02175)                       $AS_{22}=0.024$  (0.02115)                       $AS_{23}=0.024$  (0.02111)  
 $AS_{24}=0.024$  (0.02111)                       $AS_{25}=0.024$ (0.021)                       $AS_{26}=0.023$  (0.021)                       $AS_{27}=0.022$  (0.019)  
 $AS_{28}=0.0220$ (0.0192)                       $AS_{29}=0.0223$ (0.0192)                       $AS_{30}=0.01168$ (0.00874)                       $AS_{\text{令元}}=0.01103$ (0.00806)  
 $AS_{\text{令2}}=0.00173$ (0.00171)                       $AS_{\text{令3}}=0.00277$ (0.00270)                       $AS_{\text{令4}}=0.00511$ (0.00495)
- $AS'_n$  :  $AS'_{\text{令元}}=0.01470$ (0.01075)                       $AS'_{\text{令2}}=0.00230$ (0.00227)                       $AS'_{\text{令3}}=0.00369$ (0.00360)                       $AS'_{\text{令4}}=0.00613$ (0.00594)
- $AU$  :  $AU=0.00307$ (0.00297)
- $AW$  :  $AW=0.00307$ (0.00297)
- $AU2$  :  $AU2=0.00511$ (0.00495)
- $AU2'$  :  $AU2'=0.00613$ (0.00594)

※市場公募都市は ( ) の値を用いること

- $\alpha$  : 財政力指数に応じた算入率 (財政力指数 $\times$ -0.5+0.7)

(注) 合計数が0.300に満たないときは0.300を下限とし、0.500を超えるときは0.500を上限とする。

(3) 密度補正Ⅱ係数(国保基盤安定事業(保険者支援分を含む)、人件費・助産費・給与費相当費・光熱費・介護納付金に係る事務費等一般財源化分及び国保財政安定化支援事業分)の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅱ係数}-1) &= \frac{1}{A \times 8,330\text{円}} \times \left\{ (0.5+0.5\alpha) \times B \times 3,892\text{円} + (0.5+0.5\beta) \times C \times 2,660\text{円} \right. \\
 &\quad \left. - 84,279\text{円} \times \frac{A}{100,000} \right\} \\
 &\quad + \frac{1}{A \times 8,330\text{円}} \times \left\{ D \times 134,717\text{円} \times 0.0375 - 53,066\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \right\} \\
 &\quad + \frac{1}{A \times 8,330\text{円}} \times \left\{ E \times 3,903\text{円} - 78,470\text{千円} \times \frac{A}{100,000} \right\} \\
 &\quad + \frac{F \times G \times 0.3321 \times 0.8 + 23 \times H \times I \times 0.1107 \times 0.8}{A \times 8,330\text{円}}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(人口)

B：次の算式によって求めた当該団体の補正後保険料軽減者数

$$\begin{aligned}
 \text{算式：} & (\text{当該都道府県の7(6)割軽減保険料軽減者数} = (\text{イ})) \times 1.75 \\
 & + (\text{当該都道府県の5(4)割軽減保険料軽減者数} = (\text{ロ})) \times 1.25 \\
 & + (\text{当該都道府県の2割軽減保険料軽減者数} = (\text{ハ})) \times 0.50
 \end{aligned}$$

C：次の算式によって求めた当該団体の補正後保険料軽減世帯数

$$\begin{aligned}
 \text{算式：} & (\text{当該都道府県の7(6)割軽減保険料軽減世帯数} = (\text{ニ})) \times 1.75 \\
 & + (\text{当該都道府県の5(4)割軽減保険料軽減世帯数} = (\text{ホ})) \times 1.25 \\
 & + (\text{当該都道府県の2割軽減保険料軽減世帯数} = (\text{ヘ})) \times 0.50
 \end{aligned}$$

$$\alpha : \frac{\frac{(\text{当該団体の減額した被保険者均等割額計} = (\text{ホ}))}{(\text{当該団体の補正後保険料軽減者数} = B)}}{10,262}$$

$$\beta : \frac{\frac{(\text{当該団体の減額した世帯別平等割額計} = (\text{ヘ}))}{(\text{当該団体の補正後保険料軽減世帯数} = C)}}{7,020}$$

D：次の算式によって求めた当該団体の補正後保険料軽減者数

$$\begin{aligned}
 \text{算式：} & (\text{当該都道府県の7(6)割軽減保険料軽減者数} = (\text{イ})) \\
 & + (\text{当該都道府県の5(4)割軽減保険料軽減者数} = (\text{ロ})) \times 0.93 \\
 & + (\text{当該都道府県の2割軽減保険料軽減者数} = (\text{ハ})) \times 0.87
 \end{aligned}$$

E：当該団体の一般被保険者数

F：次の算式によって求めた当該団体の基盤安定事業費

$$\text{算式：} \frac{\{ (0.5+0.5 \times \alpha) \times B \times 15,280\text{千円} + (0.5+0.5 \times \beta) \times C \times 9,752\text{千円} \}}{1,000}$$

算式の符号は、前出のもの

G：次の算式によって求めた数値

$$\begin{aligned}
 \text{算式：} & \gamma \geq 0.61 \text{ のとき} & G &= \gamma / 0.61 \\
 & 0.56 \leq \gamma < 0.61 \text{ のとき} & G &= (\gamma - 0.56) / 0.05
 \end{aligned}$$

$$\gamma < 0.56 \text{ のとき} \quad G = 0$$

$$\ast \left[ \gamma = \frac{\text{保険料軽減世帯数計}}{\text{一般被保険者世帯数}} \right]$$

H：一般被保険者のうち、60歳以上75歳未満の者の数

I：一般被保険者数 i につき、

$$\begin{cases} I/i \geq 0.54 & \text{の場合} & I/i - 0.54 \\ 0.43 \leq I/i < 0.54 & \text{の場合} & (I/i - 0.43) / 0.10 \\ I/i < 0.43 & \text{の場合} & 0 \end{cases}$$

3,892円：補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額（均等割相当）

2,660円：補正後保険料軽減世帯1世帯当たり市町村負担額（平等割相当）

84,279千円：単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金（保険料軽減分）の額

134,717円：補正後保険料軽減者1人当たり市町村負担額（保険者支援分）

0.0375：0.15（7割軽減被保険者の保険基盤安定負担金（保険者支援分）の支援率）×0.25（負担割合）

53,066千円：単位費用積算の基礎に算入されている保険基盤安定負担金（保険者支援分）の額

3,903円：一般被保険者1人当たりの人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費等の需要費

78,470千円：単位費用積算の基礎に算入されている人件費・助産費・光熱費・介護納付金に係る事務費・国民健康保険特別対策事業費補助金等の需要費

(4) 経常態容補正係数 I の算定方法は、次のとおりである。

算式

$$(\text{経常態容補正係数} - 1) = \{ 65 \text{歳以上人口比率} / 0.280 \times 0.916 + (1 - 0.084) - 1 \} \times \text{連乗補正係数}$$

算式の符号

65歳以上人口比率：65歳以上人口（R2年国勢調査）/人口（R2年国勢調査）の数値

※1.000を下回る場合は1.000とする

0.280：65歳以上人口比率の全国平均

0.084：保健衛生費単位費用中のがん検診事業等の割合

(5) 経常態容補正係数 II の算定方法は、次のとおりとし、平成11年4月1日以降に合併した市町村の一本算定にのみ適用する。

$$\text{算式：経常態容補正 II 係数} = \frac{B}{A \times 8.33}$$

A：測定単位の数値

B：合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によって算定した額の合算額

$$6.1 \times \text{①} \times \text{②} \times \text{③}$$

①：合併関係市町村の令和2年国勢調査人口

②：人口段階による補正率

人 口	段階補正係数
～ 4千人	$1/P (1.10P + 2,240)$
4 ～ 8千人	$1/P (0.34P + 5,280)$
8 ～ 12千人	$1/P (0.17P + 6,640)$
12 ～ 20千人	$1/P (0.19P + 6,400)$
20 ～ 30千人	$1/P (0.21P + 6,000)$
30千人～	$1/P (0.00P + 12,300)$

P：当該合併関係市町村の人口

(注) 補正係数が3.340を超えるときは、3.340とする。

③：本庁からの距離による補正率

本庁からの距離	補正係数
～ 16km	$0.00000 d + 1.00$
16 ～ 24km	$0.03075 d + 0.51$
24 ～ 32km	$0.05300 d - 0.03$
32 ～ 48km	$0.00219 d + 1.60$
48km～	$0.01100 d + 1.18$

d：本庁からの距離（令和5年4月1日現在の本庁の所在地（政令指定都市は、区役所の所在地とする。また、分庁舎方式をとるものについては、市町村長が通常執務を行う事務所を本庁とみなし、町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により平成29年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。）と合併関係市町村の旧市町村役場の所在地（旧市町村役場を移転または廃止している場合は、合併の日の前日における所在地。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路、及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあっては、その距離を2倍として計算した距離））。

(注) 補正係数が1.837を超えるときは、1.837とする。



(四) 高齢者保健福祉費

1. 65歳以上人口を測定単位とするもの

(1) 測定単位について

測定単位は令和2年国勢調査による65歳以上人口である。

(2) 補正について

段階補正係数×普通態容補正係数+(密度補正係数-1)+(事業費補正係数-1)  
+ (数値(65歳以上人口)急増補正I係数-1)

- ① 普通態容補正については、政令市及び中核市に対して移譲された事務に係る施設整備費について、権能差により反映していること。
- ② 密度補正係数(養護老人ホーム被措置者数、介護給付費負担金、介護保険事務費、介護保険料軽減強化事業、生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業費)の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{71,700 \text{円} \times A} \left\{ C \times 0.840 \times \left( B - 46 \times \frac{A}{31,000} \right) \right\} \\
 &+ \frac{1}{71,700 \text{円} \times A} \left[ D \times F + E \times G + (D + E) \times H \right] - 1,466,530 \text{千円} \times \frac{A}{31,000} \\
 &+ \frac{1}{71,700 \text{円} \times A} \left( I \times J - 34,456 \text{千円} \times \frac{A}{31,000} \right) \\
 &+ \frac{1}{71,700 \text{円} \times A} (K \times L + M \times N + O \times P) \\
 &= \left( \frac{0.84B \times 10}{A} - 0.012 \right) \times Q + \frac{3.450 \times D + 6.099 \times E}{A} - 0.660 \\
 &+ \frac{0.052 \times I}{A} - 0.016 + \frac{63.556K + 80.460M + 126.722O}{A}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：当該団体の令和5年4月1日現在の養護老人ホーム被措置者数

C：養護老人ホーム被措置者一人当たり単価 2,898,000円

D：当該団体の居宅介護サービス等受給者数※

※ 居宅介護サービス受給者数と地域密着型介護サービス受給者数の合計数

E：当該団体の施設介護サービス受給者数

F：居宅介護サービス受給者及び地域密着型介護サービス受給者一人当たりの介護給付費負担金単価 233,100円

G：施設介護サービス受給者一人当たりの介護給付費負担金単価 423,000円

H：介護サービス受給者一人当たりの介護保険事務費単価 14,300円

I：補正後介護保険軽減強化者数

補正後介護保険軽減強化者数の計算方法は、次の算式によって所得段階別1号被保険者数に補正率を乗じたものとする。

$$\begin{aligned}
 (\text{算式}) &= (\text{第1段階被保険者数}) \times 1.00 + (\text{第2段階被保険者数}) \times 1.25 \\
 &+ (\text{第3段階被保険者数}) \times 0.25
 \end{aligned}$$

J：補正後介護保険軽減強化者数一人当たり単価 3,752円

K：年間平均利用者数が5人以下の生活支援ハウス施設数  
 L：Kに係る1施設当たりの運営費単価 4,557,000円  
 M：年間平均利用者数が6～10人の生活支援ハウス施設数  
 N：Mに係る1施設当たりの運営費単価 5,769,000円  
 O：年間平均利用者数が11人以上の生活支援ハウス施設数  
 P：Oに係る1施設当たりの運営費単価 9,086,000円  
 Q：4.042  
 0.840：養護老人ホームに係る援護率  
 46人：標準団体における養護老人ホーム被措置者数  
 1,466,530千円：標準団体において算入されている介護給付費負担金及び介護保険事務費の額  
 34,456千円：標準団体において算入されている保険料軽減強化に係る負担額

③ 事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{(事業費補正係数-1)} = \frac{\sum_{n=18}^{\text{令4}} (B_n \times C_n)}{71,700 \text{ 円} \times A}$$

算式の符号 A：当該団体の測定単位の数値  
 B：n年度において発行について同意又は許可を得た施設整備事業債（一般財源化分）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金  
 C：市場公募団体にあつては、  
 C<sub>18</sub>=0.038、C<sub>19</sub>=0.038、C<sub>20</sub>=0.04259、C<sub>21</sub>=0.04799、C<sub>22</sub>=0.04687、C<sub>23</sub>=0.04854、  
 C<sub>24</sub>=0.03505、C<sub>25</sub>=0.036、C<sub>26</sub>=0.036、C<sub>27</sub>=0.034、C<sub>28</sub>=0.0333、C<sub>29</sub>=0.0334、  
 C<sub>30</sub>=0.02545、C<sub>令元</sub>=0.02476、C<sub>令2</sub>=0.00146、C<sub>令3</sub>=0.00187、C<sub>令4</sub>=0.00460  
 その他の団体にあつては、  
 C<sub>18</sub>=0.000、C<sub>19</sub>=0.000、C<sub>20</sub>=0.05951、C<sub>21</sub>=0.06223、C<sub>22</sub>=0.06257、C<sub>23</sub>=0.06269、  
 C<sub>24</sub>=0.04503、C<sub>25</sub>=0.045、C<sub>26</sub>=0.045、C<sub>27</sub>=0.044、C<sub>28</sub>=0.0433、C<sub>29</sub>=0.0434、  
 C<sub>30</sub>=0.03539、C<sub>令元</sub>=0.03488、C<sub>令2</sub>=0.00152、C<sub>令3</sub>=0.00216、C<sub>令4</sub>=0.00509

④ 数値（65歳以上人口）急増補正I係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、毎年最新の基礎数値を用いて補正を行っている養護老人ホーム、介護給付費負担金等については、急増補正の対象から除くこととしている。

$$\text{(数値(65歳以上人口)急増補正I係数-1)} = \left( \frac{A}{B} - 1.007 \right) \times 0.274$$

算式の符号 A：令和5年1月1日現在の65歳以上の住民基本台帳登録人口  
 B：令和3年1月1日現在の65歳以上の住民基本台帳登録人口  
 1.007：増加団体の全国平均増加率（特に増加が著しい団体を除く）  
 0.274：急増補正対象経費の標準団体一般財源に対する割合  

$$\frac{\text{標準団体一般財源(2,221,515千円)} - \text{急増補正対象外経費(1,612,947千円)}}{\text{標準団体一般財源(2,221,515千円)}}$$

## 2. 75歳以上人口を測定単位とするもの

### (1) 測定単位について

測定単位は令和2年国勢調査による75歳以上人口である。

### (2) 補正について

(密度補正係数－1)＋数値(75歳以上人口)急増補正I係数

① 密度補正係数(保健基盤安定事業)の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}(\text{密度補正係数}-1) &= \frac{1}{83,200 \text{ 円} \times A} (B \times C - 92,242 \text{ 千円} \times \frac{A}{19,000}) \\ &= \frac{0.076 \times B}{A} - 0.058\end{aligned}$$

算式の符号 A：当該団体の測定単位の数値

B：補正後均等割軽減被保険者数

補正後均等割軽減被保険者数の計算方法は、次の算式によって均等割軽減被保険者数に補正率を乗じたものとする。

$$\begin{aligned}(\text{算式}) &= (7 \text{ 割軽減被保険者数}) \times 1.4 + (5 \text{ 割軽減被保険者数}) \times 1.0 \\ &\quad + (2 \text{ 割軽減被保険者数}) \times 0.4\end{aligned}$$

C：補正後均等割軽減被保険者数一人当たり単価 6,315 円

92,242 千円：標準団体において算入されている保健基盤安定事業に係る負担額

② 数値(75歳以上人口)急増補正I係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、毎年最新の基礎数値を用いて補正を行っている保健基盤安定事業負担金については、急増補正の対象から除くこととしている。

$$(\text{数値}(75 \text{ 歳以上人口}) \text{ 急増補正 I 係数} - 1) = \left( \frac{A}{B} - 1.044 \right) \times 0.942$$

算式の符号 A：令和5年1月1日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

B：令和3年1月1日現在の75歳以上の住民基本台帳登録人口

1.044：増加団体の全国平均増加率(特に増加が著しい団体を除く)

0.942：急増補正対象経費の標準団体一般財源に対する割合

$\frac{\text{標準団体一般財源}(1,580,652 \text{ 千円}) - \text{急増補正対象外経費}(92,242 \text{ 千円})}{\text{標準団体一般財源}(1,580,652 \text{ 千円})}$

標準団体一般財源(1,580,652 千円)

(五) 清掃費

1 補正について

算式：普通態容補正係数×密度補正Ⅰ係数+（密度補正Ⅱ係数－1）+（事業費補正係数－1）

(1) 密度補正Ⅱ

密度補正Ⅱ係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{(密度補正Ⅱ係数－1)} &= \frac{B \times 5,040\text{円} \times \frac{1}{365\text{日}}}{5,040\text{円} \times A} \\ &= \frac{B \times 0.003}{A} \end{aligned}$$

A：測定単位の数値（当該団体の人口）

B：入湯客数

5,040円：単位費用及びBに対する算入額

(注) 1 密度補正Ⅱ係数は、小数点以下第3位未満を四捨五入すること。

2 Bは、令和2年度市町村税課税状況等調のうち入湯税に関する調に係る令和元年度の入湯客数を用いること。

(2) 事業費補正

事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{(事業費補正係数－1)} &= \frac{A \times 0.5 + B \times 0.2 + C \times 0.57 + D \times 0.4 + E \times 0.7 +}{5,040\text{円} \times O} \\ &\quad \frac{\sum_{n=18}^{\text{令}4} (F_n \times G_n) + \sum_{n=18}^{\text{令}4} (H_n \times I_n) + N}{5,040\text{円} \times O} \end{aligned}$$

算式の符号

A：地方債元利償還金50%分

B：地方債元利償還金20%分

C：地方債元利償還金57%分

D：地方債元利償還金40%分

E：地方債元利償還金70%分

F<sub>n</sub>：n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（50%分）

G<sub>18</sub>：市場公募都市 0.0053 その他市町村 0.0000

G<sub>19</sub>：市場公募都市 0.003 その他市町村 0.0000

G<sub>20</sub>：市場公募都市 0.04182 その他市町村 0.04317

G<sub>21</sub>：市場公募都市 0.04132 その他市町村 0.04269

G<sub>22</sub>：市場公募都市 0.04094 その他市町村 0.04247

G<sub>23</sub>：市場公募都市 0.04047 その他市町村 0.04201

G<sub>24</sub>：市場公募都市 0.04021 その他市町村 0.04157

G<sub>25</sub>：市場公募都市 0.0404 その他市町村 0.0416

G<sub>26</sub>：市場公募都市 0.0379 その他市町村 0.0401

G<sub>27</sub>：市場公募都市 0.0405 その他市町村 0.0414

G<sub>28</sub>：市場公募都市 0.0394 その他市町村 0.0406

G<sub>29</sub>：市場公募都市 0.0383 その他市町村 0.04

G<sub>30</sub>：市場公募都市 0.03727 その他市町村 0.03922

G<sub>令元</sub>：市場公募都市 0.02755 その他市町村 0.02996

G<sub>令2</sub>：市場公募都市 0.00135 その他市町村 0.00137

G <sub>3</sub>	：市場公募都市	0.00215	その他市町村	0.00221
G <sub>4</sub>	：市場公募都市	0.00424	その他市町村	0.00432
H <sub>n</sub> ：n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（30%分）				
I <sub>18</sub>	：市場公募都市	0.0032	その他市町村	0.0000
I <sub>19</sub>	：市場公募都市	0.0018	その他市町村	0.0000
I <sub>20</sub>	：市場公募都市	0.02509	その他市町村	0.0259
I <sub>21</sub>	：市場公募都市	0.02479	その他市町村	0.02561
I <sub>22</sub>	：市場公募都市	0.02456	その他市町村	0.02548
I <sub>23</sub>	：市場公募都市	0.02428	その他市町村	0.02521
I <sub>24</sub>	：市場公募都市	0.02413	その他市町村	0.02494
I <sub>25</sub>	：市場公募都市	0.0242	その他市町村	0.0250
I <sub>26</sub>	：市場公募都市	0.0227	その他市町村	0.0241
I <sub>27</sub>	：市場公募都市	0.0243	その他市町村	0.0248
I <sub>28</sub>	：市場公募都市	0.0236	その他市町村	0.0244
I <sub>29</sub>	：市場公募都市	0.0230	その他市町村	0.0240
I <sub>30</sub>	：市場公募都市	0.02236	その他市町村	0.02353
I <sub>令元</sub>	：市場公募都市	0.01653	その他市町村	0.01798
I <sub>令2</sub>	：市場公募都市	0.00081	その他市町村	0.00082
I <sub>令3</sub>	：市場公募都市	0.00129	その他市町村	0.00133
I <sub>令4</sub>	：市場公募都市	0.00254	その他市町村	0.00259
N：都市基盤整備公団等による立替施行分の償還金				
O：測定単位の数値（当該団体の人口）				

5,040円：単位費用

## 2 財源措置について

### (1) 令和5年度における事業費補正算入率

令和5年度においても引き続き令和4年度同様の財源措置であること。

・補助事業については、通常分（75%）の交付税算入率を50%、財源対策債分（15%）の交付税算入率を50%とする。

・単独事業については、重点化等分、1.5億円以上の基幹的設備の改造事業及びごみ処理広域化計画に基づいて実施するごみ焼却施設の新設事業については、補助事業と同様、通常分（75%）の交付税算入率を50%、財源対策債分（15%）の算入率を50%とする（財源対策債については公債費において算入）。

・これら以外の単独事業については、通常分（75%）の交付税算入率を30%とする。ただし、公害防止計画に基づいて平成22年度までに実施した事業については、通常分（75%）の交付税算入率を、平成13年度以前と同様、50%のままとする。

### (2) その他

その他詳細な財源措置等については、令和5年4月6日付け総財交第31号「令和5年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について（照会）」のとおりであること。

## 五 産業経済費

### (一) 農業行政費

段階補正係数×(普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数)×寒冷補正係数+(密度補正Ⅰ係数-1)  
+(密度補正Ⅱ係数-1)+(事業費補正係数-1)+(農家数急減補正係数-1)

#### (1) 普通態容補正Ⅱ係数

級地区分については、「普通交付税算定に用いる農業級地及び林野級地について(通知)」(令和5年5月29日付け事務連絡市-59号 各都道府県市町村担当課あて総務省自治財政局交付税課通知)により算出した評点に応ずる級地区分によること。

級地区分ごとの普通態容補正Ⅱ係数は、次のとおりである。

級 地	補 正 係 数
5 級 地	1. 3 8
4 級 地	1. 3 0
3 級 地	1. 1 2
2 級 地	1. 0 9
1 級 地	1. 0 6
無 級 地	1. 0 0

#### (3) 密度補正Ⅰ係数

密度補正Ⅰ係数の算定方法は次のとおりである。

$$(\text{密度補正Ⅰ係数}-1) = \frac{0.0675 \times A + 0.0431 \times B + 0.0061 \times C}{\text{農家数}} - 0.0933$$

(注) 2020年農林業センサスに基づく

A: 当該団体の田の面積

B: 当該団体の畑(樹園地を含む)の面積

C: 当該団体の草地の面積

#### (4) 密度補正Ⅱ係数

密度補正Ⅱ係数の算定方法は次のとおりである。

$$(\text{密度補正Ⅱ係数}-1) = \frac{0.050 \times A}{90,500 (\text{単位費用}) \times \text{農家数}}$$

農道延長: 令和4年度に農林水産省が行った「農道整備状況調査」における「一定要件農道」の延長

#### (5) 事業費補正係数

一般公共事業債・公共事業等債(都道府県営・農業農村、国営・農業農村及び機構営)のうち平成14年度以降同意等債については、事業費補正の見直しによりB類型(ダム)に限り、元利償還金を算入している。

一般公共事業債・公共事業等債(都道府県営・災害関連)については、令和3年度から令和7年度に限り、防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものも対象に含むこととしている。

公共事業等債(団体営・防災重点農業用ため池緊急整備事業)については、令和3年度債から令和7年度に限り、元利償還金を算入することとしている。

また、国営土地改良事業、森林研究・整備機構営土地改良事業及び水資源機構営土地改良事業に伴う地方負担

額で、平成14年度以降に償還を開始するものについては、B類型（ダム）及びA類型（ダム以外）に分けて算入することとしている。（平成13年度以前から償還を継続しているものについては従来どおり措置）。

なお、国営土地改良事業のうち地方負担額を一括して支払う場合並びに森林研究・整備機構営土地改良事業及び水資源機構営土地改良事業のうち地方負担額を直入方式により支払う場合については、当該負担金に係る一般公共事業債・公共事業等債の元利償還金を算入することとしている。

また、一般補助施設整備等事業債（農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業）の元利償還金を、令和2年度以降、算入することとしている。

林野水産行政費の測定単位が0となる団体については、臨時地方道整備事業（地方道路等整備事業）債（ふるさと林道分）及び一般補助施設整備等事業債（特定間伐等促進対策分）の元利償還金を、この事業費補正により算入することとしている。

補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}
 (\text{事業費補正係数} - 1) = & \frac{B \times 0.35 + C \times 0.35 + D \times 0.35 + E \times 0.45 + F \times 0.45 + G \times 0.45 +}{90,500 \text{円} \times A} \\
 & \frac{H \times 0.30 + I \times 0.30 + J \times 0.30 + K \times 0.20 + L \times 0.20 + M \times 0.20 +}{+ \sum_{n=22}^{\text{令}4} (N_n \times O_n) + \sum_{n=20}^{\text{令}4} (P_n \times Q_n) + \sum_{n=22}^{\text{令}4} (R_n \times S_n) + \sum_{n=20}^{\text{令}4} (T_n \times U_n)} \\
 & \frac{+ \sum_{n=\text{令}3}^{\text{令}4} (V_n \times W_n) + \sum_{n=22}^{\text{令}4} (X_n \times Y_n) + \sum_{n=15}^{20} (Z_n \times A A_n)}{+ \sum_{n=15}^{20} (A B_n \times A C_n) + \sum_{n=15}^{20} (A D_n \times A E_n) + \sum_{n=15}^{20} (A F_n \times A G_n)} \\
 & \frac{+ \sum_{n=20}^{22} (A H_n \times A I_n) + \sum_{n=21}^{24} (A J_n \times A K_n) + \sum_{n=21}^{24} (A L_n \times A M_n)}{+ \sum_{n=21}^{24} (A N_n \times A O_n) + \sum_{n=21}^{24} (A P_n \times A Q_n) + \sum_{n=\text{令}元}^{\text{令}4} (A R_n \times A S_n)} \\
 & \frac{+ \sum_{n=\text{令}元}^{\text{令}4} (A T_n \times A U_n)}{}
 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：当該団体の農家数（測定単位）
- B：国営土地改良事業地方負担額（平成13年度以前償還開始分）
- C：森林研究・整備機構営土地改良事業地方負担額（平成13年度以前償還開始分）
- D：水資源機構営土地改良事業地方負担額（平成13年度以前償還開始分）
- E：国営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム）
- F：森林研究・整備機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム）
- G：水資源機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム）
- H：国営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成22年度迄実施事業）
- I：森林研究・整備機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成22年度迄実施事業）



J : 水資源機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成22年度迄実施事業）

K : 国営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成23年度以降実施事業）

L : 森林研究・整備機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成23年度以降実施事業）

M : 水資源機構営土地改良事業地方負担額（平成14年度以降償還開始分：ダム以外）（平成23年度以降実施事業）

N<sub>n</sub> : n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額（都道府県営・農業農村）（平成22年度以降に同意又は許可を得た地方債については、継続事業に限る）

O<sub>n</sub> : O<sub>22</sub>=0.045、O<sub>23</sub>=0.044、O<sub>24</sub>=0.044、O<sub>25</sub>=0.044、O<sub>26</sub>=0.043、O<sub>27</sub>=0.042、O<sub>28</sub>=0.0422、  
O<sub>29</sub>=0.0422、O<sub>30</sub>=0.04180、O<sub>令元</sub>=0.04180、O<sub>令2</sub>=0.00100、O<sub>令3</sub>=0.00175、O<sub>令4</sub>=0.00350

P<sub>n</sub> : n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額（都道府県営・災害関連）※令和3年度から令和7年度に限り、防災重点農業用ため池緊急整備事業を含む。

Q<sub>n</sub> : Q<sub>20</sub>=0.046、Q<sub>21</sub>=0.045、Q<sub>22</sub>=0.045、Q<sub>23</sub>=0.027、Q<sub>24</sub>=0.026、Q<sub>25</sub>=0.026、Q<sub>26</sub>=0.025、  
Q<sub>27</sub>=0.024、Q<sub>28</sub>=0.0241、Q<sub>29</sub>=0.0241、Q<sub>30</sub>=0.02364、Q<sub>令元</sub>=0.02337、Q<sub>令2</sub>=0.00200、  
Q<sub>令3</sub>=0.00325、Q<sub>令4</sub>=0.00550

R<sub>n</sub> : n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額（国営・農業農村）

S<sub>n</sub> : S<sub>22</sub>=0.045、S<sub>23</sub>=0.044、S<sub>24</sub>=0.044、S<sub>25</sub>=0.044、S<sub>26</sub>=0.043、S<sub>27</sub>=0.042、S<sub>28</sub>=0.0422、  
S<sub>29</sub>=0.0422、S<sub>30</sub>=0.04180、S<sub>令元</sub>=0.04180、S<sub>令2</sub>=0.00100、S<sub>令3</sub>=0.00175、S<sub>令4</sub>=0.00350

T<sub>n</sub> : n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額（国営・災害関連）

U<sub>n</sub> : U<sub>20</sub>=0.046、U<sub>21</sub>=0.045、U<sub>22</sub>=0.045、U<sub>23</sub>=0.027、U<sub>24</sub>=0.026、U<sub>25</sub>=0.026、U<sub>26</sub>=0.025、  
U<sub>27</sub>=0.024、U<sub>28</sub>=0.0241、U<sub>29</sub>=0.0241、U<sub>30</sub>=0.02364、U<sub>令元</sub>=0.02337、U<sub>令2</sub>=0.00200、  
U<sub>令3</sub>=0.00325、U<sub>令4</sub>=0.00550

V<sub>n</sub> : n年度公共事業等債同意等額（団体営・防災重点農業用ため池緊急整備事業）

W<sub>n</sub> : W<sub>令3</sub>=0.00325、W<sub>令4</sub>=0.00550

X<sub>n</sub> : n年度一般公共事業債・公共事業等債同意等額（機構営）

Y<sub>n</sub> : Y<sub>22</sub>=0.045、Y<sub>23</sub>=0.044、Y<sub>24</sub>=0.044、Y<sub>25</sub>=0.044、Y<sub>26</sub>=0.043、Y<sub>27</sub>=0.042、Y<sub>28</sub>=0.0422、  
Y<sub>29</sub>=0.0422、Y<sub>30</sub>=0.04180、Y<sub>令元</sub>=0.04180、Y<sub>令2</sub>=0.00100、Y<sub>令3</sub>=0.00175、Y<sub>令4</sub>=0.00350

Z<sub>n</sub> : n年度臨時地方道整備事業債同意等額（ふるさと農道分）

AA<sub>n</sub> : AA<sub>15</sub>=0.006、AA<sub>16</sub>=0.003、AA<sub>17</sub>=0.012（市場公募都市に係るもの）、  
AA<sub>18</sub>=0.011（市場公募都市に係るもの）、AA<sub>19</sub>=0.011（市場公募都市に係るもの）、  
AA<sub>20</sub>=0.01785（市場公募都市はAA<sub>20</sub>=0.01278）、

AB<sub>n</sub> : n年度臨時地方道整備事業債同意等額（ふるさと農道・財源対策債分）

AC<sub>n</sub> : AC<sub>15</sub>=0.010、AC<sub>16</sub>=0.005、  
AC<sub>17</sub>=0.020（市場公募都市に係るもの）、AC<sub>18</sub>=0.019（市場公募都市に係るもの）、  
AC<sub>19</sub>=0.019（市場公募都市に係るもの）、  
AC<sub>20</sub>=0.02976（市場公募都市はAC<sub>20</sub>=0.02130）、

AD<sub>n</sub> : n年度臨時地方道整備事業債同意等額（ふるさと林道分）

AE<sub>n</sub> : AE<sub>15</sub>=0.006、AE<sub>16</sub>=0.003、AE<sub>17</sub>=0.012（市場公募都市に係るもの）、  
AE<sub>18</sub>=0.011（市場公募都市に係るもの）、AE<sub>19</sub>=0.011（市場公募都市に係るもの）、  
AE<sub>20</sub>=0.01785（市場公募都市はAE<sub>20</sub>=0.01278）、

AF<sub>n</sub> : n年度臨時地方道整備事業債同意等額（ふるさと林道・財源対策債分）

AG<sub>n</sub> : AG<sub>15</sub>=0.010、AG<sub>16</sub>=0.005、  
AG<sub>17</sub>=0.020（市場公募都市に係るもの）、AG<sub>18</sub>=0.019（市場公募都市に係るもの）、  
AG<sub>19</sub>=0.019（市場公募都市に係るもの）、AG<sub>20</sub>=0.02976（市場公募都市はAG<sub>20</sub>=0.02130）、

$AH_n$  : n年度一般補助施設整備等事業債（特定間伐等促進対策分）同意等額  
 $AI_n$  :  $AI_{20}=0.01785$ （市場公募都市は $AI_{20}=0.01278$ ）、  
 $AI_{21}=0.01867$ （市場公募都市は $AI_{21}=0.01440$ ）、  
 $AI_{22}=0.01877$ （市場公募都市は $AI_{22}=0.01406$ ）  
 $AJ_n$  : n年度地方道路等整備事業債同意等額（ふるさと林道分）  
 $AK_n$  :  $AK_{21}=0.01867$ （市場公募都市は $AK_{21}=0.01440$ ）、  
 $AK_{22}=0.01877$ （市場公募都市は $AK_{22}=0.01406$ ）、  
 $AK_{23}=0.01881$ （市場公募都市は $AK_{23}=0.01456$ ）、  
 $AK_{24}=0.01930$ （市場公募都市は $AK_{24}=0.01502$ ）  
 $AL_n$  : n年度地方道路等整備事業債同意等額（ふるさと林道・財源対策債分）  
 $AM_n$  :  $AM_{21}=0.03112$ （市場公募都市は $AM_{21}=0.02400$ ）、  
 $AM_{22}=0.03129$ （市場公募都市は $AM_{22}=0.02344$ ）、  
 $AM_{23}=0.03135$ （市場公募都市は $AM_{23}=0.02427$ ）、  
 $AM_{24}=0.03217$ （市場公募都市は $AM_{24}=0.02504$ ）  
 $AN_n$  : n年度地方道整備事業債同意等額（ふるさと林道分）  
 $AO_n$  :  $AO_{21}=0.01867$ （市場公募都市は $AO_{21}=0.01440$ ）、  
 $AO_{22}=0.01877$ （市場公募都市は $AO_{22}=0.01406$ ）、  
 $AO_{23}=0.01881$ （市場公募都市は $AO_{23}=0.01456$ ）、  
 $AO_{24}=0.01930$ （市場公募都市は $AO_{24}=0.01502$ ）  
 $AP_n$  : n年度地方道整備事業債同意等額（ふるさと林道・財源対策債分）  
 $AQ_n$  :  $AQ_{21}=0.03112$ （市場公募都市は $AQ_{21}=0.02400$ ）、  
 $AQ_{22}=0.03129$ （市場公募都市は $AQ_{22}=0.02344$ ）、  
 $AQ_{23}=0.03135$ （市場公募都市は $AQ_{23}=0.02427$ ）、  
 $AQ_{24}=0.03217$ （市場公募都市は $AQ_{24}=0.02504$ ）  
 $AR_n$  : n年度一般補助施設整備等事業債（農地耕作条件改善事業）同意等額  
 $AS_n$  :  $AS_{元}=0.01107$ （市場公募都市は0.00786）、 $AS_{\text{㊦2}}=0.00048$ （市場公募都市は0.00046）  
 $AS_{\text{㊦3}}=0.00069$ （市場公募都市は0.00059）、 $AS_{\text{㊦4}}=0.00162$ （市場公募都市は0.00146）  
 $AT_n$  : n年度一般補助施設整備等事業債（農業水路等長寿命化・防災減災事業）同意等額  
 $AU_n$  :  $AU_{元}=0.01107$ （市場公募都市は0.00786）、 $AU_{\text{㊦2}}=0.00048$ （市場公募都市は0.00046）  
 $AU_{\text{㊦3}}=0.00069$ （市場公募都市は0.00059）、 $AU_{\text{㊦4}}=0.00162$ （市場公募都市は0.00146）  
 ※ $AD_n \sim AI_n$ 及び $AN_n \sim AQ_n$ については、林野水産行政費の測定単位が0となる団体についてのみ算定する。

(6) 農家数急減補正係数

農家数急減補正の復元率は0.5としている。

$$(\text{農家数急減補正係数} - 1) = \left( \frac{\text{2015年農林業センサスによる農家数}}{\text{2020年農林業センサスによる農家数}} - 1 \right) \times 0.5$$

(二) 林野水産行政費

1 測定単位について

測定単位は、令和2年国勢調査による産業分類別就業者数のうち、A農業、林業のうち林業の就業者数及びB漁業の就業者数の合計である。

2 補正について

普通態容補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅱ係数×経常態容補正係数×寒冷補正係数＋（密度補正Ⅰ係数－1）  
 ＋（密度補正Ⅱ係数－1）＋（密度補正Ⅲ係数－1）＋（数値急減補正係数－1）＋（事業費補正係数－1）

① 普通態容補正Ⅱ係数

級地区分については、「普通交付税算定に用いる農業級地及び林野級地について（通知）」（令和5年5月29日付け事務連絡市－59号 各都道府県市町村担当課あて総務省自治財政局交付税課通知）により算出した評点に応ずる級地区分によること。

級地区分ごとの普通態容補正Ⅱ係数は、次のとおりである。

級 地	補 正 係 数
5級地	1.60
4級地	1.48
3級地	1.36
2級地	1.24
1級地	1.12
無級地	1.00

② 経常態容補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{経常態容補正係数} = \frac{1}{A} \times (B \times 2.75 + C \times 0.17)$$

算式の符号

A：令和2年国勢調査による「林業及び漁業の就業者数」

B：令和2年国勢調査による「林業の就業者数」

C：令和2年国勢調査による「漁業の就業者数」

2.75、0.17：林業、漁業の従業者一人当たり所要一般財源の差を反映させるための乗率

③ 密度補正Ⅰ係数の算定方法は、次のとおりである。なお、算入率を0.4としている。

$$\begin{aligned} (\text{密度補正Ⅰ係数} - 1) &= \left\{ \frac{B \times 22,500 \text{円} - 9,500 \text{千円} \times \frac{A}{200 \text{人}} \times C \times D \times E \times F}{A \times 471,000 \text{円}} \right\} \times 0.4 \\ &= \left( \frac{B \times 0.048}{A} - C \times D \times E \times F \times 0.101 \right) \times 0.4 \end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：市区町村所有森林面積（財産区所有林を含む。）  
 （2020年農林業センサスにおける現況森林面積）

C：普通態容補正Ⅰ係数

D：普通態容補正Ⅱ係数

E：経常態容補正係数

F：寒冷補正係数

22,500円：Bに係る1ha当たりの管理経費

9,500千円：単位費用積算の基礎に算入されている公有林等維持管理経費一般財源所要額

0.4：算入率

④ 密度補正Ⅱ係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}(\text{密度補正Ⅱ係数}-1) &= \frac{B \times 365 \text{円} - 4,787 \text{千円} \times \frac{A}{200 \text{人}} \times C \times D \times E \times F}{A \times 471,000 \text{円}} \\ &= \frac{B \times 0.00077}{A} - C \times D \times E \times F \times 0.051\end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：公有及び私有の林野面積

(2020年農林業センサスにおける所有形態別林野面積)

C：普通態容補正Ⅰ係数

D：普通態容補正Ⅱ係数

E：経常態容補正係数

F：寒冷補正係数

365円：Bに係る1ha当たり地球温暖化対策暫定事業費及び林地台帳の整備一般財源所要額

4,787千円：単位費用積算基礎に算入されている地球温暖化対策暫定事業費及び林地台帳の整備一般財源所要額

⑤ 密度補正Ⅲ係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\begin{aligned}(\text{密度補正Ⅲ係数}-1) &= \frac{1}{A \times 471,000 \text{円}} \times \{ (B \times 3,132 \text{円} + C \times 137,894 \text{円} + D \times 105 \text{円}) \\ &\quad - (33,975 \text{千円} \times \frac{A}{200 \text{人}} \times E \times F \times G \times H) \} \\ &= \frac{1}{A \times 471,000 \text{円}} \times (B \times 3,132 \text{円} + C \times 144,606 \text{円} + D \times 105 \text{円}) \\ &\quad - 0.361 \times E \times F \times G \times H\end{aligned}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積

C：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数

D：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口

E：普通態容補正Ⅰ係数

F：普通態容補正Ⅱ係数

G：経常態容補正係数

H：寒冷補正係数

3,132円：森林環境譲与税の譲与の基準となる私有林人工林面積1ha当たりの森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る経費

144,606円：森林環境譲与税の譲与の基準となる林業従業者数1人当たりの森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る経費

105円：森林環境譲与税の譲与の基準となる人口1人当たりの森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る経費

33,975千円：単位費用積算基礎に算入されている森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の

一般財源所要額

- ⑥ 数値急減補正係数の算定方法は、次のとおりである。なお、復元率を0.7としている。

$$(\text{数値急減補正係数} - 1) = \frac{1}{A} \times \left\{ \left( \frac{D}{B} - 1.205 \right) \times B \times 2.75 + \left( \frac{E}{C} - 1.216 \right) \times C \times 0.17 \right\} \times 0.7$$

算式の符号

A：令和2年国勢調査による「林業及び漁業の就業者数」

B：令和2年国勢調査による「林業の就業者数」

C：令和2年国勢調査による「漁業の就業者数」

D：平成27年国勢調査による「林業の就業者数」

E：平成27年国勢調査による「漁業の就業者数」

- ⑦ 事業費補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$(\text{事業費補正係数} - 1) = \frac{1}{A \times 471,000 \text{ 円}} \times \left\{ \sum_{n=15}^{20} (B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{20} (D_n \times E_n) + \sum_{n=20}^{22} (F_n \times G_n) \right\}$$

算式の符号

A：当該団体の測定単位の数値

B<sub>n</sub>：臨時地方道整備事業債（平成21年度から平成24年度までの各年度においては、地方道路等整備事業債）（ふるさと林道分）のn年度同意等額

C<sub>n</sub>：C<sub>15</sub> = 0.006，C<sub>16</sub> = 0.003，

C<sub>17</sub>：市場公募都市 0.012 その他の市町村 0.000，

C<sub>18</sub>：市場公募都市 0.011 その他の市町村 0.000，

C<sub>19</sub>：市場公募都市 0.011 その他の市町村 0.000，

C<sub>20</sub>：市場公募都市 0.01278 その他の市町村 0.01785，

C<sub>21</sub>：市場公募都市 0.01440 その他の市町村 0.01867，

C<sub>22</sub>：市場公募都市 0.01406 その他の市町村 0.01877，

C<sub>23</sub>：市場公募都市 0.01456 その他の市町村 0.01881，

C<sub>24</sub>：市場公募都市 0.01502 その他の市町村 0.01930

D<sub>n</sub>：臨時地方道整備事業債（平成21年度から平成24年度までの各年度においては、地方道路等整備事業債）（ふるさと林道・財源対策債分）のn年度同意等額

E<sub>n</sub>：E<sub>15</sub> = 0.010，E<sub>16</sub> = 0.005，

E<sub>17</sub>：市場公募都市 0.020 その他の市町村 0.000，

E<sub>18</sub>：市場公募都市 0.019 その他の市町村 0.000，

E<sub>19</sub>：市場公募都市 0.019 その他の市町村 0.000，

E<sub>20</sub>：市場公募都市 0.02130 その他の市町村 0.02976，

E<sub>21</sub>：市場公募都市 0.02400 その他の市町村 0.03112，

E<sub>22</sub>：市場公募都市 0.02344 その他の市町村 0.03129，

E<sub>23</sub>：市場公募都市 0.02427 その他の市町村 0.03135，

E<sub>24</sub>：市場公募都市 0.02504 その他の市町村 0.03217

F<sub>n</sub>：一般補助施設整備等事業債（特定間伐促進等対策分）のn年度同意等額

G<sub>n</sub>：G<sub>20</sub>：市場公募都市 0.01278 その他の市町村 0.01785，

G<sub>21</sub>：市場公募都市 0.01440 その他の市町村 0.01867，

G<sub>22</sub>：市場公募都市 0.01406 その他の市町村 0.01877

(三) 商工行政費

段階補正係数 × 普通態容補正係数

## 六 総務費

### (一) 徴税费

#### 1 測定単位について

測定単位は、国勢調査によって調査した令和2年10月1日現在における世帯数である。

#### 2 補正係数について

段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数

寒冷補正係数は、算定方法の簡素化の観点から、地域振興費による一括適用としている。



## (二) 戸籍住民基本台帳費

### 1 戸籍数を測定単位とするもの

#### (1) 測定単位について

測定単位の数値は、令和5年3月31日現在における戸籍法（昭和22年法律第224号）第7条の規定により戸籍簿につづられた戸籍及び同法第119条第2項の規定により戸籍簿に蓄積された戸籍の数であること。

#### (2) 補正について

段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数

寒冷補正係数は、算定方法の簡素化の観点から、地域振興費による一括適用としていること。

### 2 世帯数を測定単位とするもの

#### (1) 測定単位について

測定単位の数値は、国勢調査によって調査した令和2年10月1日現在における世帯数であること。

#### (2) 補正について

段階補正係数×密度補正係数×普通態容補正係数

寒冷補正係数は、算定方法の簡素化の観点から、地域振興費による一括適用としていること。

(三) 地域振興費

1 人口を測定単位とするもの

(段階補正Ⅰ係数×普通態容補正Ⅰ係数)×0.7953+(普通態容補正Ⅱ係数)+(普通態容補正Ⅲ係数-1)  
 +(寒冷補正係数-1)+経常態容補正係数+(密度補正Ⅰ係数-1)+(密度補正Ⅲ係数-1)  
 +(人口急増補正係数-1)+(人口急減補正係数-1)+(投資補正係数-1)+(事業費補正係数-1)  
 +(段階補正Ⅱ係数×0.1544)+(段階補正Ⅲ係数)×(密度補正Ⅱ係数)×0.0503

※ 上記の各補正係数は、小数点以下3位未満を四捨五入して算出すること。

(1) 普通態容補正Ⅲ係数

合併算定替に当たり、旧団体の取扱いは以下のとおりとすること。

- ・ 合併後新市町村の級地区分(ただし、当該市町村の級地が合併前の級地より低くなる場合にあっては、合併前の級地を適用する。)

普通態容補正Ⅲ係数の算定方法は、次のとおりである。

(普通態容補正Ⅲ(隔遠地)係数-1) = 算式ア+算式イ

・算式ア

ア = ①×②×③+④

① 級地による補正率

級地区分	1	2	3	4	5	6
A 離島以外 増加需要額 ／標団一財	0.382	0.615	1.225	2.064	2.911	3.739
B 離島 増加需要額 ／標団一財	5.729	6.480	8.492	11.283	14.118	16.843

② 人口段階による補正率

人 口	段階補正係数
～ 2千人	1 / P (5.96 P + 420)
2 ～ 4千人	1 / P (2.59 P + 7,160)
4 ～ 12千人	1 / P (0.81 P + 14,280)
12 ～ 20千人	1 / P (0.20 P + 21,600)
20 ～ 30千人	1 / P (0.58 P + 14,000)
30 ～ 100千人	1 / P (0.98 P + 2,000)
100千人 ～	1 / P (1.00 P + 0)

- ・ P : 当該団体の人口
- ・ 小数点以下3位未満を四捨五入すること。

③ 人口の減少数による補正率

$$\frac{(B-A) \times 0.5}{A} + 1$$

算式の符号

A : 令和2年国勢調査人口

B : 平成27年国勢調査人口

0.5 : 復元率

※ (B-A) が負となる場合は、(B-A) は0とする。

④ 属島に係る補正率

$$\frac{B \times 70 \text{千円} + C \times 650 \text{千円}}{A \times \text{単位費用}(1,740 \text{円})}$$

算式の符号

A : 人口

B : 島しょ人口 (令和2年国勢調査人口)

C : 島しょの数として総務大臣が通知した数

※ B及びCが0の場合は、当該率(④)は0とする。

※ 算式アにより算出した値は、小数点以下3位未満四捨五入。

・算式イ

級地区分	1	2	3	4	5	6
A 離島以外 増加需要額 ／標団一財	0.148	0.266	0.545	0.897	1.256	1.607
B 離島 増加需要額 ／標団一財	0.385	0.690	1.416	2.333	3.267	4.178

(2) 寒冷補正係数

寒冷補正係数については、測定単位を人口としている費目において適用していた寒冷補正を、地域振興費において一括して補正することとしている。

また、合併算定替に当たり、合併関係市町村の取扱いは以下のとおりとすること。

- ・ 給与差：新市町村の級地区分
- ・ 寒冷度及び積雪度：新市町村の級地又は当該合併関係市町村級地のいずれか高い方の級地区分

なお、積雪度の級地区分の見直しにより級地が下がる団体（無級地となった団体を含む。）の算定にあつては、激変緩和措置を講じることとしており、令和5年度は次の式により算定する。

算式

$$A + (B - A) \times \alpha$$

B - Aが負数となる場合は0とする。

算式の符号

A：見直し後の級地区分に応ずる補正率

B：見直し前の級地区分に応ずる補正率

$\alpha$ ：0.8

寒冷補正係数は、各級地区分ごとに次のとおりである。

級地	4	3	2	1
給与差	0.188	0.235	0.242	0.274

級地	1	2	3	4
寒冷度	0.161	0.255	0.359	0.508
積雪度	0.060	0.115	0.242	0.355

(3) 経常態容補正係数の算定方法は、次のとおりとし、平成11年4月1日以降に合併した市町村の一本算定にのみ適用する。

$$\text{補正係数} = \frac{B}{A \times 1.74}$$

(注) 算式の符号

A：測定単位の数値

B：合併関係市町村（地方自治法第4条第1項に基づく事務所（以下「本庁」）及び同法第252条の20に基づく区の事務所（以下「区役所」）が所在する合併関係市町村は除く。ただし、分庁舎方式をとるものにあつては、市町村長が通常執務を行う事務所を本庁または区役所とみなす。）ごとに次式により算定した額の合算額

$$31.4 \times \text{①} \times \text{②} \times \text{③}$$

31.4：標準的な支所の経費

①：合併関係市町村の令和2年国勢調査人口

②：人口段階による補正率

人 口	段階補正係数
～ 4千人	1 / P (0.66 P + 3,320)
4 ～ 8千人	1 / P (0.51 P + 3,920)
8 ～ 12千人	1 / P (0.21 P + 6,320)
12 ～ 20千人	1 / P (0.16 P + 6,920)
20 ～ 30千人	1 / P (0.20 P + 6,120)
30千人～	1 / P (0.05 P + 10,620)

P：当該合併関係市町村の人口

(注) 補正係数が3.980を超えるときは、3.980とする。

③：本庁からの距離による補正率

本庁からの距離	補正係数
～ 16km	0.00000 d + 1.00
16km ～ 24km	0.02875 d + 0.54
24km ～ 32km	0.05250 d - 0.03
32km ～ 48km	0.00750 d + 1.41
48km ～	0.02125 d + 0.76

d：本庁からの距離（令和5年4月1日現在の本庁の所在地（政令指定都市は、区役所の所在地とする。また、分庁舎方式をとるものについては、市町村長が通常執務を行う事務所を本庁とみなし、町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第411条の規定により令和4年度分の固定資産税に係る固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。）と合併関係市町村の旧市町村役場の所在地（旧市町村役場を移転または廃止している場合は、合併の日の前日における所在地。）との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路、及び陸路による実距離とする。ただし、水路を含む場合にあっては、その距離を2倍として計算した距離））。

（注）補正係数が1.797を超えるときは、1.797とする。

(4) 密度補正Ⅰ係数

密度補正Ⅰ係数の算定方法は、次のとおりである。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正Ⅰ係数} - 1) &= \frac{B \times 67 \text{千円} + (C \times 6,200 \text{千円} + D \times 800 \text{千円}) \times \alpha}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}} \\
 &= \frac{B \times 38.506 + (C \times 3,563.2 + D \times 459.8) \times \alpha}{A}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：人口

B：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数として総務大臣が通知した数

C：合衆国軍隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

D：自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通知した数

67千円：合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族の数1人当たり単価

6,200千円：合衆国軍隊の用に供する土地の面積1km<sup>2</sup>当たり単価

800千円：自衛隊の用に供する土地の面積1km<sup>2</sup>当たり単価

α：CとDの合計数を当該市町村の面積で除して得た数に応じた次の率

	α
0.300未満の場合	1.0
0.300以上0.400未満の場合	1.1
0.400以上0.500未満の場合	1.2
0.500以上0.600未満の場合	1.3
0.600以上0.700未満の場合	1.5
0.700以上0.800未満の場合	2.0
0.800以上の場合	3.0

(5) 密度補正Ⅲ係数

密度補正Ⅲ係数の算定方法は、次のとおりである。

$$(\text{密度補正Ⅲ係数} - 1) = \frac{B \times 6,020 \text{千円} \times 0.8}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}}$$

算式の符号

A：人口

B：外国青年招致人員並びに外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員の合計

(6) 人口急増補正係数

人口急増係数については、増加団体の平均増加率(1.008)以上の団体を対象とした。  
人口急増係数の算定方法は、次のとおりである。

算式

$$(\text{人口急増補正係数} - 1) = (A/B - 1.008) \times 31.7 \quad (\text{負数となる場合は、0とする。})$$

算式の符号

A：令和5年1月1日現在の住民基本台帳登録人口

B：令和2年9月30日現在の

※「A/B」は小数点以下3位未満四捨五入。

(7) 人口急減補正係数

人口急減補正係数については、平成27年国調人口からの人口減少率（平均減少率（0.018）以上の団体を対象）を基礎とした算式Ⅰ、平成12年国調人口からの人口減少率（平均減少率（0.130）以上の団体を対象）を基礎とした算式Ⅱ又は東日本大震災の被災団体を対象とした算式Ⅲの各々の算式によって算出された係数のうち、大きい係数を補正係数とする。

・算式Ⅰ

$$(\text{人口急減補正係数} - 1) = ((B - A) / A - 0.018) \times 0.5 \times 37.6 \times \beta - (\alpha - \beta) \times 0.5 \times 37.6$$

・算式Ⅱ

$$(\text{人口急減補正係数} - 1) = ((C - A) / A - 0.130) \times 9.3 + [(D \times 1.72 / 1.74) + ((B - A) / A - 0.018) \times 37.6 \times \beta - (\alpha - \beta) \times 37.6] - ((C - A) / A - 0.130) \times 9.3 \times (0.4 + 0.3 \times ((C - A) / C - 0.3) / 0.1)$$

・算式Ⅲ

$$(\text{人口急減補正係数} - 1) = ((E - A) / A - 0.100 \times E / A) \times 37.6 \times \gamma - (\alpha - \gamma) \times 37.6$$

算式の符号

A：令和2年国勢調査人口

B：平成27年

C：平成12年

D：令和2年度算定において、算式Ⅱによって算出された人口急減補正係数

E：平成22年国勢調査人口

算式Ⅰの0.5：復元率

α：令和2年国勢調査人口に係る人口段階による補正率

β：平成27年

γ：平成22年

※小数点以下の計算方法及び負数となる場合の取扱いは算出資料を参照。

※算式Ⅱは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で対象にはならなくても、過疎地域自立促進特別措置法において対象であった場合は対象とする）、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の適用市町村を対象とする。

※「0.4 + 0.3 × ((C - A) / C - 0.3) / 0.1」が0.4以下となる場合は0.4とし、0.7以上となる場合は0.7とする。

※算式Ⅲは、普通交付税に関する省令附則第21条に定める算式Ⅲの対象団体のみ対象とする。

(9) 投資補正係数

投資補正係数の算定方法は、算式ア～イのとおりである。

・算式ア

投資補正係数（航空機燃料譲与税見合分）の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{ア} = \frac{B \times \alpha}{A}$$

算式の符号

A：人口

B：令和2年国勢調査に係る当該市町村の世帯数

$\alpha$ ：空港関係市町村ごとの乗率（別紙のとおり）

※ 「 $B \times \alpha$ 」は千円未満四捨五入。

※ 合併算定替にあたり、旧団体においては、新団体の乗率を適用すること。

※ 算式アにより算出した値は、小数点以下3位未満四捨五入。

・算式イ

投資補正係数（事業所税見合分）の算定方法は、次のとおりである。

$\alpha_1 \sim \alpha_9$ の値については別途通知する値とする。

① 人口500万人以上の市町村

$$\text{イ} = \frac{1}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}} \times (\alpha_1 \text{円} \times A)$$

② 人口200万人以上500万人未満の市町村

$$\text{イ} = \frac{1}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}} \times (\alpha_2 \text{円} \times A)$$

③ 人口100万人以上200万人未満の市町村

$$\text{イ} = \frac{1}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}} \times (\alpha_3 \text{円} \times A)$$

④ 人口30万人以上100万人未満の市町村

$$\text{イ} = \frac{1}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}} \times (\alpha_4 \text{円} \times A)$$

⑤ 別表1に掲げる市

$$\text{イ} = \frac{1}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}} \times (\alpha_{5-9} \text{円} \times A)$$

⑥ ①～⑤以外の市

$$\text{イ} = 0$$

(注) 算式の符号

A：測定単位の数値（人口）

$\alpha_1 \text{円} \sim \alpha_4 \text{円}$ ：各人口段階区分別の1人当たり事業所税額

$\alpha_{5-9}$ ：別表1に掲げる市における1人当たりの事業所税額

※ 「 $\alpha_1 \text{円} \times A$ 」、「 $\alpha_2 \text{円} \times A$ 」、「 $\alpha_3 \text{円} \times A$ 」、「 $\alpha_4 \text{円} \times A$ 」及び「 $\alpha_{5-9} \times A$ 」は千円未満四捨五入。

※ 算式イにより算出した値は、小数点以下3位未満四捨五入。

※ 合併前年度において事業所税の課税団体であった旧市町村の人口が30万人未満の場合（新市町村の人口は30万人以上）又は合併前年度において事業所税の非課税団体であった旧市町村の人口が30万人以上の場合においては、当該旧市町村の $\alpha$ は合併前年度における旧市町村の人口により設定すること。

別表1

市名	$\alpha$ (円)
三鷹市	$\alpha_5$
守口市	$\alpha_6$
武蔵野市	$\alpha_7$
芦屋市	$\alpha_8$

(10) 事業費補正係数

(事業費補正係数 - 1) = 算式ア + 算式イ + 算式ウ - (段階補正係数 I × 0.011)

算式ア

$$\begin{aligned} & \frac{\sum_{n=15}^{\text{令4}} (B_n \times C_n) \times 0.006 + \sum_{n=22}^{\text{令4}} (D_n \times E_n) \times 0.006 + F \times G + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (H_n \times I_n) \times 0.034}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}} \\ & + \frac{\sum_{n=15}^{19} (J_n \times K_n) \times 0.006 \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=15}^{19} (L_n \times M_n) \times 0.067 + \sum_{n=20}^{22} (N_n \times O_n) \times 0.0002 \times 0.75}{0.30} \\ & + \sum_{n=20}^{22} (P_n \times Q_n) \times 0.0002 \times 0.50 + \sum_{n=20}^{22} (P'_n \times Q'_n) \times 0.0002 \times 0.50 \\ & + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (R_n \times S_n) \times 0.006 + \sum_{n=15}^{16} (T_n \times U_n) \times 0.006 + \sum_{n=15}^{22} (V_n \times W_n) \times 0.006 \\ & + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (X_n \times Y_n) \times 0.010 + \sum_{n=18}^{\text{令4}} (Z_n \times AA_n) + \sum_{n=18}^{\text{令4}} (AB_n \times AC_n) \end{aligned}$$

(算式アの符号)

A : 測定単位の数値 (人口)

B<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額

C<sub>n</sub> : C<sub>15</sub>=1.000、C<sub>16</sub>=0.526、C<sub>17</sub>=2.053(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、C<sub>18</sub>=2.000(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、C<sub>19</sub>=2.000(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、C<sub>20</sub>=2.24158(市場公募団体)、3.13211(その他の団体)、C<sub>21</sub>=2.52579(市場公募団体)、3.27526(その他の団体)、C<sub>22</sub>=2.46684(市場公募団体)、3.29316(その他の団体)、C<sub>23</sub>=2.55474(市場公募団体)、3.29947(その他の団体)、C<sub>24</sub>=2.63526(市場公募団体)、3.38579(その他の団体)、C<sub>25</sub>=2.737(市場公募団体)、3.421(その他の団体)、C<sub>26</sub>=2.684(市場公募団体)、3.368(その他の団体)、C<sub>27</sub>=2.579(市場公募団体)、3.263(その他の団体)、C<sub>28</sub>=2.500(市場公募団体)、3.2526(その他の団体)、C<sub>29</sub>=2.5105(市場公募団体)、3.2632(その他の団体)、C<sub>30</sub>=1.91368(市場公募団体)、2.66105(その他の団体)、C<sub>元</sub>=1.86158(市場公募団体)、2.62263(その他の団体)、C<sub>2</sub>=0.10947(市場公募団体)、0.11421(その他の団体)、C<sub>3</sub>=0.14053(市場公募団体)、0.16263(その他の団体)、C<sub>4</sub>=0.34579(市場公募団体)、0.38263(その他の団体)

D<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債の額のうち、継続事業(平成21年度までに提出された地域活性化事業計画に位置づけられている事業)に係る額

E<sub>n</sub> : E<sub>22</sub>=2.46684(市場公募団体)、3.29316(その他の団体)、E<sub>23</sub>=2.55474(市場公募団体)、3.29947(その他の団体)、E<sub>24</sub>=2.63526(市場公募団体)、3.38579(その他の団体)、E<sub>25</sub>=2.737(市場公募団体)、3.421(その他の団体)、E<sub>26</sub>=2.684(市場公募団体)、3.368(その他の団体)、E<sub>27</sub>=2.579(市場公募団体)、3.263(その他の団体)、E<sub>28</sub>=2.500(市場公募団体)、3.2526(その他の団体)、E<sub>29</sub>=2.5105(市場公募団体)、3.2632(その他の団体)、E<sub>30</sub>=1.91368(市場公募団体)、2.66105(その他の団体)、E<sub>元</sub>=1.86158(市場公募団体)、2.62263(その他の団体)、E<sub>2</sub>=0.10947(市場公募団体)、0.11421(その他の団体)、E<sub>3</sub>=0.14053(市場公募団体)、0.16263(その他の団体)、E<sub>4</sub>=0.34579(市場公募団体)、0.38263(その他の団体)

F : 平成21年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債(定住化自立圏推進事業分)の額

G : 0.01680(市場公募団体)、0.02178(その他の団体)

H<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債(財源対策債分)の額

I<sub>n</sub> : I<sub>15</sub>=1.000、I<sub>16</sub>=0.149、I<sub>17</sub>=0.582(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、I<sub>18</sub>=0.567(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、I<sub>19</sub>=0.567(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、I<sub>20</sub>=0.63567(市場公募団体)、0.88821(その他の団体)、I<sub>21</sub>=0.71627(市場公募団体)、0.92881(その他の団体)、I<sub>22</sub>=0.69955(市場公募団体)、0.93388(その他の団体)、I<sub>23</sub>=0.72448(市場公募団体)、0.93567(その他の団体)、I<sub>24</sub>=0.74731(市場公募団体)、0.96015(その他の団体)、I<sub>25</sub>=0.776(市場公募団体)、0.970(その他の団体)、I<sub>26</sub>=0.761(市場公募団体)、0.955(その他の団体)、I<sub>27</sub>=0.731(市場公募団体)、0.925(その他の団体)、I<sub>28</sub>=0.7090(市場公募団体)、0.9224(その他の団体)、I<sub>29</sub>=0.7119(市場公募団体)、0.9254(その他の団体)、I<sub>30</sub>=0.54269(市場公募団体)、0.75463(その他の団体)、I<sub>元</sub>=0.52791(市場公募団体)、0.74373(その他の団体)、I<sub>2</sub>=0.3104(市場公募団体)、0.03239(その他の団体)、I<sub>3</sub>=0.03985(市場公募団体)、0.04612(その他の団体)、I<sub>4</sub>=0.09806(市場公募団体)、0.10851(その他の団体)

J<sub>n</sub> : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た(旧)地域総合整備事業債特別分等の額

K<sub>n</sub> : K<sub>15</sub>=1.000、K<sub>16</sub>=0.526、K<sub>17</sub>=2.053(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、K<sub>18</sub>=2.000(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、K<sub>19</sub>=2.000(市場公募団体)、0.000(その他の団体)

α : 財政力に応じた算入率(30~55%)

L<sub>n</sub> : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た(旧)地域総合整備事業債(財源対策債分)の額



$M_n$  :  $M_{15}=1.000$ ,  $M_{16}=0.149$ ,  $M_{17}=0.582$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $M_{18}=0.567$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $M_{19}=0.567$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)  
 $N_n$  : 平成  $n$  年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債(用地事業に係るものを除く。)の額  
 $O_n$  :  $O_{20}=1.00000$ (市場公募団体)、 $1.00000$ (その他の団体)、 $O_{21}=1.05000$ (市場公募団体)、 $1.10000$ (その他の団体)、 $O_{22}=2.60000$ (市場公募団体)、 $2.75000$ (その他の団体)  
 $P_n$  : 平成  $n$  年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るもの(平成  $n$  年度市場公募団体に限る。)  
 $Q_n$  :  $Q_{20}=1.00000$ 、 $Q_{21}=1.05000$ 、 $Q_{22}=2.60000$   
 $P'_n$  : 平成  $n$  年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債のうち用地事業に係るもの(平成  $n$  年度市場公募団体以外の団体に限る。)  
 $Q'_n$  :  $Q_{20}=1.00000$ 、 $Q_{21}=1.10000$ 、 $Q_{22}=2.75000$   
 $R_n$  :  $n$  年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債(半島振興道路整備事業分)の額  
 $S_n$  :  $S_{15}=1.000$ 、 $S_{16}=0.526$ 、 $S_{17}=2.053$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $S_{18}=2.000$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $S_{19}=2.000$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $S_{20}=2.24158$ (市場公募団体)、 $3.13211$ (その他の団体)、 $S_{21}=2.52579$ (市場公募団体)、 $3.27526$ (その他の団体)、 $S_{22}=2.46684$ (市場公募団体)、 $3.29316$ (その他の団体)、 $S_{23}=2.55474$ (市場公募団体)、 $3.29947$ (その他の団体)、 $S_{24}=2.63526$ (市場公募団体)、 $3.38579$ (その他の団体)、 $S_{25}=2.737$ (市場公募団体)、 $3.421$ (その他の団体)、 $S_{26}=2.684$ (市場公募団体)、 $3.368$ (その他の団体)、 $S_{27}=2.579$ (市場公募団体)、 $3.263$ (その他の団体)、 $S_{28}=2.5000$ (市場公募団体)、 $3.2526$ (その他の団体)、 $S_{29}=2.5105$ (市場公募団体)、 $3.2632$ (その他の団体)、 $S_{30}=1.91368$ (市場公募団体)、 $2.66105$ (その他の団体)、 $S_{元}=1.86158$ (市場公募団体)、 $2.62263$ (その他の団体)、 $S_2=0.10947$ (市場公募団体)、 $0.11421$ (その他の団体)、 $S_3=0.14053$ (市場公募団体)、 $0.16263$ (その他の団体)、 $S_4=0.34579$ (市場公募団体)、 $0.38263$ (その他の団体)  
 $T_n$  : 平成  $n$  年度において発行を許可された一般単独(一般)事業債(地方拠点都市整備事業分)の額  
 $U_n$  :  $U_{15}=1.000$ 、 $U_{16}=0.526$   
 $V_n$  : 平成  $n$  年度において発行について同意又は許可を得た一般単独(一般)事業債(中心市街地再活性化等特別対策事業分)の額  
 $W_n$  :  $W_{15}=1.000$ 、 $W_{16}=0.526$ 、 $W_{17}=2.053$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $W_{18}=2.000$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $W_{19}=2.000$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $W_{20}=2.24158$ (市場公募団体)、 $3.13211$ (その他の団体)、 $W_{21}=2.52579$ (市場公募団体)、 $3.27526$ (その他の団体)、 $W_{22}=2.46684$ (市場公募団体)、 $3.29316$ (その他の団体)  
 $X_n$  :  $n$  年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債(市町村合併推進事業分・旧法分)の額  
 $Y_n$  :  $Y_{15}=1.000$ 、 $Y_{16}=0.526$ 、 $Y_{17}=2.053$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $Y_{18}=2.000$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $Y_{19}=2.000$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $Y_{20}=2.24158$ (市場公募団体)、 $3.13211$ (その他の団体)、 $Y_{21}=2.52579$ (市場公募団体)、 $3.27526$ (その他の団体)、 $Y_{22}=2.46684$ (市場公募団体)、 $3.29316$ (その他の団体)、 $Y_{23}=2.55474$ (市場公募団体)、 $3.29947$ (その他の団体)、 $Y_{24}=2.63526$ (市場公募団体)、 $3.38579$ (その他の団体)、 $Y_{25}=2.737$ (市場公募団体)、 $3.421$ (その他の団体)、 $Y_{26}=2.684$ (市場公募団体)、 $3.368$ (その他の団体)、 $Y_{27}=2.579$ (市場公募団体)、 $3.263$ (その他の団体)、 $Y_{28}=2.5000$ (市場公募団体)、 $3.2526$ (その他の団体)、 $Y_{29}=2.5105$ (市場公募団体)、 $3.2632$ (その他の団体)、 $Y_{30}=1.91368$ (市場公募団体)、 $2.66105$ (その他の団体)、 $Y_{元}=1.86158$ (市場公募団体)、 $2.62263$ (その他の団体)、 $Y_2=0.10947$ (市場公募団体)、 $0.11421$ (その他の団体)、 $Y_3=0.14053$ (市場公募団体)、 $0.16263$ (その他の団体)、 $Y_4=0.34579$ (市場公募団体)、 $0.38263$ (その他の団体)  
 $Z_n$  :  $n$  年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債(市町村合併推進事業分・新法分A)の額  
 $AA_n$  :  $AA_{18}=0.019$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $AA_{19}=0.015$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $AA_{20}=0.01704$ (市場公募団体)、 $0.02380$ (その他の団体)、 $AA_{21}=0.01920$ (市場公募団体)、 $0.02489$ (その他の団体)、 $AA_{22}=0.01875$ (市場公募団体)、 $0.02503$ (その他の団体)、 $AA_{23}=0.01942$ (市場公募団体)、 $0.02508$ (その他の団体)、 $AA_{24}=0.02003$ (市場公募団体)、 $0.02573$ (その他の団体)、 $AA_{25}=0.021$ (市場公募団体)、 $0.026$ (その他の団体)、 $AA_{26}=0.020$ (市場公募団体)、 $0.026$ (その他の団体)、 $AA_{27}=0.020$ (市場公募団体)、 $0.025$ (その他の団体)、 $AA_{28}=0.0190$ (市場公募団体)、 $0.0247$ (その他の団体)、 $AA_{29}=0.0191$ (市場公募団体)、 $0.0248$ (その他の団体)、 $AA_{30}=0.01454$ (市場公募団体)、 $0.02022$ (その他の団体)、 $AA_{元}=0.01415$ (市場公募団体)、 $0.01993$ (その他の団体)、 $AA_2=0.00083$ (市場公募団体)、 $0.00087$ (その他の団体)、 $AA_3=0.00107$ (市場公募団体)、 $0.00124$ (その他の団体)、 $AA_4=0.00263$ (市場公募団体)、 $0.00291$ (その他の団体)  
 $AB_n$  :  $n$  年度において発行について同意又は許可を得た合併特例事業債(市町村合併推進事業分・新法分B)の額  
 $AC_n$  :  $AC_{18}=0.024$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $AC_{19}=0.019$ (市場公募団体)、 $0.000$ (その他の団体)、 $AC_{20}=0.02130$ (市場公募団体)、 $0.02976$ (その他の団体)、 $AC_{21}=0.02400$ (市場公募団体)、 $0.03112$ (その他の団体)、 $AC_{22}=0.02344$ (市場公募団体)、 $0.03129$ (その他の団体)、 $AC_{23}=0.02427$ (市場公募団体)、 $0.03135$ (その他の団体)、 $AC_{24}=0.02504$ (市場公募団体)、 $0.03217$ (その他の団体)、 $AC_{25}=0.026$ (市場公募団体)、 $0.032$ (その他の団体)、 $AC_{26}=0.025$ (市場公募団体)、 $0.032$ (その他の団体)、 $AC_{27}=0.025$ (市場公募団体)、 $0.031$ (その他の団体)、 $AC_{28}=0.0238$ (市場公募団体)、 $0.0309$ (その他の団体)、 $AC_{29}=0.0239$ (市場公募団体)、 $0.0310$ (その他の団体)、 $AC_{30}=0.01818$ (市場公募団体)、 $0.02528$ (その他の団体)、 $AC_{元}=0.01769$ (市場公募団体)、 $0.02492$ (その他の団体)、 $AC_2=0.00104$ (市場公募団体)、 $0.00109$ (その他の団体)、 $AC_3=0.00134$ (市場公募団体)、 $0.00155$ (その他の団体)、 $AC_4=0.00329$ (市場公募団体)、 $0.00364$ (その他の団体)

算式イ

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\sum_{n=15}^{\text{令4}} (B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{\text{令4}} (D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{\text{令4}} (F_n \times G_n) + \sum_{n=21}^{\text{令4}} (H_n \times I_n) + \sum_{n=15}^{17} (J_n \times K_n)}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}} \\
 &+ \frac{\sum_{n=14}^{25} (L_n \times M_n) + \sum_{n=15}^{21} (N_n \times O_n) + P \times 0.5 + Q \times 0.267 + R \times 0.267 + S \times 0.267}{\phantom{A \times \text{単位費用 (1,740円)}}} \\
 &+ \frac{\sum_{n=20}^{\text{令4}} (T \times U) + \sum_{n=18}^{22} (V_n \times W_n) + \sum_{n=17}^{22} (X_n \times Y_n) + \sum_{n=19}^{24} (Z_n \times AA_n) + \sum_{n=21}^{23} (AB_n \times AC_n)}{\phantom{A \times \text{単位費用 (1,740円)}}} \\
 &+ \frac{\sum_{n=21}^{23} (AD_n \times AE_n) + \sum_{n=24}^{\text{令4}} (AF_n \times AG_n) + \sum_{n=24}^{\text{令4}} (AH_n \times AI_n) + \sum_{n=26}^{\text{令4}} (AJ_n \times AK_n) + \sum_{n=26}^{\text{令4}} (AL_n \times AM_n)}{\phantom{A \times \text{単位費用 (1,740円)}}} \\
 &+ \frac{\sum_{n=27}^{28} (AN_n \times AO_n) + AP \times AQ + AR \times 0.95 + \sum_{n=29}^{\text{令4}} (AS_n \times AT_n) + AU \times AV}{\phantom{A \times \text{単位費用 (1,740円)}}} \\
 &+ \frac{\sum_{n=30}^{\text{令4}} (AW_n \times AX_n) \times \alpha / 0.30 + \sum_{n=30}^{\text{令4}} (AY_n \times AZ_n) \times \beta / 0.30 + \sum_{n=30}^{\text{令4}} (BA_n \times BB_n) + \sum_{n=29}^{\text{令4}} (BC_n \times BD_n)}{\phantom{A \times \text{単位費用 (1,740円)}}} \\
 &+ \frac{\sum_{n=29}^{\text{令4}} (BE_n \times BF_n) + \sum_{n=30}^{\text{令4}} (BG_n \times BH_n) + \sum_{n=30}^{\text{令4}} (BI_n \times BJ_n) + \sum_{n=30}^{\text{令4}} (BK_n \times BL_n) + \sum_{n=元}^{\text{令4}} (BM_n \times BN_n)}{\phantom{A \times \text{単位費用 (1,740円)}}} \\
 &+ \frac{\sum_{n=元}^{\text{令4}} (BO_n \times BP_n) + \sum_{n=元}^{\text{令4}} (BQ_n \times BR_n) + \sum_{n=元}^{\text{令4}} (BS_n \times BT_n) + \sum_{n=3}^{\text{令4}} (BU_n \times BV_n) + BW \times BX + BY \times BZ}{\phantom{A \times \text{単位費用 (1,740円)}}}
 \end{aligned}$$

(算式イの符号)

- A : 測定単位の数値 (人口)
- B<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た防災対策事業 (防災基盤整備事業分 (特に推進すべきものを除く。)) に係る地方債の額
- C<sub>n</sub> : C<sub>15</sub>=0.006、C<sub>16</sub>=0.003、C<sub>17</sub>=0.012 (市場公募団体)、0.000 (その他の団体)、C<sub>18</sub>=0.011 (市場公募団体)、0.000 (その他の団体)、C<sub>19</sub>=0.011 (市場公募団体)、0.000 (その他の団体)、C<sub>20</sub>=0.01278 (市場公募団体)、0.01785 (その他の団体)、C<sub>21</sub>=0.01440 (市場公募団体)、0.01867 (その他の団体)、C<sub>22</sub>=0.01406 (市場公募団体)、0.01877 (その他の団体)、C<sub>23</sub>=0.01456 (市場公募団体)、0.01881 (その他の団体)、C<sub>24</sub>=0.01502 (市場公募団体)、0.01930 (その他の団体)、C<sub>25</sub>=0.016 (市場公募団体)、0.019 (その他の団体)、C<sub>26</sub>=0.015 (市場公募団体)、0.019 (その他の団体)、C<sub>27</sub>=0.015 (市場公募団体)、0.019 (その他の団体)、C<sub>28</sub>=0.0143 (市場公募団体)、0.0185 (その他の団体)、C<sub>29</sub>=0.00143 (市場公募団体)、0.00186 (その他の団体)、C<sub>30</sub>=0.001091 (市場公募団体)、0.01517 (その他の団体)、C<sub>元</sub>=0.01061 (市場公募団体)、0.01495 (その他の団体)、C<sub>2</sub>=0.00062 (市場公募団体)、0.00065 (その他の団体)、C<sub>3</sub>=0.00080 (市場公募団体)、0.00093 (その他の団体)、C<sub>4</sub>=0.00197 (市場公募団体)、0.00218 (その他の団体)
- D<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た防災対策事業 (防災基盤整備事業分 (特に推進すべきもの)) に係る地方債の額
- E<sub>n</sub> : E<sub>17</sub>=0.020 (市場公募団体)、0.000 (その他の団体)、E<sub>18</sub>=0.019 (市場公募団体)、0.000 (その他の団体)、E<sub>19</sub>=0.019 (市場公募団体)、0.000 (その他の団体)、E<sub>20</sub>=0.02130 (市場公募団体)、0.02976 (その他の団体)、E<sub>21</sub>=0.02400 (市場公募団体)、0.03112 (その他の団体)、E<sub>22</sub>=0.02344 (市場公募団体)、0.03129 (その他の団体)、E<sub>23</sub>=0.02427 (市場公募団体)、0.03135 (その他の団体)、E<sub>24</sub>=0.02504 (市場公募団体)、0.03217 (その他の団体)、E<sub>25</sub>=0.026 (市場公募団体)、0.032 (その他の団体)、E<sub>26</sub>=0.025 (市場公募団体)、0.032 (その他の団体)、E<sub>27</sub>=0.025 (市場公募団体)、0.031 (その他の団体)、E<sub>28</sub>=0.0238 (市場公募団体)、0.0309 (その他の団体)、E<sub>29</sub>=0.0239 (市場公募団体)、0.0310 (その他の団体)、E<sub>30</sub>=0.01818 (市場公募団体)、0.02528 (その他の団体)、E<sub>元</sub>=0.01769 (市場公募団体)、0.02492 (その他の団体)、E<sub>2</sub>=0.00104 (市場公募団体)、0.00109 (その他の団体)、E<sub>3</sub>=0.00134 (市場公募団体)、0.00155 (その他の団体)、E<sub>4</sub>=0.00329 (市場公募団体)、0.00364 (その他の団体)
- F<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た防災対策事業 (公共施設等耐震化事業分) に係る地方債の額
- G<sub>n</sub> : G<sub>15</sub>=0.009、G<sub>16</sub>=0.005、G<sub>17</sub>=0.020 (市場公募団体)、0.000 (その他の団体)、G<sub>18</sub>=0.019 (市場公募団体)、0.000 (その他の団体)、G<sub>19</sub>=0.019 (市場公募団体)、0.000 (その他の団体)、G<sub>20</sub>=0.02130 (市場公募団体)、0.02976 (その他の団体)、G<sub>21</sub>=0.02400 (市場公募団体)、0.03112 (その他の団体)、G<sub>22</sub>=0.02344 (市場公募団体)、0.03129 (その他の団体)、G<sub>23</sub>=0.02427 (市場公募団体)、0.03135 (その他の団体)、G<sub>24</sub>=0.02504 (市場公募団体)、0.03217 (その他の団体)、G<sub>25</sub>=0.026 (市場公募団体)、0.032 (その他の団体)、G<sub>26</sub>=0.025 (市場公募団体)、0.032 (その他の団体)、G<sub>27</sub>=0.025 (市場公募団体)、0.031 (その他の団体)、G<sub>28</sub>=0.0238 (市場公募団体)、0.0309 (その他の団体)、G<sub>29</sub>=0.00239 (市場公募団体)、0.0310 (その他の団体)、G<sub>30</sub>=0.01818

- (市場公募団体)、0.02528(その他の団体)、 $G_{元}=0.01769$ (市場公募団体)、0.02492(その他の団体)、 $G_2=0.00104$ (市場公募団体)、0.00109(その他の団体)、 $G_3=0.00134$ (市場公募団体)、0.00155(その他の団体)、 $G_4=0.00329$ (市場公募団体)、0.00364(その他の団体)
- H<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た防災対策事業(公共施設等耐震化事業分のうち、Is値0.3未満分)に係る地方債の額
- I<sub>n</sub> : I<sub>21</sub>=0.03215(市場公募団体)、0.04169(その他の団体)、I<sub>22</sub>=0.03140(市場公募団体)、0.04192(その他の団体)、I<sub>23</sub>=0.03252(市場公募団体)、0.04200(その他の団体)、I<sub>24</sub>=0.03355(市場公募団体)、0.04310(その他の団体)、I<sub>25</sub>=0.035(市場公募団体)、0.043(その他の団体)、I<sub>26</sub>=0.034(市場公募団体)、0.043(その他の団体)、I<sub>27</sub>=0.033(市場公募団体)、0.042(その他の団体)、I<sub>28</sub>=0.0318(市場公募団体)、0.0414(その他の団体)、I<sub>29</sub>=0.0320(市場公募団体)、0.0415(その他の団体)、I<sub>30</sub>=0.02436(市場公募団体)、0.03388(その他の団体)、I<sub>元</sub>=0.02370(市場公募団体)、0.03339(その他の団体)、I<sub>2</sub>=0.00139(市場公募団体)、0.00145(その他の団体)、I<sub>3</sub>=0.00179(市場公募団体)、0.00207(その他の団体)、I<sub>4</sub>=0.00440(市場公募団体)、0.00487(その他の団体)
- J<sub>n</sub> : 平成n年度において発行を許可された防災対策事業(旧緊急防災基盤整備事業(継続事業)分)に係る地方債の額
- K<sub>n</sub> : K<sub>15</sub>=0.009、K<sub>16</sub>=0.005、K<sub>17</sub>=0.020(市場公募団体)、0.000(その他の団体)
- L<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業に係る地方債の額
- M<sub>n</sub> : M<sub>15</sub>=0.017、M<sub>16</sub>=0.009、M<sub>20</sub>=0.05356、M<sub>21</sub>=0.05601、M<sub>22</sub>=0.05631、M<sub>23</sub>=0.05642、M<sub>24</sub>=0.05790、M<sub>25</sub>=0.058
- N<sub>n</sub> : 平成n年度において発行について同意又は許可を得た沖縄北部特別振興対策事業に係る地方債の額
- O<sub>n</sub> : Q<sub>15</sub>=0.017、Q<sub>16</sub>=0.009、Q<sub>20</sub>=0.05356、Q<sub>21</sub>=0.05601
- P : 国が行う第二種(A)空港(第二種空港のうち国土交通大臣が管理するものをいう。)の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までに発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金
- Q : 国庫補助金を受けて道府県が施行する第二種(B)空港(第二種空港のうち道府県が管理するものに限る。)の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までに発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金
- R : 国庫補助金を受けて道府県が施行する第三種空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和57年度から平成11年度までに発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金
- S : 国庫補助金を受けて市町村が施行する第二種(B)空港(第二種空港のうち市町村が管理するものに限る。)の整備事業に係る経費に充てるため昭和57年度から平成11年度までに発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金
- T<sub>n</sub> : PFI法第8条第2項の規定により、PFI事業者が整備してn年度に供用を開始した公共施設等の施設整備費相当額(当該地方団体が当該施設を建設したものとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき額の年次毎の合計額)として当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額(総務大臣通知額)
- U<sub>20</sub>=① 宮城県仙台市、福島県いわき市、栃木県宇都宮市、埼玉県さいたま市、富山県富山市及び熊本県熊本市に対して、総務大臣が通知した額に係るもの 0.01354
- U<sub>21</sub>=① 愛知県名古屋市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうち、補助事業に係るもの 0.03367  
② ①以外で、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.01347
- U<sub>22</sub>=① 北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して、総務大臣が通知(予定)した額及び愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうち、Aに係るもの 0.01428  
② 東京都稲城市及び愛知県豊橋市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るものうちBに係るもの 0.01607  
③ 三重県鈴鹿市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの及び愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうち①及び②以外に係るもの 0.03571  
④ 京都府京都市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.07142
- U<sub>23</sub>=① 山形県東根市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.01410  
② 岡山県笠岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.02115  
③ 三重県鈴鹿市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.03525  
④ 富山県黒部市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.02961
- U<sub>24</sub>=① 静岡県静岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.04921  
② 大阪府吹田市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.03515  
③ 大阪府門真市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.02109  
④ 大阪府泉佐野市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.01406
- U<sub>25</sub>=① 香川県まんのう町に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.014  
② 愛知県豊橋市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.035
- U<sub>26</sub>=① 大阪府大阪市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.029  
② 福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの 0.035  
③ 愛知県田原市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうちAに係るもの 0.049  
④ 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうちBに係るもの 0.055
- U<sub>27</sub>=① 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうちAに係るもの 0.048  
② 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうちBに係るもの 0.055
- U<sub>28</sub>=① 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの及び愛知県岡崎市



	に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうちAに係るもの	0.0135
	② 神奈川県横浜市及び福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.0339
U <sub>29</sub> =①	愛知県岡崎市、幸田町及び西尾市並びに福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.0135
	② 神奈川県茅ヶ崎市、愛知県豊橋市及び幸田町並びに福岡県粕屋町に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.0339
U <sub>30</sub> =①	静岡県静岡市、愛知県西尾市及び滋賀県大津市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの並びに愛知県岡崎市及び福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうちAに係るもの	0.01354
	② 兵庫県川西市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの及び福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうち②に係るもの	0.03385
U <sub>元</sub> =①	北海道帯広市並びに神奈川県小田原市、南足柄市、大井町、松田町及び箱根町に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.01347
	② 茨城県神栖市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.03367
U <sub>2</sub> =①	埼玉県所沢市並びに愛知県岡崎市及び西尾市に対して総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.01354
	② 愛知県名古屋市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうち①に係るもの	0.02031
	③ 静岡県浜松市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうち①に係るもの	0.02491
	④ 静岡県沼津市及び山口県周南市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうち②に係るもの並びに福岡県福岡市に対して総務大臣が通知(予定)した額のうち①に係るもの	0.03386
	⑤ 福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額のうち②に係るもの	0.04740
	⑥ 岐阜県美濃加茂市、可児市、坂祝市、富加町、川辺町、七宗町、八百津町及び御嵩町に対して総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.02505
U <sub>3</sub> =①	高知県中土佐町に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.04761
	② 埼玉県所沢市、神奈川県藤沢市、富山県富山市及び愛知県豊橋市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.01360
	③ 福岡県福岡市に対して、総務大臣が通知(予定)した額に係るもの	0.03401
U <sub>4</sub> =①	埼玉県さいたま市、千葉県木更津市、愛知県名古屋及び岡山県倉敷市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.01405
	② 山形県山形市及び千葉県鴨川市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの	0.02107
	③ 静岡県浜松市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.02599
	④ 神奈川県横浜市、静岡県沼津市、大阪府貝塚市及び長崎県佐世保市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに秋田県大館市に対して総務大臣が通知した額のうち④に係るもの	0.03512
	⑤ 愛媛県大洲市及び西予市に対して総務大臣が通知した額に係るもの	0.04917
V <sub>n</sub> :	平成n年度において発行について同意又は許可を得た産業廃棄物不法投棄対策事業に係る地方債の額	
W <sub>n</sub> :	W <sub>18</sub> =0.019(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、W <sub>19</sub> =0.019(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、W <sub>20</sub> =0.02130(市場公募団体)、0.02976(その他の団体)、W <sub>21</sub> =0.02400(市場公募団体)、0.03112(その他の団体)、W <sub>22</sub> =0.02344(市場公募団体)、0.03129(その他の団体)	
X <sub>n</sub> :	平成n年度において発行について同意又は許可を得た石綿対策事業に係る地方債の額	
Y <sub>n</sub> :	Y <sub>17</sub> =0.016(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、Y <sub>18</sub> =0.015(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、Y <sub>19</sub> =0.015(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、Y <sub>20</sub> =0.01704(市場公募団体)、0.02380(その他の団体)、Y <sub>21</sub> =0.01920(市場公募団体)、0.02489(その他の団体)、Y <sub>22</sub> =0.01875(市場公募団体)、0.02503(その他の団体)	
Z <sub>n</sub> :	平成n年度において発行について同意又は許可を得た消防広域化事業に係る地方債の額	
AA <sub>n</sub> :	AA <sub>19</sub> =0.011(市場公募団体)、0.000(その他の団体)、AA <sub>20</sub> =0.01278(市場公募団体)、0.01785(その他の団体)、AA <sub>21</sub> =0.01440(市場公募団体)、0.01867(その他の団体)、AA <sub>22</sub> =0.01406(市場公募団体)、0.01877(その他の団体)、AA <sub>23</sub> =0.01456(市場公募団体)、0.01881(その他の団体)、AA <sub>24</sub> =0.01502(市場公募団体)、0.01930(その他の団体)	
AB <sub>n</sub> :	平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般事業(一般)事業債のうち、公共施設等地上デジタル放送移行事業に係る地方債の額	
AC <sub>n</sub> :	AC <sub>21</sub> =0.01440(市場公募団体)、0.01867(その他の団体)、AC <sub>22</sub> =0.01406(市場公募団体)、0.01877(その他の団体)、AC <sub>23</sub> =0.01456(市場公募団体)、0.01881(その他の団体)	
AD <sub>n</sub> :	平成n年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち、小中学校を除く公共施設等地上デジタル放送移行事業に係る地方債の額	
AE <sub>n</sub> :	AE <sub>21</sub> =0.01478(市場公募団体)、0.01725(その他の団体)、AE <sub>22</sub> =0.01437(市場公募団体)、0.01713(その他の団体)、AE <sub>23</sub> =0.01444(市場公募団体)、0.01693(その他の団体)	
AF <sub>n</sub> :	n年度において発行について同意又は許可を得た施設建替復旧関連事業に係る地方債の額	
AG <sub>n</sub> :	AG <sub>24</sub> =0.03505(市場公募団体)、0.04503(その他の団体)、AG <sub>25</sub> =0.036(市場公募団体)、0.045(その他の団体)、AG <sub>26</sub> =0.036(市場公募団体)、0.045(その他の団体)、AG <sub>27</sub> =0.034(市場公募団体)、0.044(その他の団体)、AG <sub>28</sub> =0.0333(市場公募団体)、0.0433(その他の団体)、AG <sub>29</sub> =0.0334(市場公募団体)、0.0434(その他の団体)、AG <sub>30</sub> =0.02545(市場公募団体)、0.03539(その他の団体)、AG <sub>元</sub> =0.02476(市場公募団体)、0.03488(その他の団体)、AG <sub>2</sub> =0.00146(市場公募団体)、0.00152(その他の団体)、AG <sub>3</sub> =0.00187(市場公募団体)、0.00216(その他の団体)、AG <sub>4</sub> =0.00460(市場公募団体)、0.00509(その他の団体)	
AH <sub>n</sub> :	n年度において発行について同意又は許可を得た沖縄振興特別推進交付金事業に係る地方債の額	

$AI_n$  :  $AI_{24}=0.03217$ 、 $AI_{25}=0.032$ 、 $AI_{26}=0.032$ 、 $AI_{27}=0.031$ 、 $AI_{28}=0.0309$ 、 $AI_{29}=0.00310$ 、 $AI_{30}=0.02528$ 、  
 $AI_{\bar{\pi}}=0.02492$ 、 $AI_2=0.00109$ 、 $AI_3=0.00155$ 、 $AI_4=0.00364$   
 $AJ_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た奄美群島振興交付金事業に係る地方債の額  
 $AK_n$  :  $AK_{26}=0.032$ 、 $AK_{27}=0.031$ 、 $AK_{28}=0.0309$ 、 $AK_{29}=0.0310$ 、 $AK_{30}=0.02528$ 、 $AK_{\bar{\pi}}=0.02492$ 、 $AK_2=0.00109$ 、  
 $AK_3=0.00155$ 、 $AK_4=0.00364$   
 $AL_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た津波避難対策緊急事業に係る地方債の額  
 $AM_n$  :  $AM_{26}=0.026$ (市場公募団体)、 $0.031$ (その他の団体)、 $AM_{27}=0.025$ (市場公募団体)、 $0.030$ (その他の団体)、  
 $AM_{28}=0.0243$ (市場公募団体)、 $0.0303$ (その他の団体)、 $AM_{29}=0.0241$ (市場公募団体)、 $0.0303$ (その他の団体)、  
 $AM_{30}=0.02411$ (市場公募団体)、 $0.03026$ (その他の団体)、 $AM_{\bar{\pi}}=0.02368$ (市場公募団体)、 $0.03001$ (その他の団  
体)、 $AM_2=0.00113$ (市場公募団体)、 $0.00117$ (その他の団体)、 $AM_3=0.00153$ (市場公募団体)、 $0.00170$ (その  
他の団体)、 $AM_4=0.00345$ (市場公募団体)、 $0.00375$ (その他の団体)  
 $AN_n$  : 平成 $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た公共施設最適化事業に係る地方債の額  
 $AO_n$  :  $AO_{27}=0.025$ (市場公募団体)、 $0.031$ (その他の団体)、 $AO_{28}=0.0238$ (市場公募団体)、 $0.0309$ (その他の団体)  
 $AP$  : 平成28年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業債のうち、地方創生推進交付金  
事業に係る地方債の額  
 $AQ$  :  $0.0143$ (市場公募団体)、 $0.0185$ (その他の団体)  
 $AR$  : 災害対策基本法第102条第1項第2号に掲げる場合(平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15  
号及び令和元年台風第19号による災害に係る災害廃棄物処理対策並びに平成28年熊本地震及び平成30年7月  
豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和2年7月豪雨による災害に係るな  
りわい再建対策に限る。)に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る当該年度  
分の当該年度における元利償還金の額  
 $AS_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業のうち、集約化・複合化事業  
に係る地方債の額  
 $AT_n$  :  $AT_{29}=0.0239$ (市場公募団体)、 $0.0310$ (その他の団体)、 $AT_{30}=0.01818$ (市場公募団体)、 $0.02528$ (その他の団  
体)、 $AT_{\bar{\pi}}=0.01769$ (市場公募団体)、 $0.02492$ (その他の団体)、 $AT_2=0.00104$ (市場公募団体)、 $0.00109$ (その  
他の団体)、 $AT_3=0.00134$ (市場公募団体)、 $0.00155$ (その他の団体)、 $AT_4=0.00329$ (市場公募団体)、 $0.00364$   
(その他の団体)  
 $AU$  : 平成29年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、  
転用事業、立地適正化事業及び市町村役場緊急保全事業に係る地方債の額(市町村役場緊急保全事業ついて  
は、起債対象経費の75%を上限とした額)  
 $AV$  :  $0.0143$ (市場公募団体)、 $0.0186$ (その他の団体)  
 $AW_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業、転用  
事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業(義務教育施設の大規模改造事業分  
を除く。)に係る地方債の額  
 $AX_n$  :  $AX_{30}=0.01091$ (市場公募団体)、 $0.01517$ (その他の団体)、 $AX_{\bar{\pi}}=0.01061$ (市場公募団体)、 $0.01495$ (その他の団  
体)、 $AX_2=0.00062$ (市場公募団体)、 $0.00065$ (その他の団体)、 $AX_3=0.00080$ (市場公募団体)、 $0.00093$ (その  
他の団体)、 $AX_4=0.00197$ (市場公募団体)、 $0.00218$ (その他の団体)  
 $\alpha$  : 財政力に応じた算入率(30~50%)  
 $AY_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業のうち、長寿命化事業及びユ  
ニバーサルデザイン化事業及び脱炭素化事業(義務教育施設の大規模改造事業分)に係る地方債の額  
 $AZ_n$  :  $AZ_{30}=0.01091$ (市場公募団体)、 $0.01517$ (その他の団体)、 $AZ_{\bar{\pi}}=0.01061$ (市場公募団体)、 $0.01495$ (その他の団  
体)、 $AZ_2=0.00062$ (市場公募団体)、 $0.00065$ (その他の団体)、 $AZ_3=0.00080$ (市場公募団体)、 $0.00093$ (その  
他の団体)、 $AZ_4=0.00197$ (市場公募団体)、 $0.00218$ (その他の団体)  
 $\beta$  : 財政力に応じた算入率(42~50%)  
 $BA_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全  
事業に係る地方債の額(起債対象経費の75%を上限とした額)  
 $BB_n$  :  $BB_{30}=0.01091$ (市場公募団体)、 $0.01517$ (その他の団体)、 $BB_{\bar{\pi}}=0.01061$ (市場公募団体)、 $0.01495$ (その他の団  
体)、 $BB_2=0.00062$ (市場公募団体)、 $0.00065$ (その他の団体)、 $BB_3=0.00080$ (市場公募団体)、 $0.00093$ (その  
他の団体)、 $BB_4=0.00197$ (市場公募団体)、 $0.00218$ (その他の団体)  
 $BC_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備事業債のうち、まち・ひと・しごと創生  
交付金事業に係る地方債の額  
 $BD_n$  :  $BD_{30}=0.0143$ (市場公募団体)、 $0.0186$ (その他の団体)、 $BD_{30}=0.01091$ (市場公募団体)、 $0.01517$ (その他の団  
体)、 $BD_{\bar{\pi}}=0.01061$ (市場公募団体)、 $0.01495$ (その他の団体)、 $BD_2=0.00062$ (市場公募団体)、 $0.00065$ (その  
他の団体)、 $BD_3=0.00080$ (市場公募団体)、 $0.00093$ (その他の団体)、 $BD_4=0.00197$ (市場公募団体)、 $0.00218$   
(その他の団体)  
 $BE_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た沖縄離島活性化推進事業に係る地方債の額  
 $BF_n$  :  $BF_{29}=0.0310$ (市場公募団体)、 $0.0310$ (その他の団体)、 $BF_{30}=0.02528$ (市場公募団体)、 $0.02528$ (その他の団  
体)、 $BF_{\bar{\pi}}=0.02492$ (市場公募団体)、 $0.02492$ (その他の団体)、 $BF_2=0.00109$ (市場公募団体)、 $0.00109$ (その  
他の団体)、 $BF_3=0.00155$ (市場公募団体)、 $0.00155$ (その他の団体)、 $BF_4=0.00364$ (市場公募団体)、 $0.00364$   
(その他の団体)  
 $BG_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た沖縄製糖業体制強化対策事業に係る地方債の額  
 $BH_n$  :  $BH_{30}=0.01818$ (市場公募団体)、 $0.02528$ (その他の団体)、 $BH_{\bar{\pi}}=0.01769$ (市場公募団体)、 $0.02492$ (その他の団  
体)、 $BH_2=0.00104$ (市場公募団体)、 $0.00109$ (その他の団体)、 $BH_3=0.00134$ (市場公募団体)、 $0.00155$ (その  
他の団体)、 $BH_4=0.00329$ (市場公募団体)、 $0.00364$ (その他の団体)  
 $BI_n$  :  $n$ 年度において発行について同意又は許可を得た地方大学・地域産業創生事業に係る地方債の額

- BJ<sub>n</sub> : BJ<sub>30</sub>=0.01091(市場公募団体)、0.01517(その他の団体)、BJ<sub>元</sub>=0.01061(市場公募団体)、0.01495(その他の団体)、BJ<sub>2</sub>=0.00062(市場公募団体)、0.00065(その他の団体)、BJ<sub>3</sub>=0.00080(市場公募団体)、0.00093(その他の団体)、BJ<sub>4</sub>=0.00197(市場公募団体)、0.00218(その他の団体)
- BK<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た文化財保存・活用事業(国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。)に係る地方債の額
- BL<sub>n</sub> : BL<sub>30</sub>=0.01091(市場公募団体)、0.01517(その他の団体)、BL<sub>元</sub>=0.01061(市場公募団体)、0.01495(その他の団体)、BL<sub>2</sub>=0.00062(市場公募団体)、0.00065(その他の団体)、BL<sub>3</sub>=0.00080(市場公募団体)、0.00093(その他の団体)、BL<sub>4</sub>=0.00197(市場公募団体)、0.00218(その他の団体)
- BM<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業に係る地方債の額
- BN<sub>n</sub> : BN<sub>元</sub>=0.01769(市場公募団体)、0.02492(その他の団体)、BN<sub>2</sub>=0.00104(市場公募団体)、0.00109(その他の団体)、BN<sub>3</sub>=0.00134(市場公募団体)、0.00155(その他の団体)、BN<sub>4</sub>=0.00329(市場公募団体)、0.00364(その他の団体)
- BO<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た沖縄振興特定事業推進事業に係る地方債の額
- BP<sub>n</sub> : BP<sub>元</sub>=0.01769(市場公募団体)、0.02492(その他の団体)、BP<sub>2</sub>=0.00104(市場公募団体)、0.00109(その他の団体)、BP<sub>3</sub>=0.00134(市場公募団体)、0.00155(その他の団体)、BP<sub>4</sub>=0.00329(市場公募団体)、0.00364(その他の団体)
- BQ<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た沖縄北部連携促進特別振興事業に係る地方債の額
- BR<sub>n</sub> : BR<sub>元</sub>=0.01769(市場公募団体)、0.02492(その他の団体)、BR<sub>2</sub>=0.00104(市場公募団体)、0.00109(その他の団体)、BR<sub>3</sub>=0.00134(市場公募団体)、0.00155(その他の団体)、BR<sub>4</sub>=0.00329(市場公募団体)、0.00364(その他の団体)
- BS<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得たアイヌ政策推進交付金事業に係る地方債の額
- BT<sub>n</sub> : BT<sub>元</sub>=0.01769(市場公募団体)、0.02492(その他の団体)、BT<sub>2</sub>=0.00104(市場公募団体)、0.00109(その他の団体)、BT<sub>3</sub>=0.00134(市場公募団体)、0.00155(その他の団体)、BT<sub>4</sub>=0.00329(市場公募団体)、0.00364(その他の団体)
- BU<sub>n</sub> : n年度において発行について同意又は許可を得た有明海・八代海当再生事業に係る地方債の額
- BV<sub>n</sub> : BV<sub>3</sub>=0.00134(市場公募団体)、0.00155(その他の団体)、BV<sub>4</sub>=0.00329(市場公募団体)、0.00364(その他の団体)
- BW : 令和4年度において発行について同意又は許可を得た公共事業のうち宅地耐震化推進事業(特別分)及び盛土緊急対策事業(特別分)に係るものの額に相当する額に係るものの額に相当する額
- BX : 0.00345(市場公募団体)、0.00375(その他の団体)
- BY : 令和4年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債のうち、脱炭素化事業(下水道事業、上水道事業、簡易水道事業及び病院事業に係るものを除く)に係る地方債の額
- BZ : 0.00297(市場公募団体)、0.00307(その他の団体)

$$\text{算式ウ} = \frac{B \times \alpha \times 0.475}{A \times \text{単位費用 (1,740円)}}$$

平成28年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、 $\alpha \times 0.475$ が0.750に満たないときは0.750とする。また、平成28年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債(平成28年熊本地震による災害に係るものを除く。)については、 $\alpha \times 0.475$ が0.570に満たないときは0.570とする。ただし、それぞれの災害について、同意年度ごとに算出し合算することとする。

(算式ウの符号)

A : 測定単位の数値(人口)

B : 災害対策基本法第102条第1項第1号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成28年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度の元利償還金

$\alpha$  : 「算出資料」の206頁の算式により算出した財政力係数

※ 算式ア、算式イ及び算式ウの合計から、(段階補正係数)  $\times 0.011$  ((旧)地域総合整備事業債(特別分等)及び地域活性化事業債に係る元利償還金のうち、単位費用へ移し替えた人口1人当たり単価分)を控除すること。

2 面積を測定単位とするもの。

- ・種別補正
- ・(普通態容補正係数×寒冷補正係数) + (投資補正係数 - 1) + (事業費補正係数 - 1)

(1) 測定単位

市町村の区域に2以上の市町村の区域にまたがる湖沼、池又は潟がある場合で、当該湖沼、池又は潟に係る境界が確定しているときは、当該湖沼、池又は潟の面積を測定単位に含めること。

(2) 種別補正

測定単位の細目の種別は宅地の面積、田畑の面積、森林の面積及びその他の面積の4種とし、それぞれの区域に係る行政経費の率は次のとおり。

宅地の面積	1.00
田畑の面積	0.24
森林の面積	0.14
その他の面積	0.03

※それぞれ小数点以下2位未満を四捨五入すること。

(3) 投資補正係数の算定方法は次のとおりである。

$$(\text{投資補正係数} - 1) = \left[ \frac{B}{A} \times a + \frac{C}{A} \times b \right] + D$$

A：種別補正後測定単位

B：可住地面積

C：人口集中地区面積

a及びb：各市町村の面積及び人口密度により下表の数値とすること。

区分（人口密度及び面積）		a	b
指定都市		3.2	1.5
人口密度が 270人以上の 市町村	1,000km <sup>2</sup> 以上	3.2	1.5
	400km <sup>2</sup> 以上 1,000km <sup>2</sup> 未満	1.5	1.2
	200km <sup>2</sup> 以上 400km <sup>2</sup> 未満	0.5	0.7
	100km <sup>2</sup> 以上 200km <sup>2</sup> 未満	0.3	0.3
上記以外の市町村		0.0	0.0

D：河川管理権限移譲分経費相当分

札幌市にあつては0.048、仙台市にあつては0.009、千葉市にあつては0.010、横浜市にあつては0.021、静岡市にあつては0.012、浜松市にあつては0.022、名古屋市にあつては0.133、大阪市にあつては0.048、堺市にあつては0.032、岡山市にあつては0.017、熊本市にあつては0.076、その他の市町村にあつては0.000とすること。

※B/A及びC/Aの数値、(B/A)×a及び(C/A)×bの数値は、それぞれ小数点以下3位未満を四捨五入すること。



(4) 事業費補正係数

算式 (事業費補正係数-1) =

$$\frac{\sum_{n=15}^{15} (B_n \times C_n) + \sum_{n=15}^{17} (D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{17} (F_n \times G_n) + \sum_{n=18}^4 (H_n \times I_n)}{A \times \text{単位費用 (1,022,000円)}} + \sum_{n=2}^4 (J_n \times K_n)$$

(算式の符号)

A : 測定単位の数値 (面積)

B<sub>n</sub> : 平成n年度に発行を許可された臨時河川等整備事業(一般分)に係る地方債の額。

C<sub>n</sub> : C<sub>15</sub>=0.006

D<sub>n</sub> : 平成n年度に発行を許可された臨時河川等整備事業(地方特定河川等整備事業分)に係る地方債の額 (資金手当分及び財源対策債分を除く)

E<sub>n</sub> : E<sub>15</sub>=0.006、E<sub>16</sub>=0.003、E<sub>17</sub>=0.012(市場公募団体)

F<sub>n</sub> : 平成n年度に発行を許可された臨時河川等整備事業(地方特定河川等整備事業分)のうち財源対策債に係る額 (資金手当分を除く)

G<sub>n</sub> : G<sub>15</sub>=0.009、G<sub>16</sub>=0.005、G<sub>17</sub>=0.020(市場公募団体)

H<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等(河川事業分)に係る地方債の額 (管理権限が指定都市の長へ委譲された指定区間内の1級河川及び2級河川について、国庫補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費に充てるため発行された地方債に限る。)

I<sub>n</sub> : I<sub>18</sub>=0.025、I<sub>19</sub>=0.026、I<sub>20</sub>=0.02653、I<sub>21</sub>=0.02693、I<sub>22</sub>=0.02644、I<sub>23</sub>=0.02555、I<sub>24</sub>=0.02591、  
I<sub>25</sub>=0.027、I<sub>26</sub>=0.026、I<sub>27</sub>=0.025、I<sub>28</sub>=0.0243、I<sub>29</sub>=0.00241、I<sub>30</sub>=0.02411、I<sub>元</sub>=0.02368  
I<sub>2</sub>=0.00113、I<sub>3</sub>=0.00153、I<sub>4</sub>=0.00345

J<sub>n</sub> : n年度に発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業に係る地方債の額

K<sub>n</sub> : K<sub>2</sub>=0.07110 (市場公募団体) 又は0.07116 (その他の団体)、

K<sub>3</sub>=0.07135 (市場公募団体) 又は0.07169 (その他の団体)

K<sub>4</sub>=0.07415 (市場公募団体) 又は0.07477 (その他の団体)

## 七 地域の元気創造事業費

(補正係数)

段階補正係数 × (経常態容補正係数Ⅰ + 経常態容補正係数Ⅱ)

$$\text{経常態容補正係数Ⅰ} = (0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.3 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E) \times \alpha$$

$\alpha$  : 0.662 (算定額を1,500億円程度とするための率)

A～Eにあつては、負数となるときは0、2を超えるときは2とする。

算式の符号

A、B : ラスパイレス指数を用いた係数

Aを求める算式 :

$$A = (-0.185) \times (\text{令和4年のラスパイレス指数}) + 19.5$$

Bを求める算式 :

$$B = (-0.185) \times (\text{平成30年～令和4年のラスパイレス指数の平均}) + 18.5$$

ラスパイレス指数 : 各年のラスパイレス指数として総務大臣が算定した数

C : 経常的経費削減率を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = 2 - \frac{\text{経常的経費 (H27～R1平均)} - \text{経常的経費 (H7～11平均)}}{\text{経常的経費 (H7～11平均)}} \div 0.148$$

0.148 : 経常的経費削減率の全国平均

経常的経費 : 人件費 (退職金を除き、投資的経費のうちの人件費を含む)、物件費、補助費等 (一組負担金等のうち扶助費決算額、公債費決算額、積立金決算額、投資金等決算額、前年度繰上充用金決算額、投資的経費決算額、都道府県に対するものを除き、一組負担金等のうち投資的経費のうち人件費決算額を加える)、繰出金 (法 (非) 適 公営企業会計等への繰出金のうち建設費及び公債費を除く)

※ 復旧・復興事業分を控除する。

※ H29・30・R1年度については、権限・税源移譲により給与負担事務を行うこととなった県費負担教職員に対して負担した人件費に相当する数として総務大臣が通知した数から、権限・税源移譲により給与負担事務を行わなくなった県費負担教職員に対して負担した退職金に相当する数として総務大臣が通知した数を控除した数を控除する。

D : 地方税徴収率を用いた係数

Dを求める算式 :

$$D = 45.45 \times \frac{\text{法定普通税及び法定目的税の収入済額 (R3)}}{\text{法定普通税及び法定目的税の調定済額 (R3)}} - 43.45$$

E：業務システムに対するクラウド導入率を用いた係数

Eを求める算式：

$$E = 3.26 \times \frac{\text{業務システムに対するクラウド導入数 (R5)}}{\text{業務システムに対するシステム導入数 (R5)}} - 1.26$$

業務システムに対するシステム導入数：「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」（令和5年4月7日付け総行デ第112号）中、【2】情報システム類型の調査について（シート②）の間1又は間2で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号（記載要領の【別表2】の類型番号（1～31）のうち、31以外を回答した数

業務システムに対するクラウド導入数：「自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査について（照会）」中、【2】情報システム類型の調査について（シート②）の間1又は間2で回答した、各業務システムに対するシステム類型番号（記載要領の【別表2】の類型番号（1～31）のうち、クラウドに相当する番号（12、15、17、18、21、24及び26～30）を回答した数  
※令和3年4月2日以降に新たにクラウドを導入したシステムについては、当該システムの導入に係る経費を令和3年度当初予算までに計上（債務負担行為を含む。）したものを対象とする。

$$\text{経常態容補正係数II} = (0.15 \times F + 0.15 \times G + 0.1 \times H + 0.1 \times I + 0.1 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.1 \times N) \times a \times \beta$$

$\beta$ ：0.331（算定額を1,425億円程度とするための率）

・F～Nにあつては、1未満となるときは1、3を超える場合は3とする。

F：農業産出額を用いた係数

Fを求める算式：

$$F = 47.62 \times \frac{\text{2020センサスにより算出した農業産出額} - \text{2010センサスにより算出した農業産出額}}{\text{2010センサスにより算出した農業産出額}} \times \frac{1}{10} + 2.19$$

農業産出額：「農産物販売金額規模別農家数又は経営体数」を用いて、以下の算式により算出する。

$$\text{算式} = \Sigma (\text{区分帯の中間値}) \times (\text{区分帯ごとの農家数})$$

G：製造品出荷額等を用いた係数

Gを求める算式：

$$G = 22.03 \times \frac{\text{製造品出荷額等 (H30～R2平均)} - \text{製造品出荷額等 (H22～24平均)}}{\text{製造品出荷額等 (H22～24平均)}} \times \frac{1}{8} + 1.37$$

n年製造品出荷額等：「n年工業統計調査・経済センサス活動調査」（ただし、平成30年については令和元年工業統計調査、令和元年については令和2年工業統計調査、令和2年については令和3年経済センサス）

H：小売業年間商品販売額を用いた係数

Hを求める算式：

$$H = 28.01 \times \frac{\text{小売業年間商品販売額 (R3)} - \text{小売業年間商品販売額 (H24)}}{\text{小売業年間商品販売額 (H24)}} \times \frac{1}{9} + 1.02$$

n年小売業年間商品販売額：「n年経済センサス活動調査」

I : 若年者就業率を用いた係数

I を求める算式 :

$$I = I_1 + I_2$$

$$I_1 = 298.51 \times \{ \text{若年者就業率 (R2)} - \text{若年者就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} + 0.58$$

$$I_2 = 17.45 \times \text{若年者就業率 (R2)} - 11.22$$

若年者就業率 : 15~34歳就業者数 / 15~34歳人口 (n年国勢調査)

※ 労働力状態「不詳」人口を除く

J : 女性就業率を用いた係数

$$J = J_1 + J_2$$

J を求める算式 :

$$J_1 = 96.62 \times \{ \text{女性就業率 (R2)} - \text{女性就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} + 0.66$$

$$J_2 = 7.10 \times \text{女性就業率 (R2)} - 5.53$$

女性就業率 : 25~44歳女性就業者数 / 25~44歳女性人口 (n年国勢調査)

※ 労働力状態「不詳」女性人口を除く

K : 高齢者就業率を用いた係数

$$K = K_1 + K_2$$

K を求める算式 :

$$K_1 = 384.62 \times \{ \text{高齢者就業率 (R2)} - \text{高齢者就業率 (H22)} \} \times \frac{1}{10} - 0.31$$

$$K_2 = 16.72 \times \text{高齢者就業率 (R2)} - 4.46$$

高齢者就業率 : 65歳以上就業者数 / 65歳以上人口 (n年国勢調査)

※ 労働力状態「不詳」高齢者人口を除く

L : 従業者数を用いた係数

L を求める算式 :

$$L = 53.33 \times \frac{\text{従業者数 (H28)} - \text{従業者数 (H24)}}{\text{従業者数 (H24)}} \times \frac{1}{4} + \gamma$$

$\gamma$  : 指定都市、中核市及び施行時特例市 0.87

都市 1.27

町村 1.77

平成n年従業者数 : 「平成n年経済センサス活動調査」

M：事業所数を用いた係数

Mを求める算式：

$$M = 79.37 \times \frac{\text{事業所数 (R1)} - \text{事業所数 (H24)}}{\text{事業所数 (H24)}} \times \frac{1}{7} + \delta$$

δ： 指定都市、中核市及び施行時特例市 -0.48

都市 0.98

町村 1.40

n年事業所数：「n年経済センサス活動調査」

N：一人当たり地方税収を用いた係数

Nを求める算式：

$$N = 57.80 \times \frac{\text{一人当たり地方税収 (R1～3平均)} - \text{一人当たり地方税収 (H22～24平均)}}{\text{一人当たり地方税収 (H22～24平均)}} \times \frac{1}{9} + 0.94$$

一人当たり地方税収：地方税／住民基本台帳登録人口

a：条件不利地域等の割増係数

令和5年度算定に用いた人口減少等特別対策事業費の割増率に同じ

## 八 人口減少等特別対策事業費

(補正係数)

段階補正係数 × (経常態容補正係数Ⅰ + 経常態容補正係数Ⅱ)

### (1) 経常態容補正係数Ⅰ

$$\text{経常態容補正係数Ⅰ} = (0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E \\ + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) \times \alpha$$

$\alpha$  : 0.652 (算定額を2,150億円程度とするための率)

A～Iにあつては、負数となるときは0、3を超えるときは3とする。

算式の符号

A : 人口増減率を用いた係数

Aを求める算式 :

①人口増減率(H24～26平均)が0以上のとき  $-0.01 \times \text{人口増減率(H24～26平均)} + 0.1$

②人口増減率(H24～26平均)が0未満のとき  $-0.07 \times \text{人口増減率(H24～26平均)} + 0.1$

人口増減率 : {増減数(日本人) / 住民基本台帳登録人口(日本人)} × 1,000

(「住民基本台帳関係年報(H24～26)」)

B : 転入者人口比率を用いた係数

Bを求める算式 :

$$B = \frac{40.3610}{\text{転入者人口比率(H24～26平均)}}$$

転入者人口比率 : 転入者数(日本人) / 住民基本台帳登録人口(日本人) × 1,000

(「住民基本台帳関係年報(H24～26)」)

40.3610 : 転入者人口比率の全国平均

C : 転出者人口比率を用いた係数

Cを求める算式 :

$$C = \frac{\text{転出者人口比率(H24～26平均)}}{40.7378}$$

転出者人口比率 : 転出者数(日本人) / 住民基本台帳登録人口(日本人) × 1,000

(「住民基本台帳関係年報(H24～26)」)

40.7378 : 転出者人口比率の全国平均

D : 年少者人口比率を用いた係数

Dを求める算式 :

$$D = \frac{0.1303}{\text{年少者人口比率(H24～26平均)}}$$

年少者人口比率：15歳未満人口（日本人）／住民基本台帳登録人口（日本人）

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

0.1303：年少者人口比率の全国平均

E：自然増減率を用いた係数

Eを求める算式：

①自然増減率（H24～26平均）が0以上のとき  $-0.02 \times \text{自然増減率（H24～26平均）} + 0.1$

②自然増減率（H24～26平均）が0未満のとき  $-0.13 \times \text{自然増減率（H24～26平均）} + 0.1$

自然増減率： $[\{\text{出生数（日本人）} - \text{死亡数（日本人）}\} / \text{住民基本台帳登録人口（日本人）}] \times 1,000$

（「住民基本台帳関係年報（H24～26）」）

F：若年者就業率を用いた係数

Fを求める算式：

$$F = \frac{0.6072}{\text{若年者就業率（H22）}}$$

若年者就業率：15～34歳就業者数／15～34歳人口 ※ 労働力状態「不詳」人口を除く

（総務省「国勢調査（H22）」）

0.6072：若年者就業率の全国平均

G：女性就業率を用いた係数

Gを求める算式：

$$G = \frac{0.6746}{\text{女性就業率（H22）}}$$

女性就業率：25～44歳女性就業者数／25～44歳女性人口 ※ 労働力状態「不詳」人口を除く

（総務省「国勢調査（H22）」）

0.6746：女性就業率の全国平均

H：有効求人倍率を用いた係数

Hを求める算式：

$$H = \frac{1}{\text{有効求人倍率（H26.11～H27.4平均）}}$$

（厚生労働省「一般職業紹介状況」※） ※都道府県の一般職業紹介状況の数値を用いる。

I：一人当たり各産業の売上高を用いた係数

Iを求める算式

$$I = \frac{6,124,434}{\text{一人当たり各産業の売上高}}$$

一人当たり各産業の売上高：{農業産出額（H27）＋製造品出荷額（H24～26平均）

＋小売業年間商品販売額（H26）＋卸売業年間商品販売額（H26）}／人口



農業産出額：「農産物販売金額規模別農家数」を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{算式} = \Sigma (\text{区分帯の中間値}) \times (\text{区分帯ごとの農家数})$$

$$\left( \begin{array}{l} \text{農林水産省「農林業センサス (H27)」} \\ \text{経済産業省「工業統計表 (H24~26)」、「商業統計 (H26)」} \\ \text{総務省「国勢調査 (H27)」} \end{array} \right)$$

6, 124, 434：一人当たり各産業の売上高の全国平均

## (2) 経常態容補正係数Ⅱ

$$\text{経常態容補正係数Ⅱ} = (0.25 \times J + 0.1 \times K + 0.1 \times L + 0.1 \times M + 0.25 \times N + 0.1 \times O + 0.1 \times P) \times a \times \beta$$

$\beta$ ：0.314（算定額を1,850億円程度とするための率）

J～Pにあつては、1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

aにあつては、1未満となるときは1、1.5を超えるときは1.5とする。

### 算式の符号

J：人口増減率を用いた係数

Jを求める算式：

$$J = 0.31 \times \{ \text{人口増減率 (R2~4 平均)} - \text{人口増減率 (H14~16 平均)} \} + \gamma$$

（「住民基本台帳関係年報（H14~16、R2~4）」）

$\gamma$ ：指定都市、中核市及び施行時特例市 2.74

都市 3.05

町村 3.33

K：転入者人口比率を用いた係数

Kを求める算式：

$$K = 0.28 \times \{ \text{転入者人口比率 (R2~4 平均)} - \text{転入者人口比率 (H18~20 平均)} \} + 2.16$$

（「住民基本台帳関係年報（H18~20、R2~4）」）

L：転出者人口比率を用いた係数

Lを求める算式：

$$L = -0.34 \times \{ \text{転出者人口比率 (R2~4 平均)} - \text{転出者人口比率 (H18~20 平均)} \} - 0.36$$

（「住民基本台帳関係年報（H18~20、R2~4）」）

M：年少者人口比率を用いた係数

Mを求める算式：

$$M = 124.22 \times \{ \text{年少者人口比率 (R2~4 平均)} - \text{年少者人口比率 (H14~16 平均)} \} + \delta$$

（「住民基本台帳関係年報（H14~16、R2~4）」）

$\delta$ ：指定都市、中核市及び施行時特例市 3.12

都市 3.92

町村 4.01

N：出生率を用いた係数

Nを求める算式：

$$N = N_1 + N_2$$

$$N_1 = 0.14 \times \{ \text{修正後女性人口における出生率 (R2~4 平均)}$$

$$- \text{修正後女性人口における出生率 (H14~16 平均)} \} + 1.33$$

$$N_2 = 0.15 \times \text{修正後女性人口における出生率 (R2~4 平均)} - 4.62$$

$N_1$ 、 $N_2$ が0.5未満となるときは0.5とする。

(「住民基本台帳関係年報 (H14~16、R2~4)」)

※ 修正後女性人口における出生率 (団体ごとの年齢構成の違いを反映したもの)

(例) 令和4年の出生数 / (令和4年の15~19歳女性人口  $\times$  0.059 + 20~24歳女性人口  $\times$  0.605 + 25~29歳女性人口  $\times$  2.103 + 30~34歳女性人口  $\times$  2.790 + 35~39歳女性人口  $\times$  1.605 + 40~44歳女性人口  $\times$  0.362 + 45~49歳女性人口  $\times$  0.010)

O：若年者就業率を用いた係数

Oを求める算式：

$$O = O_1 + O_2$$

$$O_1 = 37.04 \times \{ \text{若年者就業率 (R2)} - \text{若年者就業率 (H12)} \} - 0.57$$

$O_1$ が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

$$O_2 = 17.44 \times \text{若年者就業率 (R2)} - 11.21$$

$O_2$ が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

(総務省「国勢調査 (H12、R2)」)

P：女性就業率を用いた係数

Pを求める算式：

$$P = P_1 + P_2$$

$$P_1 = 13.98 \times \{ \text{女性就業率 (R2)} - \text{女性就業率 (H12)} \} - 1.31$$

$P_1$ が1未満となるときは1、3を超えるときは3とする。

$$P_2 = 7.1 \times \text{女性就業率 (R2)} - 5.53$$

$P_2$ が負数となるときは0、1を超えるときは1とする。

(総務省「国勢調査 (H12、R2)」)

a：条件不利地域等の割増係数

(1) 割増対象団体

以下の①又は②の団体であって、財政力指数が全国平均未満 (市町村 0.49) の団体

- ① 区域の全部又は一部が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村

- ② ①以外の団体であって、取組の必要度の係数が1を超えている市町村

(2) 割増率

(1)①に係る対象団体：区域の全部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は 1.2、区域の一部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は 1.1 とし、取組の必要度の係数による率  $1 + \{ (\text{取組の必要度の係数} - 1) \div 2 \}$  がこれを上回る場合は当該率

(1)②に係る対象団体：取組の必要度の係数による率  $1 + \{ (\text{取組の必要度の係数} - 1) \div 2 \}$

取組の必要度の係数： $0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E$   
 $+ 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I$

## 九 地域社会再生事業費

### (1) 測定単位について

測定単位は令和2年国勢調査による人口である。

### (2) 補正について

段階補正係数×経常態容補正係数

#### ① 経常態容補正係数の算定方法は、次のとおりである。

$$\text{経常態容補正係数} = (0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.1 \times C + 0.1 \times D) \times 1.010 + 0.5 \times E \times 0.664$$

算式の符号

A：人口減少率を用いた指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$A = \frac{\text{人口(平成22年国勢調査)} - \text{人口(令和2年国勢調査)}}{\text{人口(平成22年国勢調査)}} \div 0.066$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、負数となるときは0.000とし、最大3.000とする。)

B：年少人口（15歳未満人口）比率を用いた指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$B = \frac{\text{年少人口(令和2年国勢調査)}}{\text{人口(令和2年国勢調査)}} \times 0.119$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大3.000とする。)

なお、年少人口が0人の団体の場合、Bは3.000とする。)

C：高齢者人口（65歳以上人口）比率を用いた指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$C = \frac{\text{高齢者人口(令和2年国勢調査)}}{\text{人口(令和2年国勢調査)}} \div 0.280$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大3.000とする。)

D：生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）減少率を用いた指標。

以下の算式によって算出した値とする。

$$D = \left( \frac{\text{生産年齢人口(平成22年国勢調査)} - \text{生産年齢人口(令和2年国勢調査)}}{\text{生産年齢人口(平成22年国勢調査)}} + 0.070 \right) \div 0.155$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、負数となるときは0.000とし、最大3.000とする。)

E：非人口集中地区人口比率を用いた指標。

以下の算式によって算出した値とする。

$$E = \frac{\text{補正後非人口集中地区人口}}{\text{人口(令和2年国勢調査)}} \div 0.263$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。)

ここで、補正後非人口集中地区人口については次の算式によって算出するものとする。

算式

$$\begin{aligned} (\text{補正後非人口集中地区人口}) = & 2.00 \times e1 + 1.75 \times e2 + 1.50 \times e3 + 1.25 \times e4 \\ & + 1.00 \times e5 + 0.75 \times e6 + 0.50 \times e7 + 0.25 \times e8 \end{aligned}$$

(ただし、 $2.00 \times e1$ 、 $1.75 \times e2$ 、 $1.50 \times e3$ 、 $1.25 \times e4$ 、 $1.00 \times e5$ 、 $0.75 \times e6$ 、 $0.50 \times e7$  及び  $0.25 \times e8$  に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

- e1 当該団体におけるメッシュ人口（総務省統計局において公表した令和2年国勢調査に関する地域メッシュ統計にて、基準地域メッシュの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メッシュ内の人口をいう。以下、この項において同じ。）のうち、100人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e2 当該団体におけるメッシュ人口の合計のうち、100人以上200人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e3 当該団体におけるメッシュ人口の合計のうち、200人以上300人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e4 当該団体におけるメッシュ人口の合計のうち、300人以上400人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e5 当該団体におけるメッシュ人口の合計のうち、400人以上500人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e6 当該団体におけるメッシュ人口の合計のうち、500人以上1,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e7 当該団体におけるメッシュ人口の合計のうち、1,000人以上2,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数
- e8 当該団体におけるメッシュ人口の合計のうち、2,000人以上4,000人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

## 十 地域デジタル社会推進費

### (1) 測定単位について

測定単位は令和2年国勢調査による人口である。

### (2) 補正について

段階補正係数 × 経常態容補正Ⅰ係数 + 経常態容補正Ⅱ係数

経常態容補正Ⅰ係数の算定方法は、次のとおりである。

なお、(0.5A + 0.5B) が6.0を超える場合は、6.0とする。

$$\text{経常態容補正Ⅰ係数} = (0.5A + 0.5B) \times \alpha \times 0.843$$

算式の符号

A：地域住民を主な対象とする取組に係る指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$A = \frac{\text{高齢者人口（令和2年国勢調査）} + \text{障害者人口（令和3年福祉行政報告例及び令和3年衛生行政報告例）}}{\text{人口（令和2年国勢調査）}} \div 0.339$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大3.000とする。)

B：地域企業を主な対象とする取組に係る指標。以下の算式によって算出した値とする。

$$B = b \times \beta 1 \times \beta 2$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。)

算式の符号

$$b = \frac{\text{事業所数（令和元年経済センサス基礎調査）}}{\text{人口（令和2年国勢調査）}} \times 0.05071$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大3.000とする。)

$$\beta 1 = \frac{\text{一次産業事業所数（平成28年経済センサス活動調査）}}{\text{事業所数（平成28年経済センサス活動調査）}} \times 17.825 + 0.891$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大2.000とする。)

$$\beta 2 = \frac{\text{中小企業数（中小企業数調査）}}{\text{企業数（中小企業数調査）}} \times 317.460 - 315.473$$

(小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最大2.000とする。)

α：条件不利地域等の割増係数

#### (1) 割増対象団体

財政力指数が全国平均未満（市町村0.49）かつ区域の全部又は一部が、  
過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、  
沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は  
半島振興法の対象となっている市町村

#### (2) 割増率

区域の全部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.2、区域の一部が条件不利地域に係る法律の対象となっている市町村は1.1とする。

経常態容補正Ⅱ係数の算定方法は、次のとおりである。

経常態容補正Ⅱ係数 = C : マイナンバーカードの保有枚数率に応じた指標。以下の算式によって算出した値とする。

算式の符号

$$C = \frac{\text{マイナンバーカード保有枚数（令和5年5月31日時点）}}{\text{人口（令和2年国勢調査）}} \times 6.0815 - 3.9547$$

（小数点第3位未満を四捨五入する。ただし、最小0.500とする。）

- ※ マイナンバーカード保有枚数（令和5年5月31日時点）については、「マイナンバーカード保有枚数（令和5年5月31日時点）について」（令和5年6月2日付け総行マ83号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室通知）において通知した数とする。



## 十一 公 債 費

### (一) 災害復旧費

#### (1) 測定単位について

- ① 測定単位の数値は、(1) 公共災害復旧事業債、(2) 単独災害復旧事業債、(3) 地盤沈下等対策事業債、(4) 緊急治山等事業債、(5) 激甚災害対策特別緊急事業債、(6) 特殊土壌対策事業債、(7) 鉱害復旧事業債、(8) 小災害債のうち令和5年5月31日までに借り入れたものに係る令和5年度の元利償還金である。

このうち、小災害債とは、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和57年法律第45号。以下「昭和57年改正法」という。)による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激特法」という。)第24条第1項及び第2項の規定に基づき、その元利償還金を基準財政需要額に算入することとされている公共土木施設等小災害債及び農地等小災害債で昭和57年改正法の施行日以降に発行について同意又は許可を得たものをいう。

なお、平成4年度から平成14年度まで及び平成16年度から令和5年度までの各年度において国の補正予算等に伴い発行を許可されたかんまん災害債の元利償還金は、「補正予算債償還費」で措置することとしているので、重複計上のないよう注意すること。

- ② 数値については、地方交付税公債台帳に基づいて、集計・転記等に誤りのないよう留意のうえ、算出資料に記載すること。
- ③ 災害復旧事業債のうち、過年度分について資金手当として通常の充当率を超えて発行を許可された補正予算債に係るものについては算入しないよう注意すること。
- ④ 地方交付税の算定期日は、令和5年4月1日現在であるが、令和4年度に起債の同意又は許可があり、令和5年5月31日までに借入れがなされたものについては、測定単位の数値に算入して差し支えないものであること。
- なお、起債の前借りが行われた場合における当該前借りに対する利子は、一時借入の利子であるから数値に算入しないよう注意すること。
- また、目的外使用などの理由により地方債の償還を命ぜられたものについては、これを数値から除外すること。(公債費全般について同じ。)

#### (2) 補正について

- ① 単独災害復旧事業債及び小災害債について地方交付税法第13条第11項の規定による特別(財政力)補正を適用しているほか、すべての事業債について種別補正を適用することとしている。

なお、単独災害復旧事業債及び小災害債については、まず特別(財政力)補正を適用し、その後に種別補正を適用するので注意すること。

- ② 単独災害復旧事業債及び小災害債の財政力補正を行うに当たっては、次の点に留意すること。

ア 財政力補正は、小災害債のうち農地等に係るものについては適用しないものであり、補正係数算出の基礎となる指数を算出する際の元利償還金にもこれらを含めないものであること。

イ 標準財政収入額の平均額は、令和2年度から令和4年度までの基準財政収入額(錯誤に係る額として加減した額を除き、再算定後の額。)から特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税、交通安全対策特別交付金、市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(三位一体の改革分)×0.25(千円未満四捨五入)から市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(県費負担教職員分)×0.25(千円未満四捨五入)、地方消費税交付金における引上げ分×0.25(千円未満四捨五入)及び分離課税所得割交付金に係る額を控除した額に1.3333(≒100/75)を乗じて得た額(千円未満四捨五入)の合算額と特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金に係る額の合算額との合計額を3で除して算定すること。

ウ 令和5年度における単独災害復旧事業債及び小災害債の元利償還金を「イ」によって求めた標準財政収入額の平均で除して得た率(小数点以下3位未満四捨五入)に100/0.001を乗じて指数を求めること。指数が100以下となる団体は1.000とし、100以上となる団体については、算出資料の算式により補正係数を算出すること。この場

合において、指数は整数とし、小数点以下を四捨五入すること。また、補正係数算出の途中においては掛け放しとし、補正係数は小数点以下3位未満を四捨五入すること。

③ 種別補正係数は、算出資料を参照のこと。

## (二) 辺地対策事業債償還費

測定単位の数値は、辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第6条の規定により総務大臣が指定したものに係るものであり（昭和46.6.7自治導第101号通知参照）、同法第3条第1項に規定する総合整備計画に基づいて実施する同法第2条第2項に規定する公共的施設の整備について必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債のうち令和3年度以降に発行したものに係る令和5年度分の元利償還金として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条に基づく地方債等の元利償還金の調査について（照会）」（令和5年4月6日付総財公第27号）により報告した数値及び同経費の財源に充てるため起こした地方債のうち令和2年度以前に発行したものに係る令和5年度分の元利償還金である。

## (三) 補正予算債償還費

### (1) 平成10年度以前許可債に係るもの

測定単位は、国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成4年度から平成10年度までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものに係る令和5年度における元利償還金である。

総務大臣が指定する対象事業は次のとおりである。

平成4年度から平成10年度の各年度については、一般公共事業、義務教育施設整備事業、一般単独事業、厚生福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業に係るもの並びに流域下水道事業、地下鉄事業及び簡易水道事業のうち一般会計の建設費補助相当分に係るものである。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

### (2) 平成16年度以降同意等債に係るもの

測定単位は、国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため平成16年度から令和4年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が同年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るもののうち総務大臣が指定するものの額である。

総務大臣が指定する対象事業は次のとおりである。

平成16年度及び平成17年度については、一般公共事業、義務教育施設整備事業、社会福祉施設整備事業及び一般単独事業に係るもの、平成18年度及び平成19年度については、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設等整備事業及び地域活性化事業に係るもの、平成20年度及び平成21年度については、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設等整備事業、一般事業及び地域活性化事業に係るもの、平成22年度については、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道等整備事業に係るもの、平成23年度については、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係るもの、平成24年度から平成29年度については、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業及び一般事業に係るもの、平成30年度及び令和元年度については公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業に係るもの、令和2年度から令和4年度については公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地域活性化事業、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業である。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

なお、平成16年度許可債については、一般公共事業のうち新潟県中越地震の各種災害関連緊急対策に係る事業が算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。学校教育施設等整備事業（義務教育施設整備事業）は当初における地方負担額に対する算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。平成28年度許可債については、熊本地震復旧等予備費の使用に係るもの及び熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。平成29年度同意等債については、熊本地震による災害の復興事業（再度の災害を防止する事業）に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。平成30年度同意等債については熊本地震及び平成30年7月豪雨への対応に伴う投資的経費に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。令和元年度同意等債については、熊本地震、平成30年度7月豪雨及び令和元年台風第19号への対応に伴う投資的経費に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。令和2年度同意（許可）債については、令和2年7月豪雨への対応に伴う投資的経費に係るものについて、算入率に応じて種別補正係数が異なるので注意すること。

#### （四） 地方税減収補填償還費

地方税減収補填償還費（従来分）の測定単位の数値は、地方税の減収補填のため平成15年度及び平成17年度から令和4年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債のうち市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金に係る額の75/100に相当する額である。

（注）平成19年度において発行について同意又は許可を得た所得割に係るものは含めないで注意すること。

地方税減収補填償還費（拡充分）の測定単位の数値は、令和2年度に発行について同意又は許可を得た市町村たばこ税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税に係る減収補填債の額に相当する額である。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

#### （五） 財源対策償還費

測定単位の数値は、公共事業等に係る経費等に充てるため平成13年度から令和4年度までの各年度において、当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

#### （六） 減税補填償還費

測定単位の数値は、個人の市町村民税に係る特別減税等による平成6年度から平成8年度までの各年度及び平成15年度から平成18年度までの各年度の減収を補填するため、当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。

具体的には、次のとおりであり、実際の発行額を用いるものではないので留意すること。

##### ① 平成6年度分：次のア及びイの合算額

ア 平成6年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

イ 制度減税（平成7年1月施行）による退職所得分の平成6年度影響額

##### ② 平成7年度分

平成7年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

##### ③ 平成8年度分

平成8年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

##### ④ 平成15年度分

平成15年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

##### ⑤ 平成16年度分

平成16年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

##### ⑥ 平成17年度分

平成17年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額

⑦ 平成18年度分

平成18年度の基準財政収入額に特例加算した額の基礎となった減税減収見込額適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

(七) 臨時財政対策債償還費

測定単位の数値は、臨時財政対策のため平成15年度から令和4年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額である。実際の発行額ではなく、発行可能額（平成14年度においては、再計算後の額）を用いるので留意すること。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

(八) 東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費

測定単位の数値は、平成25年度から令和4年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

(九) 国土強靱化施策債償還費

測定単位の数値は、令和元年度から令和4年度において国土強靱化施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額である。

適用される補正は、種別補正のみであり、その補正率は算出資料を参照のこと。

(十) 地域改善対策特定事業債等償還費

測定単位の数値は、地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債のうち、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第5条、旧地域改善対策特別措置法第5条又は旧同和対策事業特別措置法第10条の規定により総務大臣が指定したものに係るものであり、同和地区集会所、同和地区改善施設、農山漁村同和対策事業、住宅改良法に基づく住宅改良事業のうち同和地区整備事業（改良住宅建設用地取得造成費を除く。）、保育所、児童館、母子健康センター、児童公園、漁港改修事業、同和対策農業基盤整備事業、都市下水路、道路、街路、消防施設（小型動力ポンプ、防火水槽）等で国庫補助金を受けて行う事業の地方負担額に相当する額に係る令和5年度の元利償還金である。

(十一) 過疎対策事業債償還費

過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域持続的発展法第十四条第三項（過疎地域持続的発展法附則第五条第一項において準用する場合並びに過疎地域持続的発展法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項において過疎地域持続的発展法附則第五条の規定を適用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金として総務大臣が調査したもの又は旧過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したものの若しくは旧過疎地域活性化特別措置法第十二条第二項（同法附則第十二項又は過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の合併特例法第十二条において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）若しくは旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により自治大臣が指定したもの（以下「過疎対策事業債」という。）に係る令和5年度における元利償還金である。

(十二) 公害防止事業債償還費

測定単位の数値は、公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち、旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第5条の規定により総務大臣が指定したものに係るものであり

（昭46.11.15自治導第162号通知参照）、同法第3条の規定の適用を受けて実施する事業並びに公害防止計画に基づいて実



施する下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道の設置及び改築の事業に係る経費（下水道法施行令第24条の2第1項第1号イに規定する特定公共下水道及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び改築の事業に係る経費を除く。）に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債に係る令和4年度の元利償還金である。

また、平成16年度より、当該年度の下水道資本費平準化債同意等見込額（公害防止事業分）を公害防止事業債償還費から控除することとしているので留意すること。

#### (十三) 石油コンビナート等債償還費

測定単位の数値は、石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち、石油コンビナート等災害防止法第36条第2項の規定により総務大臣が指定したものの（昭和56.11.27自治地第169号通知参照）に係る令和5年度の元利償還金である。

#### (十四) 地震対策緊急整備事業債償還費

測定単位の数値は、地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第6条の規定により総務大臣が指定したものの（昭和56.5.12自治地第100号通知参照）に係る令和5年度の元利償還金である。

なお、昭和55年度許可債のうち対象地方債の額については、昭和56.5.20自治地第104号により調査された額とし、昭和56年度許可債から令和4年度同意等債のうち対象地方債の額についても同様の方法により算出した額とするので留意すること。

また、学校教育施設等整備事業債（義務教育施設整備事業債）が充当されるものについては、小・中学校費の事業費補正に算入されるものであり、地震対策緊急整備事業債には含まれないものであるから、重複計上のないように注意すること。

#### (十五) 合併特例債償還費

測定単位の数値は、合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第2項の規定により総務大臣が指定したものの（平成12.1.20自治地第7号通知参照）に係る令和5年度の元利償還金である。

なお、公営住宅建設事業に要する経費及び公営企業に要する経費（一般会計からの出資に係るものを除く。）に係るものは算入しないよう留意すること。

#### (十六) 原子力発電施設等立地地域振興事業債償還費

測定単位の数値は、原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第8条の規定により総務大臣が指定したものの（平成15.3.28自治地第138号通知参照）に係る令和5年度の元利償還金である。

<包括算定経費>

十二 包括算定経費

(その1) 人口を測定単位とするもの

(1) 段階補正

段階補正係数の算式は次のとおりであること。

人 口	段階補正係数
～ 0.5千人	$1/P (3.87P + 2,825)$
0.5 ～ 2千人	$1/P (3.16P + 3,180)$
2 ～ 4千人	$1/P (2.62P + 4,260)$
4 ～ 8千人	$1/P (1.33P + 9,420)$
8 ～ 12千人	$1/P (0.77P + 13,900)$
12 ～ 20千人	$1/P (0.77P + 13,900)$
20 ～ 30千人	$1/P (1.05P + 8,300)$
30 ～ 100千人	$1/P (0.86P + 14,000)$
100 ～ 250千人	$1/P (0.72P + 28,000)$
250 ～ 400千人	$1/P (0.64P + 48,000)$
400 ～ 1,000千人	$1/P (0.61P + 60,000)$
1,000千人～	$1/P (0.57P + 100,000)$

P：当該団体の人口

※ 段階補正係数が15,000を超えるときは、15,000とする。

※ 小数点以下3位未満を四捨五入すること。

(その2) 面積を測定単位とするもの

(1) 種別補正

測定単位の細目の種別を宅地、田畑、森林及びその他の4種とし、それぞれの区域に係る行政経費の率を次のとおりとしていること。

宅地の面積	1.00
田畑の面積	0.90
森林の面積	0.25
その他の面積	0.19

※それぞれ小数点以下2位未満を四捨五入すること。

<参考> 会計年度任用職員の取扱い

単位費用の積算上、各算定項目において会計年度任用職員を想定している職種は以下のとおりである。なお、個別算定経費で措置していないものについては包括算定経費において計上している。

経費の種類	細目	細節	積算上想定している職種
小学校費（測定単位：児童数）	児童経費	児童経費	校庭整備作業員
小学校費（測定単位：学校数）	学校経費	学校経費	特別支援教育支援員、学校司書
中学校費（測定単位：生徒数）	生徒経費	生徒経費	校庭整備作業員
中学校費（測定単位：学校数）	学校経費	学校経費	特別支援教育支援員、学校司書、部活動指導員
高等学校費（測定単位：生徒数）	生徒経費	生徒経費	特別支援教育支援員、部活動指導員
その他の教育費（測定単位：人口）	教育委員会費	教育委員会費	教科書専門員
その他の教育費（測定単位：幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数）	幼稚園費	幼稚園費	特別支援教育支援員
社会福祉費	障害者福祉費 母子父子寡婦福祉対策費	障害者自立支援費 児童扶養手当及び母子父子寡婦福祉対策費	身体障害者・知的障害者相談員 母子・父子自立支援員等
保健衛生費	衛生諸費	衛生諸費	保健師
高齢者保健福祉費 （測定単位：65歳以上人口）	高齢者福祉(保健)費	高齢者福祉(保健)費	保健師
清掃費	分別収集・廃棄物 減量化対策費	分別収集・廃棄物減量化対策費	不法投棄監視員
林野水産行政費	林野水産行政費	一般経費	林業巡視員
地域振興費（測定単位：人口）	地域振興費	地域振興共通経費	消費生活相談員

包括算定経費（測定単位：人口） 段階補正における人口段階ごとの財政需要額

（単位：百万円）

経費区分	人口段階										
	人	4,000	8,000	12,000	20,000	30,000	100,000 (標準団体)	250,000	400,000	1,000,000	2,000,000
企画費、総務費等	218	287	330	417	560	1,539	3,252	4,811	10,866	20,238	
うち会計年度任用職員制度の施行に伴う期末手当の支給等に要する経費	16	25	34	45	49	82	203	312	562	972	
各種委員（会）等費	17	27	31	40	51	82	190	259	495	1,058	
議会費	31	47	56	71	110	177	300	397	657	998	
追加財政需要額	9	12	14	18	24	61	129	189	417	774	
一般財源計	275	373	431	546	745	1,859	3,871	5,656	12,435	23,068	
単位当たり費用Z (円)	68,627	46,659	35,921	27,276	24,845	18,600	15,482	14,141	12,435	11,534	
Z/単位費用	3.690	2.509	1.931	1.466	1.336	1.000	0.832	0.760	0.669	0.620	



## ◎ 基準財政収入額

### 一 市町村民税

#### [均等割]

#### 1 個人分

令和5年度の基準税額は、令和4年度市町村税課税状況等の調第1表の「個人均等割」のうち「納税義務者」の「計」欄の数に2,588円を乗じて得た額とする。

2,588円 : 3,500円\* × 0.75 × 0.986 (徴収率)

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）により、平成26年度分から令和5年度分の市町村民税均等割の標準税率が引き上げ(+500円) られている。(H25 : 3,000円)

#### 2 法人分

(1) 令和5年度の基準税額は、令和4年度市町村税課税状況等の調第1表の「法人均等割納税義務者数」欄の数に該当する各区分の単位額を乗じて得た額の合算額とする。

(2) 単位額は、次のとおりである。

区 分	基 準 税 率	単 位 額
資本金等の額が50億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	$3,000,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	2,250,000 円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	$1,750,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	1,312,500 円
資本金等の額が10億円を超える法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	$410,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	307,500 円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	$400,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	300,000 円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	$160,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	120,000 円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	$150,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	112,500 円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で、従業者数の合計数が50人以下であるもの	$130,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	97,500 円
資本金等の額が1,000万円以下である法人で、従業者数の合計数が50人を超えるもの	$120,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	90,000 円
上記以外該当法人	$50,000 \text{ 円} \times \frac{75}{100}$	37,500 円

## [所得割]

三位一体の改革に伴う税源移譲によって財政力格差が拡大しないよう、平成 19 年度以降、当分の間の措置として、個人住民税のうち所得税からの税源移譲に伴う影響額を基準財政収入額に 100%算入している。算入方法としては、税源移譲後の個人住民税所得割の収入見込額の 75%相当額に税源移譲に伴う影響額の 25%相当額を加算している。

平成 20 年度から住宅借入金等特別税額控除見込額を、平成 22 年度からは各市町村における寄附金税額控除額を算定に反映している。

平成 22 年度から分離譲渡所得等（当初調定見込額）に上場株式等に係る配当所得を加えており、平成 23 年度からは精算の対象としている。

平成 29 年度以降、当分の間の措置として、県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の税源移譲による影響額については、移譲された事務が円滑に執行できるよう、基準財政収入額に 100%算入することとしている。具体的には、税源移譲後の個人住民税所得割の収入見込額の 75%相当額に税源移譲に伴う影響額の 25%相当額を加算するとともに、分離課税所得割交付金の交付見込額を指定都市を包括する道府県の基準財政収入額から控除し、当該交付金の収入見込額を指定都市の基準財政収入額に加算している。

所得割に係る基準税額は、次の 1～3 に定めるところにより算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額は零とする。

- 1 当該年度分に係る基準税額は、次の算式アにより算定した額に、指定都市にあつては算式イにより算定した額から算式ウにより算定した額を控除して得た額の 25%相当額及び算式ウにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の 25%相当額を、その他の市町村にあつては算式イにより算定した額から算式エにより算定した額を控除して得た額の 25%相当額をそれぞれ加算した額とする。

### 算式ア

$$[ \{ (145,400 \text{ 円} \times \alpha) \times A + B - C - D - E \} \times 0.986 - F + G ] \times 0.75$$

#### 算式アの符号

$\alpha$  単位数に係る当該市町村の補正率

A 納税義務者数※（整数未満四捨五入）

※ 令和 4 年度課税状況調（以下「課税状況調」という。）の「納税義務者数」×「20 歳以上住基人口伸び率」

$$\text{20歳以上住基人口伸び率} = \frac{\text{20歳以上の住基人口（R5.1.1現在）}}{\text{20歳以上の住基人口（R4.1.1現在）}} \quad (\text{小数点以下3位未満四捨五入})$$

B 当該年度の分離譲渡所得等額（当初調定見込額）

C 次の算式によって算定した税額控除額（寄附金税額控除を除く）

#### 算式

$$(c + d + e + f) \times 1.021$$

#### 算式の符号

c 課税状況調の「配当控除」

d 課税状況調の「外国税額控除」

e 課税状況調の「配当割額の控除額」

f 課税状況調の「株式等譲渡所得割額の控除額」

1.021 令和 4 年度実績額及び令和 5 年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

D （課税状況調の「寄附金税額控除」－「条例で定めるものに対する寄附金に係る控除額」）×1.000※

※特別区にあつては 1.043

E 課税状況調の「調整控除額」×1.003※

※1.003 令和4年度実績額及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

F 令和5年5月末時点における住宅借入金等特別税額控除見込額

G 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（令和3年度7月から3月まで及び令和4年度4月から6月までの合計額）」×1.037※（千円未満四捨五入）

※1.037 実績額（R3.7～R4.6）及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

145,400円 市町村民税所得割の単位税額

0.986 徴収率

0.75 算入率

#### 算式イ（県費負担教職員給与負担事務権限委譲に伴う税源移譲後対象税額）

$$\{ (145,400 \text{円} \times \alpha) \times A + B - C - D - E \} \times 0.986 - F + G$$

算式イの符号

α 算式アの符号αに同じ。

A 算式アの符号Aに同じ。

B 算式アの符号Bに同じ。

C 算式アの符号Cに同じ。

D 算式アの符号Dに同じ。

E 算式アの符号Eに同じ。

F 算式アの符号Fに同じ。

G 算式アの符号Gに同じ。

145,400円 市町村民税所得割の単位税額

0.986 徴収率

#### 算式ウ（県費負担教職員給与負担事務権限委譲に伴う税源移譲前かつ三位一体の改革に伴う税源移譲後対象税額）

$$[ \{ (145,400 \text{円} \times \alpha) \times A \} \times \beta + B \times \beta - C - D \times \beta - E \times \beta ] \times 0.986 - F \times \beta + G$$

算式ウの符号

α 算式アの符号αに同じ。

A 算式アの符号Aに同じ。

B 算式アの符号Bに同じ。

β 指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

C 次の算式によって算定した税額控除額

算式

$$\{ (c + d) \times \beta + e + f \} \times 1.021$$

算式の符号

c 算式アの符号Cの算式の符号cに同じ。

d 算式アの符号Cの算式の符号dに同じ。

e 算式アの符号Cの算式の符号eに同じ。

f 算式アの符号Cの算式の符号fに同じ。

1.021 令和4年度実績額及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

D 算式アの符号Dに同じ。

E 算式アの符号Eに同じ。

F 算式アの符号Fに同じ。

G 算式アの符号Gに同じ。

145,400円 道府県民税所得割の単位税額

0.986 徴収率

### 算式エ (三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額)

$$\{ (A \times 1.003) - (B \times 1.008) \} \times \alpha \times 0.986 + (C \times 1.044) \times \alpha + D \times 0.986$$

算式エの符号

A 次の算式によって算定した総所得金額等に係る算出税額 (税源移譲前ベース)

算式

$$(a \times 0.03) + \{ (b - 2,000 \times c) \times 0.08 + (c \times 60) \} + \{ (d + e) - 7,000 \times (f + g) \} \times 0.1 + (f + g) \times 460$$

算式の符号

- a 課税状況調の「200万円以下の金額」における総所得金額等に係る課税標準額
- b 課税状況調の「200万円を超え700万円以下」における総所得金額等に係る課税標準額
- c 課税状況調の「200万円を超え700万円以下」における納税義務者数
- d 課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における総所得金額等に係る課税標準額
- e 課税状況調の「1,000万円を超える金額」における総所得金額等に係る課税標準額
- f 課税状況調の「700万円を超え1,000万円以下」における納税義務者数
- g 課税状況調の「1,000万円を超える金額」における納税義務者数

0.03、0.08、0.1 三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率

B 次の算式によって算定した税額控除額 (税源移譲前ベース)

算式

$$(h \times \beta \times 1.250) + (i \times \beta \times 1.111) + \{ (j + k) \times 1.111 \} + l \times \beta + (m \times \beta)$$

算式の符号

- h 算式アの符号Cの算式の符号cに同じ。
- i 算式アの符号Cの算式の符号dに同じ。
- j 算式アの符号Cの算式の符号eに同じ。
- k 算式アの符号Cの算式の符号fに同じ。
- l 算式アの符号Dに同じ。
- m 算式アの符号Fに同じ。
- $\beta$  指定都市にあつては6/8、その他の市町村にあつては1.000

1.250  $1/0.016 \times 0.02$ 、 $1/0.008 \times 0.01$

0.016、0.008 三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当控除率

0.02、0.01 三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当控除率

1.111  $1/0.18 \times 0.2$

0.18 三位一体の改革に伴う税源移譲後の外国税額控除率

0.2 三位一体の改革に伴う税源移譲前の外国税額控除率

1.111  $1/0.6 \times 2/3$

0.6 三位一体の改革に伴う税源移譲後の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率

2/3 三位一体の改革に伴う税源移譲前の配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除率

C 次の算式によって算定した退職所得分離課税に係る所得割額 (税源移譲前ベース)

算式

$$n \times o$$

算式の符号

n 次の算式によって算定した額

算式

$$\begin{aligned} n1 \leq 2,000 \text{ のとき} & \quad n1 \times 0.03 \\ 2,000 < n1 \leq 7,000 \text{ のとき} & \quad (n1 - 2,000) \times 0.08 + 60 \\ 7,000 < n1 \text{ のとき} & \quad (n1 - 7,000) \times 0.1 + 460 \end{aligned}$$

算式の符号

n1 1人あたり退職所得分離所得割の課税標準額 (= (n2/0.060<sup>※</sup>)/n3)

※ 0.060 三位一体の改革に伴う税源移譲後の税率

n2 課税状況調の退職所得の分離課税に係る令和3年度7月から3月まで及び令和4年度4月から6月までの所得割額の計

n3 課税状況調の退職所得の分離課税に係る令和3年度7月から3月まで及び令和4年度4月から6月までの納税義務者数の計

0.03、0.08、0.1 三位一体の改革に伴う税源移譲前の税率(市町村民税)

o 前記 n3 に同じ。

D 次の算式によって算定した分離譲渡所得等額(税源移譲後ベース)

算式

$$p \times \gamma$$

算式の符号

p 算式アの符号Bに同じ。

$\gamma$  指定都市にあっては6/8、その他の市町村にあっては1.000

$\alpha$  次の算式によって算定した当該団体の税額伸び率

算式

$$q \times 0.99970$$

算式の符号

q 算式アの符号Aの「20歳以上住基人口伸び率」に同じ。

0.99970  $\alpha$  を乗じる前の全国の三位一体の改革に伴う税源移譲前対象税額を基礎に定めた率

1.003、1.008、1.044 令和4年度実績額及び令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

0.986 徴収率

2 分離譲渡所得等に係る精算額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A - B + C$$

算式の符号

A 前年度実績額(課税状況調)  $\times$  0.986(前年度の徴収率)  $\times$  0.75(算入率)

B 前年度の普通交付税算定に用いた当初調定見込額  $\times$  0.986(前年度の徴収率)  $\times$  0.75(算入率)

C 次の算式によって算定した額。指定都市以外の市町村にあっては0とする。

算式

$$(A - B) \times (2/8) \times (25/75)$$

3 前年度の所得割に係る基準税額について総務大臣が修正すべきものと認めた額(前年度精算不能額)

[分離課税所得割交付金](指定都市)

指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$(A \times 1.037 \times 0.667 \times 1.014) \div 2$$

算式の符号

- A 課税状況調の「退職所得の分離課税に係る税額（令和3年度7月から3月まで及び令和4年度4月から6月までの合計額）」
- 1.037 退職所得に係る実績額（R3.7～R4.6）及び令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率
- 0.667 退職所得に係る市町村民税に対する道府県民税の割合
- 1.014 令和5年度地方財政計画計上額による収入見込額等を勘案して定めた率

## [法人税割]

- 1 令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

ただし、当該額が負となる場合は零とする。

$$\text{算式} \quad \text{令和5年度分の推計基準税額} + \text{令和4年度分の精算額} + \text{令和3年度分の精算額} + \text{令和2年度分の精算額} \\ + \text{総務大臣修正額} = \text{令和5年度基準税額}$$

- 2 令和5年度分の推計基準税額は、次の算式により算定した額とする。

$$\text{算式} \quad \{A \times \alpha + B\} \times 0.75$$

算式の符号

A：令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

B：令和4年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

$\alpha$ ：0.97

- 3 令和4年度分の精算額は、次の算式により算定した額とし、2/3を翌年度に繰り越すものとする。

$$\text{算式} \quad \{(A+B) \times 0.75 + C\} - D$$

算式の符号

A：令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

B：令和4年1月31日以前に事業年度が終了した法人に係る令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の調定額から歳出還付額を控除した額

C：令和4年度における法人税割の減収補填債として発行された地方債の額の75/100に相当する額

D：令和4年度普通交付税の算定に用いた推計基準税額

- 4 令和3年度分の精算額は、令和4年度算定における令和3年度分精算繰越額に1/2を乗じた額とする。

- 5 令和2年度分の精算額は、令和4年度算定における令和2年度分精算繰越額とする。

- 6 総務大臣修正額

令和4年度以前の年度における確定基準税額で修正を要するものとして総務大臣が認めたものである。

(注) なお、端数計算については、算出資料を参照のこと。



## 二 固定資産税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算出した土地、家屋及び償却資産の合算額である。

### 1 土地

次の算式により算定する。

$$\{ (A \times B - C) \times 0.014 - (D - E + F + G) \} \times 0.7395$$

算式の符号

A : 平均価格

「一般田」、「一般畑」、「宅地（宅地A・Bを除く）」、「一般山林」及び「その他・小計」についてそれぞれ概要調書等報告書に記載されるべき単位当たり平均価格を用いる。

B : 地積

令和5年1月1日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであった土地の地積から地方税法第348条の規定により非課税、又は同法附則第55条第2項の規定により課税免除となる土地を除いた「一般田」、「一般畑」、「宅地（宅地A・Bを除く）」、「一般山林」及び「その他・小計」のそれぞれの地目ごとの地積

C : 負担調整措置等による課税標準額の軽減額

法定免税点未満のもの、課税標準の特例、負担調整措置等による課税標準額の軽減額

D : 宅地化農地に係る令和5年度分の免除・徴収猶予税額（地方税法附則第29条の5第1、3、7、8項）

E : 宅地化農地に係る令和4年度分の徴収猶予の取消に係る税額（地方税法附則第29条の5第9項）

F : 宅地化農地に係る令和4年度分の還付額（地方税法附則第29条の5第11、12項）

G : 宅地化農地に係る令和5年度分の減税額（地方税法附則第29条の5第16、17項、第55条第4、6、8項）

※ Cのうち、わがまち特例に該当するものについては、参酌すべき割合として定める率を用いて減少額を算出すること。

0.014 : 標準税率

0.7395 : 98.6/100(徴収率)×75/100(算入率)

### 2 家屋

次の算式により算定する。

$$[ (A \times B - C) - D + E ] \times 0.014 - F ] \times 0.73875$$

算式の符号

A : 平均価格

概要調書等報告書に記載されるべき単位当たり平均価格（木造、非木造別）

B : 家屋の床面積

令和5年1月1日現在において家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録されるべきであった家屋から地方税法第348条の規定により非課税、又は同法附則第55条第2項の規定により課税免除となる家屋を除いた家屋の木造、非木造別の床面積

C : 法定免税点未満のものものの価格（地方税法第351条）

D : 課税標準の特例規定によって、課税標準となるべき価格から控除される額（地方税法第349条の3等）

E : 新型コロナウイルス感染症に伴う課税標準の特例による課税標準の減少額（令和3年地方税法等改正法附則第12条第9項及び第13条第1項）

F : 新築住宅、特定市街化区域農地の貸家住宅等に係る減税額（地方税法附則第15条の6等）

※ D及びFのうち、わがまち特例に該当するものについては、参酌すべき割合として定める率を用いて減少額を算出すること。

- 0.014 : 標準税率  
 0.73875 : 98.5/100(徴収率)×75/100(算入率)

### 3 償却資産

次の算式により算定する。

$$(A + A') \times 0.0105 + (B + B') \times 0.0105 + D_1 \times 0.0105 + (C + C') \times 0.010395 + D_2 \times 0.010395$$

算式の符号

- A : 総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る課税標準額（地方税法第 389 条）
- A' : 新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額（令和 3 年地方税法等改正法附則第 12 条第 9 項及び第 13 条第 1 項）のうち地方税法第 389 条に係るもの
- B : 都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る課税標準額（地方税法第 743 条）
- B' : 新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額（令和 3 年地方税法等改正法附則第 12 条第 9 項及び第 13 条第 1 項）のうち地方税法第 743 条に係るもの
- C : 市町村長が価格等を決定する償却資産に係る課税標準額（地方税法第 410 条）  
 ※ わがまち特例に該当するものについては、当該決定価格に当該参酌すべき割合として定める率（「生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に該当するもの」にあつては各市町村が条例で定める率）を乗じて得た課税標準額を用いるものとする。
- C' : 新型コロナウイルス感染症に伴う特例による課税標準の減少額（令和 3 年地方税法等改正法附則第 12 条第 9 項及び第 13 条第 1 項）のうち地方税法第 410 条に係るもの
- D<sub>1</sub> : A, B に係る前年度以前の年度における過大・過少額
- D<sub>2</sub> : C に係る前年度以前の年度における過大・過少額

- 0.0105 : 1.4/100(標準税率)×75/100(算入率)  
 0.010395 : 1.4/100(標準税率)×99.0/100(徴収率)×75/100(算入率)

### 三 軽自動車税

#### [環境性能割]

令和5年度の軽自動車税の環境性能割に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$A \times \{ (B/A) / \alpha \} \times \beta \times 0.75$$

算式の符号

A 前年度中に地方税法附則第29条の12第2項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額に係る台数

B 前年度中に地方税法附則第29条の12第2項の規定により市町村に払い込まれた軽自動車税の環境性能割額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\alpha \quad 20,922 \quad : \quad \frac{B \text{の全国総額}}{A \text{の全国総台数}}$$

$$\beta \quad 19,741 \quad : \quad 1 \text{台当たりの全国平均税額}$$

**【種別割】**

令和5年度の軽自動車税の種別割に係る基準税額は、一般の所有する軽自動車等（一般分）、税率の特例（経年車重課又はグリーン化特例（軽課））が適用される軽自動車等（税率特例適用分）及び米軍構成員等が所有する軽自動車等（米軍構成員等分）に係る基準税額の合算額であり、それぞれ基準税率に令和5年4月1日現在の軽自動車等の台数を乗じて算定する。この場合の「軽自動車等」は、地方税法第445条（軽自動車税の種別割の非課税の範囲）の規定により非課税又は課税免除とされるものを除くものである。

**【一般分】**

次表に掲げる区分ごとの基準税率に、それぞれ区分ごとの軽自動車等の台数（地方税法附則第30条の規定による税率の特例の適用を受けるもの及び米軍構成員等が所有するものを除く。）を乗じて得た額の合算額に0.972を乗じて得た額とする。

区 分		基準税率 一 般 分 (重課及び軽課に係るものを除く)		
原動機付自転車	総排気量が0.050以下又は定格出力が0.6kW以下のもの（二に掲げるものを除く。）	イ 1,500円		
	二輪のもので総排気量が0.050を超え0.090以下又は定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの	ロ 1,500		
	二輪のもので総排気量が0.090を超え又は定格出力が0.8kWを超えるもの	ハ 1,800		
	三輪以上のもの（地方税法施行規則第15条の15で定めるものを除く。）で総排気量が0.020を超え又は定格出力が0.25kWを超えるもの	ニ 2,775		
軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）		2,700	
	三輪のもの	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	2,325	
		平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	2,925	
	四輪以上のもの	乗用のもの	営業用 平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	4,125
			平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	5,175
		自家用	平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	5,400
			平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	8,100
		貨物用のもの	営業用 平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	2,250
			平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	2,850
	自家用 平成26年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	3,000		
平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたもの	3,750			
小型特殊自動車	もっぱら雪上を走行するもの		2,625	
	農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。）		1,725	
	その他のもの		4,425	
二輪の小型自動車		4,500		

- (1)  $0.972 : 0.985$  (徴収率)  $\times 0.9863$  (身体障害者に係る減免台数についての割落率)
- (2) 基準税率は、標準税率  $\times 75/100$  (算入率) である。
- (3) 軽自動車のうち小型特殊自動車の基準税率については、総務省が調査した額の平均税額による。

【税率特例適用分】

地方税法附則第30条の規定による税率の特例（経年車重課又はグリーン化特例（軽課））の適用を受けるものについて、次の算式によって算定した額とする。

算式

$$[ \{ (7,800円 \times \alpha) \times A \} + \{ (2,000円 \times \beta) \times B \} ] \times 0.972$$

算式の符号

7,800円：地方税法附則第30条第1項の規定の適用を受ける軽自動車等（以下「経年車重課分」という。）に係る1台当たりの基準税率

$\alpha$ ：次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率

算式

$$\frac{b}{a} \times \frac{1}{7,800}$$

算式の符号

a：経年車重課分の台数

b：経年車重課分に係る軽自動車税の調定見込額（基準税額ベース）

7,800：経年車重課分に係る1台当たり全国平均税率 $\times 75/100$

A：経年車重課分の台数

2,000円：地方税法附則第30条第2項から第4項の規定の適用を受ける軽自動車等（以下「グリーン化特例（軽課）分」という。）に係る1台当たりの基準税率

$\beta$ ：次の算式によって算定した市町村ごとの基準税率補正率

算式

$$\frac{d}{c} \times \frac{1}{1,971}$$

算式の符号

c：グリーン化特例（軽課）分の台数

d：グリーン化特例（軽課）分に係る軽自動車税の調定見込額（基準税額ベース）

1,971：グリーン化特例（軽課）分に係る1台当たり全国平均税率 $\times 75/100$

B：グリーン化特例（軽課）分の台数

0.972：0.985（徴収率） $\times$ 0.9863（身体障害者に係る減免台数についての割落率）

【米軍構成員等分】

次表に掲げる区分ごとの基準税率に、それぞれ区分ごとの軽自動車等の台数（米軍構成員等が所有するものに限る。）を乗じて得た額とする。なお、基準税率については、平成11年2月16日付け自治税企第4号「合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税及び軽自動車税の課税について」による。

区 分		基準税率
		米軍構成員等分
原動機付自転車		375 円
軽 自 動 車	二輪のもの（側車付のものを含む。）及び三輪のもの	750
	四輪以上のもの	2,250
二輪の小型自動車		750

#### 四 市町村たばこ税

令和5年度の基準税額は、次の算式によって算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額を0とする。

$$\text{算式} \quad (A \times B) \times 4.9140 - C$$

算式の符号

A：令和4年3月1日から令和5年2月末日までの間の当該市町村内の区域内において地方税法第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下「売渡し等」という。）が行われた製造たばこの本数（喫煙用の紙巻たばこ以外の製造たばこの本数については地方税法第467条第2項及び第3項の規定によって換算した本数とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。以下同じ。）

B：次の算式によって算定したたばこ売渡し本数の市町村ごとの伸率（算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

$$\text{算式} \quad \sqrt{\frac{(a)}{(b)}} \times 0.9724$$

算式の符号

(a)：前記Aに同じ

(b)：当該市町村内における令和2年3月1日から令和3年2月末日までの売渡し本数

0.9724：令和5年度地方財政計画の基礎となった売渡し見込み本数の総本数に対する割合

$$4.9140 : \frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}} \quad \times \quad \frac{75}{100}$$

$$\frac{6,552\text{円}}{1,000\text{本}} : \text{地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率}$$

C：当該市町村を包括する都道府県に対して交付する令和5年度市町村たばこ税都道府県交付金の額

算式

$$(c \times d - e) \times 0.75$$

(c×d-e)×0.75に千円未満の端数があるときはその端数を切り上げ、(c×d-e)が負数となるときは0とする。

算式の符号

c 令和4年3月1日から令和5年2月末日までの間に当該市町村の区域内において売渡し等が行われた製造たばこの本数

d 地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

e 令和2年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口（地方税法第485条の13に規定するたばこ消費基礎人口をいう。以下同じ。）に2を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計数で除して得た割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。）

0.75 算入率

## 五 鉱産税

令和5年度の基準税額は、次の算式で算定した額とする。

$$\text{算式} \quad A \times 0.0075 + B \times 0.00525$$

算式の符号

A：当該市町村における令和4年度の現年課税分の課税標準となった額（令和5年4月1日現在において閉鎖している作業場に係るものとして総務大臣が調査した生産量に係る課税標準額を除く。）から令和3年度以前の年度分について令和4年度中に更正を行った場合における、令和3年度以前の課税標準額を控除した額のうち、地方交付税法第520条第1項本文の規定の適用を受けるものの額。

B：当該市町村における令和4年度の現年課税分の課税標準となった額（令和5年4月1日現在において閉鎖している作業場に係るものとして総務大臣が調査した生産量に係る課税標準額を除く。）から令和3年度以前の年度分について令和4年度中に更正を行った場合における、令和3年度以前の課税標準額を控除した額のうち、地方交付税法第520条第1項ただし書の規定の適用を受けるものの額。

(標準税率) (算入率)

$$0.0075 : \frac{1}{100} \times \frac{75}{100}$$

$$0.00525 : \frac{0.7}{100} \times \frac{75}{100}$$

(注) 1 A及びBには、地方税法第6条又は第532条の規定に基づき、各市町村の条例により課税免除、不均一課税又は減免の措置を行ったものについても含めて算定するものであること。

2 課税標準となった額及び基準税額の千円未満の端数は四捨五入すること。

## 六 特別土地保有税

今年度においても令和4年度に引き続き、算定は行わない。



## 七 事業所税

令和5年度の基準税額は、令和4年度以前からの課税団体について、次の算式によって算定した額とする。

$$\text{算式} \quad \left\{ (A \times 600 \text{円} + B \times \frac{0.25}{100}) - C \right\} \times 0.74925$$

算式の符号

A：令和4年度に課税の対象となったもののうち、事業所税の資産割に係る事業所床面積（地方税法第6条又は第701条の57の規定による課税免除及び不均一課税又は減免を行ったものを含み、同法第701条の34の規定により非課税となるもの、同法第701条の41の規定により控除されるもの及び同法第701条の43の規定による免税点以下のものを除く。以下同じ。）

なお、令和4年度中に修正申告又は更正があった場合においては、その最終の修正申告又は更正による事業所床面積とする。

B：令和4年度に課税の対象となったもののうち、事業所税の従業者割に係る従業者給与総額

なお、修正申告等に係る取扱いは、Aの場合と同様とすること。

C：A及びBに係る税額のうち、令和3年度以前に申告納付等がなされたものについて、令和4年度中に修正申告等があった場合において、当該修正申告等に係る令和3年度以前に既に納付の確定していた税額

$$0.74925 = \frac{\text{(徴収率)}}{100} \times \frac{\text{(算入率)}}{100}$$
$$0.74925 = \frac{99.9}{100} \times \frac{75}{100}$$

## 八 利子割交付金

- 1 令和5年度の基準額は、次の算式により算定した額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には当該額を零とする。

算式 令和5年度分の推計基準額＋令和4年度分に係る精算額＋令和3年度分に係る精算額＋令和2年度分に係る精算額＋総務大臣修正額

- 2 令和4年度分の推計基準額

算式  $(A \times 1.592) \times 0.75$

算式の符号

A：令和3年度の8月、12月及び3月に交付された利子割交付金の額の合算額

1.592：令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた利子割交付金の推計乗率

- 3 令和4年度分に係る精算予定額は、次の算式により算定した額から当該額の2/3に相当する額（千円未満の端数は四捨五入）を控除して得た数とする。

算式  $(A \times 0.75 + B) - C$

算式の符号

A：2のAと同じ

B：令和4年度減収補填債のうち利子割交付金に係るものとして発行された額の75/100に相当する額

C：令和4年度普通交付税の算定に用いた推計基準額

- 4 令和3年度分に係る精算額は、令和4年度算定における令和3年度分精算繰越額の1/2とする。

- 5 令和2年度分に係る精算額は、令和4年度算定における令和2年度分精算繰越額とする。

- 6 総務大臣修正額は、前年度以前の年度における利子割交付金の基準額について総務大臣が修正すべきものと認めた額である。

## 九 配当割交付金

令和5年度の基準額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$(A \times \alpha) \times 0.75$

算式の符号

A：令和4年度の配当割交付金の額

$\alpha$ ：1.249

令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

## 十 株式等譲渡所得割交付金

令和5年度の基準額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$(A \times \alpha) \times 0.75$

算式の符号

A：令和4年度の株式等譲渡所得割交付金の額

$\alpha$ ：1.098

令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

## 十一 法人事業税交付金

- 1 令和5年度の基準額は、次の算式により算定した額とする。

ただし、当該額が負となる場合は零とする。

算式 令和5年度分の推計基準額＋令和4年度分の精算額＋令和3年度分の精算額＋令和2年度分の精算額＋総務大臣修正額

- 2 令和5年度分の推計基準額は、次の算式により算定した額とする。

算式  $(A \times \alpha \times B / C) \times 0.75$

$A \times \alpha$ 、 $A \times \alpha \times B / C$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A 当該市町村を包括する道府県の前年度の法人事業税調定額（標準税率分）として総務大臣が通知した数

B 当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法施行規則第7条の2に規定する従業者数とする。ただし、地方税法施行規則第7条の2の2の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者数とする。）

C 当該道府県の区域内の市町村に係るEの合計

$\alpha$  0.07

- 3 令和4年度分の精算額は、次の算式により算定した額とし、2/3を翌年度に繰り越すものとする。

算式  $(A \times 0.75 + B) - C$

算式の符号

A 令和4年度の8月、12月及び3月に交付された法人事業税交付金の額の合算額

B 令和4年度減収補填債のうち法人事業税交付金に係るものとして発行された額の75/100に相当する額

C 令和4年度普通交付税の算定に用いた推計基準額

- 4 令和3年度分の精算額は、令和4年度算定における令和3年度分精算繰越額に1/2を乗じた額とする。

- 5 令和2年度分の精算額は、令和4年度算定における令和2年度分精算繰越額とする。

- 6 総務大臣修正額

令和4年度以前の年度における確定基準税額で修正を要するものとして総務大臣が認めた額とする。

（注）端数計算については、算出資料参照のこと。

## 十二 地方消費税交付金

令和5年度の基準額は、従来分及び引上げ分に係る基準額の合算額とする。

### 【従来分】

算式

$$A \times 1.031 \times 0.75$$

算式の符号

A : 令和4年度の6月、9月、12月及び3月に交付された地方消費税交付金の額（従来分）

$$1.031 = \frac{\text{令和5年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（従来分）に係る収入見込額1,473,204,000千円}}{\text{令和4年度交付金額（従来分）の全国計1,429,582,506千円}}$$

0.75 : 算入率

### 【引上げ分】

算式

$$B \times 1.031 \times 0.75 + B \times 1.031 \times 0.25$$

算式の符号

B : 令和4年度の6月、9月、12月及び3月に交付された地方消費税交付金の額（引上げ分）

$$1.031 = \frac{\text{令和5年度地方財政計画のうち地方消費税交付金（引上げ分）に係る収入見込額1,778,061,000千円}}{\text{令和4年度交付金額（引上げ分）の全国計1,725,383,715千円}}$$

0.75、0.25 : 算入率

## 十三 ゴルフ場利用税交付金

令和5年度の基準額は、ゴルフ場ごとに、次の算式により算定した額の合計額とする。

算式

$$\text{単位額} \times (\text{延利用者の1日当たりの数} \times 0.946)$$

算式の符号

- ① 単位額は、ゴルフ場ごとの1人1日当たりの税率に192を乗じたものである。

$$192 = 365 \text{日} \times \frac{7}{10} \times \frac{75}{100} \quad \left( \frac{7}{10} : \text{交付率} \right)$$

(注) 1人1日当たりの税率とは、当該市町村の所在する都道府県条例により定められた令和5年4月1日現在の税率である。

- ② 延利用者の1日当たりの数は、ゴルフ場ごとの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの間における延利用者数を365日で除して得た数とする（1人未満の端数は四捨五入する。）。

具体的には、令和5年4月6日付け総財交第31号「令和5年度普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に用いる基礎数値等について」（収入関係）「第16ゴルフ場利用税交付金に関する調」中、1日当たり利用者数（C）欄に記載した数を用いること。

- ③ 0.946は、令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率。

#### 十四 軽油引取税交付金

令和5年度の基準額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$(\text{前年度の軽油引取税交付金の額} \times \text{指定都市ごとの伸率}) \times 0.75$$

$$\text{指定都市ごとの伸率 (省令別表第11)} = \left( \sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.009 \right) \times 1.007$$

算式の符号

a : 指定都市ごとの令和4年度の軽油引取税交付金の額 (千円)

b : 指定都市ごとの令和2年度の軽油引取税交付金の額 (千円)

$$1.009 : \sqrt{\frac{a \text{の全国総額}}{b \text{の全国総額}}}$$

$$1.007 : \frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額}}{a \times \left( \sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.009 \right) \text{の全国総額}}$$

#### 十五 市町村交付金

令和5年度の基準額は、次の算式により算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合には、当該額を0とする。

算式

$$\text{当該年度の交付金算定標準額} \times 0.0105 + \text{交付金の前年度以前の過大} (\Delta) \text{又は過少に係る基準額}$$

- (1) 当該年度の交付金算定標準額は、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）により、各省各庁の長若しくは地方公共団体の長が通知した固定資産の価格を基礎とし、令和5年3月31日までに通知のあった価格（同日までに修正通知のあったものについては、修正後の価格）に基づいて算定したものであること。
- (2) 前年度以前の市町村交付金の算定に用いた算定標準額について、令和4年4月1日以降令和5年3月31日までの間に価格の通知が変更されたこと、その他の理由により総務大臣が過大又は過少と認めたものについては、基準額の異動額について過大過少措置をするものであること。
- (3) 乗率の算定基礎については、次のとおりである。

$$0.0105 : \frac{1.4}{100} \times \frac{75}{100}$$

## 十六 環境性能割交付金

令和5年度の基準額は、指定都市にあっては、地方税法第177条の6第1項及び第2項に係るものごとに、次の算式により算定した額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあっては、次の算式により算定した額とする。

算式

$$(A \times B) \times 0.75$$

(A×B) 及び (A×B) ×0.75 に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A：前年度中に環境性能割交付金（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）による改正前の地方税法第143条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金を含む。）として当該市町村に対して交付された額

B：次の算式によって算定した率

算式

$$\sqrt{\frac{a}{b}} \times 0.7479$$

$\frac{a}{b}$ 、 $\sqrt{\frac{a}{b}}$  及び  $\sqrt{\frac{a}{b}} \times 0.7479$  に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a：Aに同じ。

b：当該年度の前3年度に環境性能割交付金として当該市町村に対して交付された額

0.7479：令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

## 十七 特別とん譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。ただし、当該額が負となる場合は、当該額を0とする。

算式

$$\text{令和4年度特別とん譲与税額} \times 0.970 + \text{精算額} (\text{令和4年度譲与額} - \text{令和3年度譲与額} \times 0.966)$$

0.970：令和5年度地方財政計画による収入見込額等を勘案して定めた率

(注) 上記の算式の算定過程における千円未満の端数は、四捨五入する。

## 十八 地方揮発油譲与税

令和5年度の基準税額は、指定都市にあっては次の算式の国県道分と市町村道分を合算した額、その他の市町村にあっては市町村道分の額とする。

### 1 国県道分

算式

令和4年度地方揮発油譲与税額 × 0.980 (千円未満の端数は四捨五入する。)

0.980の算出基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 125,512 \text{ 百万円} - 1,899 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 128,383 \text{ 百万円} - 2,283 \text{ 百万円}} = 0.980$$

※ 1,899百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する県に係る令和5年度譲与見込額

2,283百万円：譲与制限を受ける団体、譲与制限解除団体、新指定都市及びそれらを包括する県に係る令和4年度譲与額

### 2 市町村道分

算式

令和4年度地方揮発油譲与税額 × 0.978 (千円未満の端数は四捨五入する。)

0.978の算出基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 90,888 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 92,967 \text{ 百万円}} = 0.978$$



## 十九 石油ガス譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度石油ガス譲与税額 × 1.064 (千円未満の端数は四捨五入する。)

1.064の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 5,000 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 4,697 \text{ 百万円}} = 1.064$$

## 二十 自動車重量譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度自動車重量譲与税額 × 0.975 (千円未満の端数は四捨五入する。)

0.975の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 271,400 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 278,270 \text{ 百万円}} = 0.975$$

## 二十一 航空機燃料譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度航空機燃料譲与税額 × 1.133 (千円未満の端数は四捨五入する。)

1.133の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 12,200 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 10,767 \text{ 百万円}} = 1.133$$

## 二十二 森林環境譲与税

令和5年度の基準税額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度森林環境譲与税額 × 0.999 (千円未満の端数は四捨五入する。)

0.999の算出基礎は、次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 44,000 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度譲与税額 } 44,000 \text{ 百万円}} = 0.999$$

## 二十三 交通安全対策特別交付金

令和5年度の基準額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和4年度交通安全対策特別交付金額 × 1.127 (千円未満の端数は四捨五入する。)

1.127の算出基礎は次のとおりである。

$$\frac{\text{令和5年度地方財政計画収入見込額 } 51,600 \text{ 百万円}}{\text{令和4年度交付金額 } 45,803 \text{ 百万円}} = 1.127$$

## 二十四 地方特例交付金

令和5年度の基準額は、次の算式により算定した額とする。

算式

令和5年度地方特例交付金の額 × 0.75

## 二十五 東日本大震災に係る特例加算

地方交付税法（昭和25年法律第211号）附則第7条の4第2号により、総務省令で定めるところにより算定した減収見込額とは、以下の対象法律に規定する対象税目における令和5年度の東日本大震災に係る地方税の減収見込額であり、その合算額に0.75を乗じて得た額として総務大臣が通知した額を基準財政収入額に加算（以下「特例加算」という。）する。

なお、条例減免による減収見込額は特例加算の対象外である。

### （対象法律）

- ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
- ・地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）
- ・東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号）
- ・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）
- ・地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）
- ・租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）
- ・地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）
- ・地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）
- ・地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）
- ・地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）
- ・所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）
- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）
- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）

### （対象税目）

- ・市町村民税の所得割に係る減収見込額
- ・市町村民税の法人税割に係る減収見込額

- ・ 固定資産税に係る減収見込額
- ・ 法人事業税交付金に係る減収見込額

## ◎ 地方特例交付金

### 1 交付基準額の算定方法

次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times 1.0141440$$

算式の符号

A：当該市町村の令和5年5月末現在における市町村民税に係る住宅借入金等特別税額控除見込額

1.0141440：地方特例交付金総額（204,500百万円）から錯誤総額を加算し、又は減算した額を、各都道府県及び各市町村の令和5年5月末現在における住宅借入金等特別税額控除見込額の合算額で除して得た率

### 2 交付金の額の調整

地方特例交付金総額と1による算定後の合算額との間に差額があるときは、その差額を交付基準額が最も大きい都道府県又は市町村の交付基準額に加算し、又はこれから減額するものとする。

### 3 錯誤措置

地方特例交付金を各市町村に交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要があるときは、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があったことを発見した日以後初めて決定し、又は変更する額に加算し、又はこれから減額した額をもって各市町村に交付すべき額とするものとする。

## ◎ 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債発行可能額については、財源不足が生じている地方団体における当該不足額を基礎として算出する、財源不足額基礎方式により算出することとしている。

### 1 発行可能額の算定方法

次により算定した額を臨時財政対策債発行可能額とする。

$$\text{臨時財政対策債発行可能額} = A \times 0.0544 \times B \times \alpha$$

算式の符号

A：控除前財源不足額（基準財政需要額（錯誤額は反映せず）と基準財政収入額（錯誤額は反映せず）の差額）

※縮減が始まっている団体にあつては、縮減後の控除前財源不足額を用いること。

0.0544：臨時財政対策債の全国総額（市町村分）を臨時財政対策債の全国総額（市町村分）と普通交付税の交付基準額の全国総額（市町村分）の合算額で除した数。

B：補正係数

補正係数の算式は以下の点に留意し、算出すること。

- 合併関係市町村に係る積算においては、合併関係市町村それぞれの基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の平成30～令和4年度平均を用いること。
- 令和5年4月1日現在に指定都市である団体は、指定都市の区分の計算式を、中核市又は施行時特例市である団体は、中核市・施行時特例市の区分の計算式を、その他の市町村においては、その他の市町村の区分の計算式を用いることとする（合併関係市町村においても同様の取り扱いとする。）。
- 補正係数が、P=1.00の場合に算出した係数を超えるときは、P=1.00の場合に算出した係数とする。

指定都市

基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の平成30～令和4年度の平均	補正係数
～ 0.10	1.2259P + 0.7882
0.10 ～ 0.20	1.3438P + 0.7766
0.20 ～ 0.30	1.8287P + 0.6793
0.30 ～ 0.40	2.5494P + 0.4632
0.40 ～ 0.50	4.6712P - 0.3855
0.50 ～ 0.60	6.6178P - 1.3586
0.60 ～ 0.70	9.3810P - 3.0167
0.70 ～ 0.80	12.2236P - 5.0059
0.80 ～ 0.90	13.3517P - 5.9090
0.90 ～	13.9158P - 6.4171

P：基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の平成30～令和4年度の平均

※0.0544×B（補正係数）が0.85を超えるとときは0.85とする。

中核市・施行時特例市

基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の平成30～令和4年度の平均	補正係数
～ 0.10	0.5641P + 0.1519
0.10 ～ 0.20	0.7595P + 0.1324
0.20 ～ 0.30	1.1097P + 0.0623
0.30 ～ 0.40	1.6941P - 0.1128
0.40 ～ 0.50	2.8425P - 0.5722
0.50 ～ 0.60	4.1642P - 1.2340
0.60 ～ 0.70	6.6768P - 2.7404
0.70 ～ 0.80	9.5377P - 4.7432
0.80 ～ 0.90	9.9838P - 5.1012
0.90 ～	10.4134P - 5.4867

P：基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の平成30～令和4年度の平均

※ $0.0544 \times B$ （補正係数）が0.85を超えるときは0.85とする。

その他の市町村

基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の平成30～令和4年度の平均	補正係数
～ 0.10	0.1751P + 0.0525
0.10 ～ 0.20	0.2728P + 0.0428
0.20 ～ 0.30	0.4277P + 0.0116
0.30 ～ 0.40	0.6821P - 0.0642
0.40 ～ 0.50	1.1484P - 0.2511
0.50 ～ 0.60	1.7715P - 0.5624
0.60 ～ 0.70	3.0361P - 1.3215
0.70 ～ 0.80	4.8850P - 2.6158
0.80 ～ 0.90	5.4306P - 3.0517
0.90 ～	6.0334P - 3.5948

P：基準財政収入額／基準財政需要額（臨時財政対策債発行可能額振替前）の平成30～令和4年度の平均

※ $0.0544 \times B$ （補正係数）が0.85を超えるときは0.85とする。

$\alpha$ ：総額に合わせ付けるための率

2 臨時財政対策債発行可能額の額の調整

市町村の臨時財政対策債発行可能額総額と1による算定後の合算額との間に差額があるときは、1の算定において、臨時財政対策債発行可能額が最も大きい市町村の臨時財政対策債発行可能額に加算または減額するものとする。